

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	オリジナル婚姻届の作製等	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実		本市の特色をイメージしたイラストを施したオリジナル婚姻届の配布により、カップルの門出を祝福するとともに、本市の魅力を市内外にアピールすることで、宇都宮市に「住んでみたい」「住み続けたい」と思う気持ちの醸成を図る。	・婚姻届提出者 ・来庁者	・「提出用」と「記念用」を複写式にしたものに、「記載例」を追加した3枚綴りのオリジナル婚姻届やパンフレット(みやナビ)、記念用台紙の配布 ・フォトスポットの設置	計画 どおり	990	R1	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):オリジナル婚姻届による届出数】 ・令和4年度にデザインを更新したオリジナル婚姻届について、本市に婚姻届を提出した方(2,224件)の約半数(1,010件)の方がオリジナル婚姻届による届出であることから、本市の魅力を市内外にアピールするという事業の目的を一定程度達成することができた。 【②今後の取組方針:オリジナル婚姻届、フォトスポットの利用促進】 ・オリジナル婚姻届、フォトスポットをより多くの方に利用していただけるよう、SNSを活用するなど周知広報に努める。	
2	子育て環境プロモーション事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	「結婚・子育てするなら宇都宮」のイメージの醸成	若者や子育て家庭等	本市における子育ての安心感や楽しさをイメージできる広告をSNS等を活用しながら広く周知するとともに、子育て支援に関する情報をまとめたリーフレットを作成する	計画 どおり	4,746	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):若者に対する効果的なプロモーションの実施】 ・若者の利用率が高いSNS等(YouTube, Instagram, TikTok)のデジタルツールを通じて子育てに対する安心感や楽しさ、子育て支援情報を伝えるとともに、結婚から教育までの支援策を取りまとめたリーフレットを学校や商業施設等を通じて配布し、子育てに対する安心感や楽しさのイメージの醸成を図ることができた。 ・さらなるイメージの醸成に向けては、サービスデザイン思考を取り入れ、支援情報の内容がより分かりやすく伝わるよう、表現方法やSNS等での配信方法を工夫する必要がある。 【②今後の取組方針:若者の子育てイメージの更なる醸成】 ・市民等を対象に実施したアンケート等の結果を踏まえながら、若者に伝わりやすい動画やリーフレットの作成、より効果的な広告の手法を検討し、庁内関係課とも連携して、プロモーション活動を展開することにより、子育てに対する安心感や楽しさを広く認識していただく。	
3	ふれあいのある家庭づくり事業の推進	Iー1	・結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 ・子ども・若者の健全育成環境の充実	SDGs	家庭における親子のふれあいや絆づくりの推進	宇都宮市青少年育成市民会議	ふれあいのある家庭づくりの推進に要する経費の一部を補助	計画 どおり	1,221	S41		【①昨年度の評価(成果や課題):市民が主体となった取組の推進】 ・「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」について、より見やすくなるよう周知チラシのレイアウト変更や、学校などの応募が見込める配布先への効果的な配布を行うことで応募作品が増加した。 (応募作品数 R4:947→R5:963) ・「家庭の日」について、広報紙やオリオンスクエアでの情報提供、本庁舎や地区市民センター等におけるのぼり旗掲出、イベント等における「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」受賞作品の展示等により周知啓発に取り組んだ。 ・地域全体で家庭における親子のふれあいや絆づくりを推進していくため、より身近な地域での周知・啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:より効果的な周知の実施】 ・引き続き、青少年育成市民会議の構成団体との意見交換を重ねながら、身近な地域での「家庭の日」の更なる周知に向けたのぼり旗の作成、配布など、より効果的な実施手法について検討していく。	
4	こども医療費助成	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	・病気の早期発見・早期治療、こどもの健康増進 ・子育て家庭の経済的負担の軽減	高校3年生相当年齢までの子ども	保険診療自己負担分の医療費を助成する。	計画 どおり	2,804,719	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):経済的負担の軽減・周知啓発の実施】 ・高校3年生相当までの子どもに対し、現物給付方式(栃木県内の医療機関等以外は償還払)による助成を実施し、子育て家庭の医療費について、負担軽減を図ることができた。 ・引き続き、本制度の理解促進を図ることで、必要十分な適正受診について周知を行う必要がある。 ・デジタルの活用による効率的な事業の推進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:本制度の理解促進・デジタル化による利便性の向上】 ・すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、経済的負担を軽減することにより、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し、引き続き健康増進の推進を図っていく。 ・医療機関等と連携を図りながら、円滑かつ適正な助成を実施するとともに、引き続き、本制度の理解促進や適正受診に係る周知について、様々な機会を捉えて取り組んでいく。 ・マイナンバーカードのみで受診できるシステム(PMH)の効果的な導入時期について検討する。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	こんにちは赤ちゃん事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs 戦略事業	母子の状況等の把握と育児不安の軽減	生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、母子の健康状態や養育環境の把握、必要な保健指導や育児に関する情報の提供を実施	計画どおり	15,881	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):産後ケア事業等との連携による適切な支援の実施】 ・産後ケア事業との連携により、乳児やその保護者の状況把握を行い、適切な支援を実施した。 ・「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業」の円滑な実施を図るため、事業の周知に努めることにより、97.9%の訪問面接を行うことができた。(R4より7.1%向上) ・支援の更なる充実を図るため、面接率の向上や訪問指導員のより一層の資質向上、保健福祉事業等とのこれまで以上の連携が必要である。 【②今後の取組方針:訪問指導員の資質向上と保健福祉事業との連携】 ・今後は、出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、面接率の向上、訪問指導員の資質の向上に取り組むとともに、県の「ようこそ赤ちゃん支え愛事業」との連携により産後の母子の状態やニーズを把握しながら、継続して実施していく。さらに、産後うつ等の要支援者については、産後ケア、産後サポート事業の実施により、更なる支援の充実を図るなど、保健福祉事業や関係機関と連携しながら継続した支援の強化に取り組んでいく。 ・また、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業」の円滑な実施を図るため、引き続き、丁寧な事業の周知に努めていく。	
6	子育て支援短期入所事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	一時的な養育困難家庭における子育て支援及び児童虐待の未然防止	児童(18歳未満)及びその保護者	保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設8施設に事務を委託して実施	計画どおり	2,164	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):利用ニーズに応じた対応】 ・子育て支援短期入所事業(ショートステイ)について、利用者のニーズに応じられるよう、施設と利用日等の調整を丁寧に行ったほか、国によるレスパイト・ケアの考えに対応するなどにより、児童虐待の未然防止に資する子育て支援を推進することができた。 ・児童が身近な地域で支援サービスを受けられるよう、里親への委託など、身近な受け入れ先で支援が受けられるよう検討・調整を行う必要がある。 【②今後の取組方針:利用ニーズの多様化及び改正児童福祉法への対応】 ・利用ニーズの多様化に対応するため、子育て支援短期入所事業(ショートステイ)を行う事業者との意見交換を行うとともに、里親への委託について先進自治体の状況把握をするなど、具体的な実施方法について、県と連携しながら適切に対応していく。また、児童福祉法の改正を踏まえ、親子利用の実施に向けた受け入れ施設の調整などを行いながら、事業実施に向け取り組んでいく。	拡大
7	産後ケア事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs 戦略事業	産後うつなどの疑いのある母親の早期発見、休養や母体ケアなどの実施による母子の健康増進と児童虐待の未然防止	産婦健診等により把握した産後うつの疑いのある母親	産後ケア:宿泊型・通所型・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供 産後サポート:訪問員による見守り及び心理的ケアを実施	計画どおり	21,893	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):受診しやすい環境の整備】 ・産婦の心身のケアや育児サポート、休養の機会を提供する産後ケア事業及び産後サポート事業の更なる充実を図るため、実施機関の拡大などに取り組むことができた。(実施機関R4:12施設⇒R5:15施設) ・国や県の制度を活用した利用者負担額の減免に加え、市独自の上乗せ策(国・県5回目まで⇒市6・7回目分も対応)を行うことにより、利用者の更なる経済的負担の軽減に取り組むことができた。 ・引き続き、産後ケア事業の効果や課題を検証し、より一層の事業の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:産後ケア事業の更なる充実】 ・産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、産後うつの疑いがあるなど支援を要する母子に対しては、サポートプランに基づき、関係機関との連携を緊密にし、産後ケア・産後サポート事業の実施といった切れ目のない支援につなげていく。 ・今後も利用ニーズの増加に対応するため、実施機関の更なる拡大や、より利用しやすい制度設計・効果的な事業の実施に努めていく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
8	こども家庭センター事業 (母子保健分野)	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望 をかなえる支援の充実	SDGs 戦略事業	母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置により相談支援の強化を図る	・妊娠婦, 子育て世帯, 子ども	・児童福祉及び妊産婦の福祉や母子保健の相談 ・要支援者の把握等 ・個々の事情に応じたサポートプランの作成 ・もうすぐ38っ子面接の実施	計画 どおり	2,324	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):こども家庭センター事業の推進】 ・市町村に「こども家庭センター」を令和6年4月に設置することが努力義務化されたが、本市においては1年前倒して令和5年4月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談機能を行う体制を整備することができた。 ・5か所の子育て世代包括支援センターを、「こども家庭センター相談窓口」として位置づけ、母子保健相談員をそれぞれ新たに配置し、相談支援の充実を図ることができた。 ・支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報の共有・連携を図りつつ、訪問指導等を実施するなど、「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、切れ目ない支援を実施することができた。 ・また、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業」のうち、妊娠届出時の妊婦全数面接及び妊娠8か月面接の実施、子育てガイドの説明やマタニティプランの作成等、身近な地域において寄り添った相談支援を実施することができた。 ・今後においても支援を要する母子に対して、安心して子育てができるよう更なる支援の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:更なる支援の充実】 ・引き続き、支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報を共有・連携し、切れ目ない支援を実施していくとともに、安心こども基金を活用しながら、こども家庭センター事業の推進に努めていく。	
9	妊娠SOS相談事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望 をかなえる支援の充実	SDGs	予期せぬ妊娠の疑いがある低所得の妊婦を対象とした妊娠判定受診料助成などの経済的負担の軽減や、早い段階からの必要な支援の実施	市民税非課税世帯相当の所得水準と判断される者	・にんしんSOS相談窓口の設置(子ども支援課・市保健センター) ・妊娠検査薬の提供 ・妊娠判定手数料の助成	計画 どおり	0	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の認知度の向上】 ・令和4年度より「予期せぬ妊娠」の早期の把握や、社会的に孤立してしまう妊婦に対する速やかな支援に向けた取組として、「妊娠SOS相談事業」を開始し相談対応を行っており、さらに妊娠判定受診料の助成等につながるよう、事業の認知度を高めていくための取組が必要である。 ・低所得の妊婦を早めの受診につなげることができるよう、更なる経済的支援など安全・安心な出産を迎えるための環境整備が必要である。 【②今後の取組方針:安全・安心な出産に向けた事業の継続実施】 ・事業の普及啓発に向けた取組を推進する。 ・また、令和5年度より新たに開始した「低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(償還払い)」と併せて、予期せぬ妊娠に悩む若年者や低所得の妊婦に対する経済的負担の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦を早期に把握に努め、安心・安全な出産につなげていく。	
10	不妊治療費助成	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望 をかなえる支援の充実	SDGs 戦略事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減	不妊治療を受けた夫婦	治療に要した費用の一部を助成する。	計画 どおり	95,834	H16	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):不妊治療費助成の実施・周知啓発の実施】 ・令和4年4月に開始した不妊治療の保険適用に伴う国の経過措置として、「不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)」が実施され、令和5年度を以て事業が終了となる中、本市独自の「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」を令和4年度から継続して実施し、不妊治療の保険適用後も子どもに恵まれない夫婦への経済的負担の軽減を図ることができた。 ・「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」については、各医療機関への制度内容の周知により連携を図り、前年度より450件以上多い利用実績を上げることができた。 ・今後も、治療を希望する方へ最新の情報を確実に届けられるような周知・啓発が必要である。 【②今後の取組方針:不妊治療費助成の円滑な実施・医療機関等への理解促進】 ・本市独自の助成制度を継続するとともに、不妊治療を希望する方に必要な情報を確実に届けられるよう、個々の治療ケースに応じたきめ細かな説明に努めることで、医療機関等の更なる理解促進を図る。	
11	一般健康相談	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望 をかなえる支援の充実	SDGs	妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する必要な知識の提供・助言	・妊娠婦 ・乳幼児とその保護者 ・思春期の子どもとその保護者等	保健師等による妊娠・出産・育児等の健康に関する個別相談	計画 どおり	114	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):きめ細かな相談支援の充実】 ・令和4年度から「保健センター」に母子保健コーディネーターを配置し、土・日にも健康相談を実施してきたほか、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接の実施などによりきめ細やかな相談支援を実施することができた。 ・また、相談支援により、支援が必要な妊婦を早期に見極め、妊娠中から顔の見える関係の構築や、個々の状況に応じた継続的な支援につなげることができた。 ・引き続き、妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する解決の手助けとなるよう、身近な相談窓口として、健康相談を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:きめ細かな相談支援の実施】 ・今後も、相談窓口の周知徹底を図るとともに、健康相談や個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を継続的に実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
12	性と健康に関する思春期の健康教育	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	思春期の若者を対象とした性と健康に関する正しい知識や情報の提供	中学生	保健師による性と健康に関する思春期の健康教育を実施	計画どおり	75	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):性と健康に関する正しい知識や情報の提供】 - 新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴い事業を再開(令和2～4年度未実施)し、健康教育を希望する中学校に対して専門の講師を派遣し、中学校の要望を踏まえながら、9回(受講者数1,596人)実施することができ、性と健康に関する正しい知識の普及啓発を図ることができた。 - 引き続き、学校や教育委員会等と連携を図りながら、中学生が抱える性と健康に関する悩みなどの把握に務めながら事業を展開していくことが必要である。 【②今後の取組方針:事業の効率化を図りながらの再開】 - 学校や教育委員会等の連携を図りながら、いのちの大切さや思春期の心身の変化、妊娠のしくみなどの正しい知識の啓発や情報提供に努めていく。	
13	妊産婦医療費助成	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	・病気の早期発見・早期治療の促進、妊産婦の健康増進 ・子育て家庭の経済的負担の軽減	妊産婦	保険診療自己負担分の医療費を助成する。	計画どおり	135,623	S48	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):医療費助成・周知啓発の実施】 - 疾病の早期発見、治療の促進や経済的支援を図るため、母子手帳交付月から出産後の翌々月(産褥期)までの妊産婦に対し、健康保険が適用となる医療費の自己負担分について、償還払方式による本市独自の支援(横出し)を継続して実施し、手厚い支援をすることができた。(県は出産後翌月までの助成) - 国における出産費用の保険適用化の検討が予定されている中、国・県の動向を踏まえながら、「妊産婦医療費助成制度」への対応の検討や調整が必要となる。 【②今後の取組方針:医療費助成の円滑な実施】 - 引き続き、着実な助成を実施するとともに、本制度の理解促進や適正受診に係る周知に努めながら、継続して取り組んでいく。 - 出産費用の保険適用化について、国の社会保障審議会等の検討内容を情報収集し、国の動向を注視していく。	
14	妊産婦健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	戦略事業	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援	妊産婦	- 母子健康手帳交付時に受診票(妊婦健診14回、産婦健診2回分)を交付 - 医療機関の健診(保険診療外)時に1回目2万円、8回目1万1千円、11回目9千円 - その他の回5千円を上限に公費負担 - 多胎については、交付枚数の上限なし	計画どおり	304,540	H8 産婦健康診査についてはH29		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な健康管理に資するための受診率の更なる向上】 - 母子健康手帳交付時などの機会をとらえて妊産婦健康診査の大切さを妊婦に周知し、産後1か月健診においては高い受診率(94.9%)を得ることができた。 - 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療につながるよう妊婦健康診査の受診率の更なる向上が必要であり、また、産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見するため、産婦健康診査についても、受診率の更なる向上が必要である。 【②今後の取組方針:妊産婦健康診査の継続実施】 - 今後とも、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う必要があることから、子育て支援アプリや妊娠後期に当たる妊娠8か月面接の機会を活用して、事業の趣旨を含めた周知を徹底することにより、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。 - また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などに適切につなげることで、切れ目ない支援を実施していく。	
15	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる	市民税非課税世帯相当の所得水準と判断される者	・妊娠判定に要した費用を1回の受診につき、1万円を上限に償還払いにて助成	計画どおり	39	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の認知度の向上】 - 母子保健衛生費国庫補助金を活用して低所得の妊婦に対する、初回産科受診料の助成を開始し、7件の助成により低所得の妊婦への経済的支援を実施するとともに、支援が必要な妊婦を把握し、支援につなげることができた。 - 医療機関等への周知や母子健康手帳交付時に案内するなど、事業の周知を行ってきたが、あまり実績があがらず、認知度を高めていくための取組が必要である。 【②今後の取組方針:安全・安心な出産に向けた事業の継続実施】 - 支援が必要な妊婦が利用できるよう、事業の周知に努めていく。	
16	先天性股関節脱臼健診	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	先天性股関節脱臼の早期発見	生後3～4か月児	医療機関に委託し、股関節開排制限検査及び大腿骨骨頂の位置の検査を実施	計画どおり	23,701	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):様々な機会を通じた受診勧奨の実施】 - 受診率の向上を図るために、こんにちは赤ちゃん訪問指導や乳児健診などの機会に受診を勧奨し、92.8%の受診率が得られた。 - 一方で、同時期に受診する4か月児健康診査の受診率と比較するとやや低く、受診率の更なる向上を図るための取組が必要である。 【②今後の取組方針:先天性股関節脱臼検診の継続実施】 - 引き続き、先天性股関節脱臼の早期発見と適切な治療につなげるため、「こんにちは赤ちゃん訪問」等の様々な機会を捉えて受診勧奨し、受診率の更なる向上を図りながら、事業を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
17	妊産婦の歯科健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊娠中及び産後の口腔疾患の予防・早期発見・早期治療の支援	妊産婦	・母子健康手帳交付時に歯科健診受診票(1枚)を交付 ・医療機関受診時に健診費用を公費負担	計画 どおり	7,001	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):母子健康手帳交付時の受診勧奨の実施】 ・母子健康手帳交付時に受診を促し、妊娠中における口腔疾患予防・早期発見の大切さを周知することができたが、受診率は毎年30%前後で推移していることから、受診率の更なる向上が必要である。 【②今後の取組方針:妊産婦の歯科健康診査の継続実施】 ・引き続き、妊産婦の健康の保持増進のため、妊娠中の口腔疾患の予防や早期発見・早期治療を促し、母子の口腔内の健康保持を図る。また、妊娠届出時や産婦人科での健診時の保健指導などにおいて、歯科健診の重要性を周知し、受診率の向上に努めながら、歯科健康診査を継続して実施する。	
18	健康教育(母子)	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防	乳幼児とその保護者	子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施	計画 どおり	399	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):規模縮小の上で事業の再開】 ・「離乳職教室」については、全市統一プログラムを作成し、保健センター及び平石地区市民センター・姿川地区市民センターの両拠点で開催することができた。 ・また、オンライン開催を望む意見を踏まえ、子育て支援アプリに掲載されている動画配信を活用することにより、直接参加できない子育て世帯に対しても離乳食教室を実施することができた。 【②今後の取組方針:事業の効率化を図りながら実施】 ・引き続き、事業の効率化を図りながら、育児に関する正しい情報を提供することにより、安心して子育てできるよう事業を実施していく。 ・「離乳食教室」については、これまでの保健センター、平石地区市民センター、姿川地区市民センターに河内地区市民センターを加えた4会場で実施する。	拡大
19	ママパパ学級	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	安心安全な出産と夫婦・家族の協力による子育て支援	妊婦とその夫	保健師、助産師を講師とし、妊娠・出産・育児に関する講話、実習、グループワークの実施	計画 どおり	828	S41		【①昨年度の評価(成果や課題):夫婦で協力した子育て支援の実施】 ・母子健康手帳交付時やもうすぐ38週子面接時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育て支援が図られた。 ・効果的なプログラムとなるよう、受講者にアンケートを実施し、受講者ニーズの一層の把握に努めた。 ・また、受講をためらう夫婦などに対しては、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内し、直接参加していない夫婦に対しても支援することができた。 【②今後の取組方針:ママパパ学級の充実】 ・引き続き、夫の育児参加を促進するとともに、妊娠中から、夫婦での子育てや産後の対応の変化、子どもを迎える準備・育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図り、受講者アンケート等を踏まえ、実施内容の検討を行っていく。	
20	母子健康手帳の交付	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	母と子の健康管理と保持増進	妊婦	妊娠の届出者に対し、母子健康手帳を交付	計画 どおり	1,311	S17		【①昨年度の評価(成果や課題):母子健康手帳交付の実施】 ・妊娠届出時に面接しながら「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」の内容を丁寧に説明することにより、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援金事業」の周知に努め、母子保健や子育てに関する情報提供を幅広く行うことができた。 ・また、令和4年度から継続して保健センターにおいて土日に母子健康手帳の交付を行うことにより、市民の利便性の更なる向上を図ることができた。 ・現在、国においては母子健康手帳デジタル化等の見直し作業に着手しており、国の動向を注視していく必要がある。 【②今後の取組方針:母子健康手帳交付の継続実施】 ・母子の健康管理と保持増進に役立つよう、引き続き、母子健康手帳交付時に効果的に情報提供を行っていくとともに、手帳の見直しについては、国の動向を注視し適切に対応していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
21	乳児健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	心身障害の疑い、又はその可能性のある乳児の早期発見及び児の健全な発育・発達の支援	乳児	委託医療機関における個別健診方式で、問診・計測・診察・相談等を実施	計画どおり	39,757	S60		【①昨年度の評価(成果や課題):乳児健康診査の実施】 ・委託医療機関による児の疾病の早期発見や発育、発達の確認により、保護者の育児に対する不安や悩みの軽減を図ることができた。 ・受診率の向上に資するため、早産児が発育・発達に見合った適切な時期に健診を受診できるよう、令和4年度から医師の判断のもと、修正月齢での受診が可能となったことから、4か月児で98.4%、10か月児で97.0%の受診率が得られた。 ・一方で、毎年、一定数の未受診児がみられることから、受診率の更なる向上を図るための取組が必要である。 ・令和6年度から「1歳児健康診査」を新たに開始するためのシステム改修や受診票発送の準備など、必要な事前作業を令和5年度中に行うことができた。 【②今後の取組方針:乳児健康診査の継続実施】 ・引き続き、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図るとともに、「すこやか訪問事業」を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、乳児健康診査を継続して実施する。 ・令和6年度から新たに「1歳児健康診査」を実施することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。	拡大
22	訪問指導	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊産婦・乳幼児とその保護への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減	主に乳幼児・児童とその保護者	家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援	計画どおり	59	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):個々のニーズに合わせた支援の実施】 ・関係機関等と連携を図りながら、保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対して個々のニーズに合わせた支援を実施することができた。 ・家庭環境の複雑化等により、関係機関との連携や継続した支援が必要なケースが増加しており、育児不安等の軽減を図るため、より一層の支援の充実が必要である。 【②今後の取組方針:保健福祉事業との連携による支援の充実】 ・今後は、保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対し、関係機関等と連携を図りながら、個々のニーズに合わせた支援を継続して実施する。また、産後うつ等の疑いがあるなど支援を要する母子に対し、産後ケア、産後サポート事業の実施により、更なる支援の充実を図っていく。	
23	栄養相談(母子)	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善	妊産婦、乳幼児とその保護者等	・栄養相談:個別に、栄養に関する相談を実施 ・親子の食生活相談:栄養士による個別の栄養相談(予約制)	計画どおり	769	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):栄養士による個別相談の実施】 ・栄養相談については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地区市民センター等市内12会場において事業を再開し、72回(相談人数347人、令和4年度から134人増)実施することができた。 ・望ましい食習慣の確立は、生活習慣病の発症を予防し、健康の保持増進につながることから、引き続き、栄養士による相談窓口を提供する必要がある。 【②今後の取組方針:栄養士による個別相談の継続実施】 ・今後も、子育て家庭が、栄養に関する必要な相談が受けられるよう、引き続き、栄養士による個別相談を実施していく。	
24	子育て世代包括支援センター	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進	妊娠期から子育て期までの全ての家庭	ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援	計画どおり	41	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):ワンストップ窓口による切れ目のない支援の実施】 ・市内5か所の「子育て世代包括支援センター」において、保健師等の専門性を活かし、妊産婦・子育て家庭の個別ニーズの把握及び情報提供・訪問指導等、ワンストップ窓口による切れ目のない支援を実施することができた。 ・また、令和5年度に設置した「こども家庭センター相談窓口」において、支援を要する妊産婦等のサポートプランの作成や関係機関との情報連携等、安心して子育てできる支援の充実を図ることができた。 【②今後の取組方針:更なる支援の充実】 ・国の動向を踏まえ、今後は「こども家庭センター相談窓口」として、身近な地域での相談支援の更なる充実を図っていく。	廃止・終了

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
25	子どものむし歯予防事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	幼児期におけるう歯及び口腔内の疾患等の早期発見・予防	満2歳から小学2年生までの児	・集団による2.5歳児歯科健康診査 ・2歳～小学2年生を対象としたフッ化物塗布、歯科検診、口腔衛生指導等	計画どおり	13,187	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):感染防止対策を徹底した子どものむし歯予防の実施】 ・フッ化物塗布事業については、感染防止対策を行いながら、コロナ禍前と同様に前後期合わせて計8回実施することができた。 ・2歳5か月児歯科健康診査の受診率は、他の幼児健康診査(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)と比較して低く、受診によりう歯の早期発見及び予防に役立つよう、受診率の向上を図るための取組が必要である。 【②今後の取組方針:子どものむし歯予防の継続実施】 ・引き続き、むし歯予防や口腔内の疾患等の早期発見を図るため、歯科健診の重要性を周知し、受診率の向上に努めながら、2歳5か月児歯科健康診査を継続して実施する。また、フッ化物塗布事業については、引き続き、前期、後期の合わせて年8回実施していく。	
26	幼児健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	身体的な疾病や障害等の早期発見及び幼児の健全育成のための育児支援	幼児	市内9会場において、月9～10回、各年112回、集団健診方式で、問診・計測・診察・相談等	計画どおり	24,532	1.6Y S53 3Y H8		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て支援アプリによる予約制の導入】 ・コロナ禍においても安全安心に受診できるよう、会場ごとの受診者数の均一化に向けた取組として、子育て支援アプリを活用した予約制を導入し、市民の利便性の向上や円滑な健診の実施を図ることができた。 ・しかし、会場ごとの予約状況に差異が見られたり、受診率が低下するなどの課題が生じたため、受診率の向上を図るための対応について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:受診しやすい実施体制の検討】 ・予約制導入後の各会場の受診者数や地区ごとの人口の推移等を踏まえ、より一層の受診しやすい実施体制を構築していくとともに、「すこやか訪問事業」を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、幼児健康診査を継続して実施する。	
27	食育の推進	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症の予防	3歳児健康診査受診児	適切な食生活に関する講話を実施	計画どおり	874	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):個別の栄養相談の実施】 ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、集団での講話を中止していたが、10月より3歳児健康診査の受診児及び保護者に対して集団による講話を再開し、適切な食生活についてより効果的な講話を行うことができた。 ・また、3歳児健康診査の受診児のうち、身体計測で問題のある受診児に対して、栄養士が個別に栄養指導を行った。 【②今後の取組方針:個別の栄養相談の継続実施】 ・引き続き、食生活に関する理解の促進と生活改善に向けた支援に取り組んでいくとともに、学童以降の肥満及び将来の生活習慣病発症を予防するため、個別指導を行った受診児のうち、必要と判断される児に対して継続支援を実施する。	
28	新生児聴覚検査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実		先天性の聴覚障害の早期発見及び早期療育	新生児	・母子健康手帳交付時に受診票を交付 ・医療機関での検査時に5千円を上限に公費負担	計画どおり	15,515	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):新生児聴覚検査の受診率の向上】 ・母子健康手帳交付時に、検査の重要性の周知や受診勧奨を行うことにより、98.2%の受診率が得られた。(令和4年度より2.2%向上) ・先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、受診率については、更なる向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針:新生児聴覚検査の継続実施】 ・事業の周知徹底や受診勧奨を行い、受診率の向上に努めながら、新生児聴覚検査を継続して実施する。	
29	出産・子育て応援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実		安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援を充実し、併せて出産育児用品購入等の負担軽減を図る経済的支援を一体的に行う	妊産婦や子育て家庭	(1)伴走型相談支援の実施 ・妊娠届出時の妊婦全数面接 ・妊娠8か月期の面接 ・出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時の面接 (2)経済的支援 ・伴走型相談支援における面接後に応援金を支給	計画どおり	703,502	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):面接の円滑な実施と応援金の適正な支給】 ・国の「出産・子育て応援交付事業」を活用しながら事業を開始し、妊娠届出時の妊婦全数面接や出産後の赤ちゃん訪問を通して、子育てに関する情報提供等を行う「伴走型相談支援」により安心して出産・子育てができるよう相談支援を実施するとともに、「うつのみや出産応援金」、「もうすぐ38(みや)っ子応援金」、「うつのみや子育て応援金」による経済的支援を一体的に実施し、妊産婦や子育て世帯の不安・負担の軽減を図ることができた。 ・面接後の応援金の支給については、他自治体と連携を図りながら、適正に支給することができた。 【②今後の取組方針:継続実施】 ・引き続き、事業を周知するとともに、「出産・子育て応援交付事業」を活用しながら、伴走型相談支援の確実な実施と応援金の適正な支給に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
30	もうすぐ38っ子応援事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実		産前・産後のうつ予防等に取り組むための妊婦全数面接の実施と出産費用や子育て用品購入等に役立てる応援金を支給し、経済的負担の軽減を図る	妊娠8か月前後の妊婦	「もうすぐ38っ子面接」と称した妊婦全数面接を実施し、面接後に応援金として3万円を支給	計画 どおり	101,100	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):面接の円滑な実施と応援金の適正な支給】 ・妊娠8か月期の妊婦を対象とした「もうすぐ38(みや)っ子面接」に併せて、本市独自(市単独事業)の「もうすぐ38(みや)っ子応援金(3万円支給)」を実施し、特色ある出産・子育て支援により、経済的支援を充実させることができた。 ・妊娠8か月前後の妊婦に対し、予約制で専門職が面接を実施し、産前・産後の不安の軽減を図り、高い面接率(98.3%)を得られた。 【②今後の取組方針:継続実施】 ・引き続き、事業を周知するとともに、もうすぐ38っ子面接の確実な実施と応援金の適正な支給に努めていく。	
31	結婚活動支援事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	セミナー等を通じた市民の結婚活動の支援	市内在住又は在勤在学の、18歳以上の独身男女等	結婚を希望する独身男女を対象とした結婚活動支援につながる自己啓発セミナーや交流会の業務委託の実施	計画 どおり	5,904	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):事業内容の充実や若い世代等への効果的な周知】 ・結婚活動に役立つセミナー等の実施により参加者同士の交流を図り、結婚を希望する男女の活動を支援した。 ・令和4年度の課題であった、イベント・セミナーにおける女性参加者の獲得に向け、女性が関心の高いテーマを設定するとともに、デジタルマーケティング等を活用した周知を実施した。 ・さらに、カップル成立件数の更なる増加に向け、全国有数の実績を持つ婚活コーディネーターを起用するなど、事業の充実・強化を図った。 ・婚活イベント等における応募者数は、令和4年度比約2.2倍となる855名となった。また、マッチングを設けた回では、計38組のカップルが成立するなど、成果が見られた。 ・引き続き、ターゲットに対して効果的・効率的な周知を実施するとともに、参加者数の増加や様々な婚活ニーズに対応した事業の充実・拡大に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:参加者のニーズなどを踏まえたイベントの充実・拡大】 ・特に若い世代の参加を促せるよう、引き続き、デジタルマーケティング等を活用しながら、効果的な周知を行っていく。 ・また、前年度の取組結果や参加者アンケートを踏まえ、事業回数の拡大を図るとともに、カップルの成立を目指したイベントを実施するなど、参加者のニーズを捉えた事業内容の充実を図っていく。	拡大
32	とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	とちぎ結婚支援センターへの入会登録促進による結婚活動の支援	とちぎ結婚活動支援センターへの入会登録希望者	県やとちぎ未来クラブが設置し、会員登録制によるパートナー探しなどの総合的な結婚支援を行うとちぎ結婚支援センターへの入会登録促進による結婚活動支援の実施	計画 どおり	935	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):入会登録促進に向けた効果的な周知啓発の実施】 ・市広報紙や市ホームページを活用した周知を行うほか、とちぎ結婚支援センターと連携し、制度の案内を行ったことで、121人の方に補助支援を実施することができた。 ・事業の更なる申請件数の増加に向けて、効果的な周知啓発の実施が必要である。 【②今後の取組方針:20代・30代への効果的な周知】 引き続き、市広報紙や市ホームページを活用した周知を行うとともに、特に制度の利用が多い20代・30代に届く周知方法を検討するなど、効果的な周知に取り組んでいく。	
33	結婚新生活支援事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	結婚に対する経済的な不安や負担の軽減	市内に在住し、夫婦ともに39歳以下である世帯	新生活に必要な住宅賃貸借費用等の一部を補助	計画 どおり	30,000	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):新生活支援に向けた効果的な周知啓発】 ・市広報紙や市ホームページを活用した周知を行うほか、市の幅広い窓口において制度のチラシ配布を行った結果、昨年度比約1.6倍の92組の方に補助支援を実施することができた。 ・事業の更なる申請件数の増加に向けて、引き続き、効果的な周知が必要である。 【②今後の取組方針:関連事業利用者に対する周知啓発の実施】 引き続き、市広報紙や市ホームページを活用した周知を行うとともに、結婚活動支援事業の参加者やとちぎ結婚支援センター入会登録料補助金の利用者などに制度の案内に取り組んでいく。	
34	子育て情報提供等事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	安心して子どもを生育できる環境づくりの推進	・市民(主に子育て家庭) ・地域 ・企業	子育て施策や事業に関する情報の集約・発信	計画 どおり	0	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):デジタルツールを活用した情報発信の推進】 ・子育て支援施策等に関する情報を集約した子育て情報誌「にこにこ子育て」の発行や、市ホームページ内のポータルサイト「宮っこ子育て応援ナビ」等を通じて、子育て家庭への分かりやすい情報発信に努めた。 ・官民協働で発行している「にこにこ子育て」については、市民がより子育て情報にアクセスしやすくなるよう、発行方法や周知方法を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:デジタルツールを活用した効果的な情報発信】 ・「にこにこ子育て」に関する市民ニーズをアンケート調査により把握するとともに、これまでの紙媒体からデジタルツールへの移行など、より効果的な発行方法や周知方法を検討していく。 ・父親のより積極的な育児参画を促進するため、「父親向けデジタルリーフレット」を新たに作成し更なる情報の発信に取り組んでいく。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
35	ファミリーサポートセンター事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	地域ぐるみで子ども や子育て家庭を支える 施策の推進	育児の援助を行いたい者及び育児の 援助を受けたい者	保育所・幼稚園の開始 前・終了後の子どもの預 かりや保育所・幼稚園の 送迎、冠婚葬祭の際の 子どもの預かり等の実施	計画 どおり	11,203	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):相互援助活動の円滑な実施】 ・事業開始以来最多となる16,869件(R4:14,706件)の援助活動が実施されるなど、地域 における子育て家庭の支援を推進することができた。 ・子育て家庭のニーズの多様化や取り巻く社会環境が変化する中、登録会員に対して現 状把握のためのニーズ調査を実施した。 今後は調査結果を踏まえ、ニーズに即した運用に見直す必要がある。 ・車を利用した送迎の支援が年々増加する中、高齢を理由に送迎支援を敬遠する協会員 員が増加していることから、新たな会員を確保する必要がある。 【②今後の取組方針:会員ニーズへの対応と協会員確保のための周知の強化】 ・昨年度実施した登録会員への調査結果を踏まえ、ニーズに即した運用の見直しについ て検討を行う。 ・引き続き、広報紙・市ホームページでの周知や依頼会員に対する協会員への移行の 案内等を行うとともに、新規協会員向け講習会の実施回数を増やすなど、協会の 更なる確保に向けた取組を強化する。	改善
36	多子世帯支援事業(一時預かり事 業利用料補助金、ファミリーサ ポートセンター事業利用料補助 金)	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	多子世帯の子育てに 関する心理的・経済 的負担の軽減	市内在住の18歳未 満の子どもを3人 以上養育している者	多子世帯の子どもが利用 した一時預かり保育 事業(ゆうあいひろば) 及びファミリーサポート センター事業利用料の 補助	計画 どおり	5,059	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):多子世帯への周知と支援の実施】 ・第3子以降の子どもに対する一時預かり保育事業及びファミリーサポートセンター事業 の利用料補助を通じて、多子世帯の心理的・経済的な負担の軽減を図ることが出来た。 ・今後は、多子世帯への更なる支援の充実に向け、新たな支援策を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:多子世帯への更なる支援の充実】 ・本市の未就学児人口や合計特殊出生率が低下している中、第2子以降を持つことを希 望する保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、令和6年4月より対象を第3子から 第2子以降に拡大し、多子世帯への更なる支援の充実を図るとともに、スマートフォン向け 子育てアプリなどを活用し、事業の周知に取り組んでいく。	拡大
37	子どもの送迎に対する支援事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子育てタクシーの導 入による子どもの送 迎ニーズへの対応	市内のタクシー事 業者(全18社)	・「子育てタクシー」導入 に係る全国子育てタク シー協会への入会金お よび子育てタクシード ライバー養成講座受講料 の補助 ・チャイルドシート購入費 用の補助(R5.12～)	計画 どおり	3,240	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):市内のタクシー事業者への制度周知と導入促進】 ・本市において、「子育てタクシー」の運行が開始され、子どもが保育園・幼稚園や習い事 へ一人でも安心して移動できる手段が確保されたことにより、子育て家庭の送迎に係る負 担軽減を図ることができた。 ・市内の全域で、いつでも子育てタクシーが利用しやすい状況となるよう、さらなる環境の 充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:市内のタクシー事業者への導入拡大】 ・市内のタクシー事業者に対して、利用ニーズの高さや導入効果等を訴求することによ り、事業者の確保に努め、子育てに係る送迎ニーズに対応していく。 ・タクシー事業者が、より負担感なく子育てタクシーを導入できるよう、事業者へのヒアリン グを行うなど支援策の充実に向けた検討を行っていく。	改善
38	実費徴収に係る補足給付事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	低所得で生計が困 難である世帯等の子 どもの円滑な教育・ 保育施設等の利用	・教育・保育施設等 を利用する生活保 護世帯 ・私学助成の幼稚 園を利用する低所 得、第3子世帯	教育・保育施設等の利用 に係る日用品費、給 食費(副食費)等の一部 を補助	計画 どおり	19,621	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):貧困世帯等の経済的負担軽減】 ・教育・保育施設等を利用する、低所得で生計が困難である世帯等に対し、国の補助制 度に基づき、日用品費や副食費などを助成し、経済的負担軽減を図った。 ・今後も国県の制度変更や申請等の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要があ る。 【②今後の取組方針:貧困世帯等の経済的負担軽減に向けた補助制度の適正な実施】 ・対象者が必要な支援を受けられるよう、引き続き、事業者・保護者に対する周知を丁寧 に、かつ、できる限り早期に実施することにより、補助制度の活用促進を図っていく。	
39	保育体制強化事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	保育士等の就業継 続や離職防止及び 働きやすい職場環境 の整備	私立保育所・認定こ ども園・地域型保育 事業所	保育施設の清掃や給食 の配膳など保育補助に 配置する必要な人件費 の補助	計画 どおり	153,200	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):保育士の負担軽減に対応する職員の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施する ことにより、保育士の負担軽減を図り、保育士の継続雇用に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:保育士の負担軽減に向けた補助の適切な実施】 ・保育施設の清掃や給食の配膳などの軽作業のほか、児童の安全確保のための園外活 動時の見守りに対する補助制度を活用して、保育士の負担軽減を図るとともに、保育士 の継続雇用につながるよう、働きやすい職場環境の整備を図るための補助を継続してい く。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
40	乳幼児保育担当保育士等増員費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	教育・保育施設等における1歳児の児童の処遇向上	1歳児の保育において、保育士を本市独自の3:1の基準で配置している私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	本市の基準で、保育士を配置する場合の人件費の補助	計画 どおり	747,241	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):1歳児の処遇向上】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、1歳児に対する保育士割合を引き上げ、児童の処遇向上が図られた。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:1歳児の処遇向上に向けた補助の適切な実施】 ・保育士の手厚い配置による、1歳児の処遇向上を図れるよう、補助を継続していく。	
41	保育士等人材確保費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	経験豊富な保育士等を安定的・継続的に確保するための補助	計画 どおり	295,526	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):安定的・継続的な保育士の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、安定的・継続的な保育士の確保に繋がった。 ・保育士の成り手不足や若手保育士の高い離職率といった状況において、安定的に保育が提供できるよう適切な補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:安定的・継続的な保育士の確保に向けた適切な補助の実施】 ・保育士の成り手不足や若手保育士の高い離職率が改善されるよう、これまで就業3年目からであった補助の対象範囲を就業1年目からへ拡充するなど、保育士の働きやすい環境づくりに取り組んでいく。	拡大
42	民間保育所代替職員雇用費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	職員の育児休暇・傷病休暇の取得による代替職員の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	代替職員を雇用するために必要な人件費の補助	計画 どおり	2,446	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):代替職員の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、代替保育士の雇用による安定した保育サービスの提供を行った。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:代替職員の確保に向けた補助の適切な実施】 ・職員が産前産後休暇や傷病休暇を取得する際、その職員の代替職員を雇用することで、安定した保育サービスの提供を図れるよう、補助を継続していく。	
43	日本スポーツ振興センター事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	児童の災害時等に必要な給付の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	2・3号認定子どもの日本スポーツ振興センターの共済掛金に要する経費の一部を補助	計画 どおり	1,261	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):児童の安心・安全の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、児童の災害時に必要な給付の確保を図り、安心した保育の実施に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:児童の安心・安全の確保に向けた補助の適切な実施】 ・教育・保育施設等における児童の災害時に、必要な給付を確保させる必要があるため、補助を継続していく。	
44	看護師等雇用助成事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	児童の健康管理の充実及び待機児童解消	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	看護師等を雇用するために必要な人件費を補助	計画 どおり	26,299	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):看護師等の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、待機児童の解消に繋がった。 ・児童の健康管理をさらに推進していくために、補助制度の更なる活用促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:看護師等の確保に向けた補助の適切な実施】 ・児童の健康管理の充実につながることから、施設に対して積極的に補助制度の周知を行いながら補助を継続していく。	
45	保育事業強化支援費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	教育・保育施設等における1歳児の児童の処遇向上、1歳児の入所促進	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	定員を超えた児童の受入による備品購入などの安全対策に必要な経費や、事務負担軽減に必要な経費を補助	計画 どおり	73,150	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):1歳児の入所促進】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、1歳児の入所促進を図った。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:1歳児の入所促進に向けた補助の適切な実施】 ・年間を通した待機児童ゼロを継続していくために、教育・保育施設等において1歳児の入所促進を図る必要があることから、補助を継続していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
46	おむつの施設処分促進費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	使用済みおむつの施設処分促進による保護者及び保育士の負担軽減、感染症等の衛生上のリスクの低減	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	使用済みおむつを施設で処分する際の処理費用等を補助	計画 どおり	19,227	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):施設処分への補助の実施】 ・補助の実施により、保護者持ち帰りから施設処分への移行を促すことで、子育て世帯の負担軽減を図ることができた。 ・今後も引き続き、補助を実施することにより、施設処分を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針:使用済みおむつの施設処分の推進】 ・令和6年4月現在、9割を超える施設において使用済みおむつの施設処分が実施されており、さらにおむつの施設処分が促進されるよう補助を継続していく。	
47	私立保育園運営費等	Iー1 Iー2	子育て支援の充実 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs	保育所等の安定的な運営及び保護者の経済的負担軽減(・教育・保育施設等が保育を必要とする児童に提供する必要な経費の支給・幼児教育・保育の無償化による保育料軽減のための施設等利用費の支給)	・私立保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所 ・幼稚園などの教育・保育施設や、認可外保育施設等を利用する保護者	・教育・保育施設等施設の増加に的確に対応した委託費及び給付費の支給 ・幼児教育・保育の無償化制度に基づく施設等利用費の支給	計画 どおり	17,170,832	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):委託費・給付費の事務執行】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、委託費・給付費を適切に支給することにより、安定的な保育運営に繋がるとともに、幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を適切に支給することにより、保護者の経済的負担軽減に繋がっている。 ・今後も各施設や保護者の状況に応じて、適切に給付を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:安定的な保育運営に向けた委託費・給付費の事務執行】 ・引き続き、国の基準等に基づき、委託費・給付費及び施設等利用費の支給を実施していくとともに、令和6年度より市独自で実施する第2子保育料無償化を確実に実施していく。	拡大
48	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	・出産予定の妊婦とその家族 ・概ね3才までの乳幼児とその保護者	・地域における遊び場や交流の場の提供 ・子育ての相談、情報提供	計画 どおり	2,637	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用人数制限を撤廃し、様々なイベントや講座を充実させたことで、利用者数は増え、コロナ禍前の水準に近付いてきた。 ・子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て支援の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 ・今後も地域において、遊びや交流の場の提供や、子育て相談及び情報提供を実施するとともに、地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	
49	地域子育て支援拠点事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する私立保育所等	地域の子育て中の保護者の育児負担の軽減のための事業に対する運営費補助	計画 どおり	42,466	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行により、事前予約による人数制限を撤廃したことで、利用者が大幅に増え、コロナ禍前の水準を上回った。 ・各私立保育施設の職員配置や、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、遊び場の提供や子育て相談等の実施を通じ、子育て家庭に対する支援に繋がっていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 ・今後も私立保育所等において、適切に地域子育て支援拠点事業を推進し、地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、引き続き子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	
50	利用者支援事業(宮っこ子育てコンシェル)	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	子どもや保護者、妊娠している方等	・教育・保育・その他の子育て支援の情報提供 ・必要に応じた相談・援助等	計画 どおり	-	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・子育て家庭の保護者に対して、子育て支援事業等に関する相談や情報提供等を適切に実施することにより、各家庭の状況に応じて、子育て支援事業の円滑な利用に繋がっている。 ・今後も地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、相談・情報提供等の内容の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 ・今後も地域における子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じた、教育・保育施設等の入所や子育て支援事業に関する相談・情報提供の実施など、子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	
51	一時預かり事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境を整備	一時預かり事業を実施する私立保育所等	保護者の急病や短時間勤務等に伴う一時的な保育需要への対応のための運営費補助	計画 どおり	223,013	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して一時預かり事業を利用できる環境整備】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して一時預かり事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの充実】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
52	延長保育事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	通常の開所時間を超えた保育を行い、安心して子育てができる環境を整備	延長保育事業を実施する私立保育所等	私立保育所等が開所時間を超えた保育を行う場合の加算分に対する補助	計画どおり	122,279	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して延長保育事業を利用できる環境整備】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して延長保育事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの充実】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。	
53	病児保育事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	病気及び病気の回復期の児童の保護者の子育てと就労の両立の支援	病児保育施設	病児など集団保育の困難な児童等の健全な育成	計画どおり	90,698	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して病児保育を利用できる環境整備】 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用者数はコロナ禍前の水準まで戻ってきている。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの充実】 ・今後も保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。	
54	なかよしクラブ事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	発達の良いになる乳幼児とその保護者	・地域における遊び場や交流の場の提供 ・子育ての相談や情報提供、園児との交流	計画どおり	430	H8	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭の支援】 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用人数制限を撤廃したことで、利用者が増え、コロナ禍前の水準に近付いてきた。 ・子どもの発達に不安を持つ保護者が増えているため、今後も保護者の状況に応じ、関係機関への橋渡しや助言を適切に行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 ・今後も利用者の増加が見込まれるため、子どもの発達に不安を持つ保護者が気軽に利用し、親子の交流や相談ができる施設として、関係機関への橋渡しや助言などが、より適切にできるよう事業の充実を図っていく。	
55	発達支援児保育事業費補助金	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	発達支援児の健全な発達を促す	発達支援児保育事業を実施する私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	発達支援児の処遇向上を図るため、発達支援児の受入に対し、人件費や施設整備の一部を補助	計画どおり	258,361	S54		【①昨年度の評価(成果や課題):発達支援児に対する保育体制の充実に向けた支援】 ・各施設の児童の受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、新たな施設での受け入れが進み、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育環境整備の支援に繋がった。 ・今後も、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育を提供するため、各施設の状況に応じて適切に補助を実施し、保育環境の整備を支援するとともに、各施設において発達支援児保育の質の向上に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:発達支援児に対する支援の充実】 ・発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入を促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、支援の充実に取り組んでいく。 ・各施設において発達支援児保育の質の向上に取り組んでいけるよう、研修の実施に対する支援の充実に取り組んでいく。	
56	医療的ケア児保育支援事業	Iー1	子育て支援の充実	SDGs	医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児の受入を実施する保育所・認定こども園・地域型保育事業所	教育・保育施設における医療的ケア児に対する安全な保育環境の整備	計画どおり	15,939	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):医療的ケア児を安全に受入れるための保育体制の充実に向けた支援】 ・関係機関とのケース会議を行い、安全に受入れるための保育体制の支援に繋がった。 ・医療的ケア児をより多くの施設において受け入れられるよう、医療的ケア児の理解や具体的な対応方法について継続的な研修会の実施及び、関係機関と連携を図り医療的ケア児入園後の適切な保育を実施する必要がある。 ・医療的ケア児保育支援事業補助金や令和5年から発達支援児保育研修費補助事業を創設し、受入施設への補助だけではなく、自園にて研修を実施するための補助を行うことで保育の質の向上や、受入れ強化につながった。 【②今後の取組方針:医療的ケア児の受入れ施設の拡大】 ・教育・保育施設等での受入を促進するとともに、関係機関との円滑な連携を図り、医療的ケアを必要とする児童に対する適切な保育の実施や、児童の状況に応じたきめ細かな支援の充実に取り組んでいく。 ・医療的ケア児の理解や具体的な対応方法について研修会を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
57	保育所等入退所事務費	I－1	子育て支援の充実	SDGs	円滑かつ着実・適正な事務執行による保育行政の安定的な運営	教育・保育施設等の利用を必要とする乳幼児の保護者	制度の説明や入所手続きなど適正かつ効率的・効果的な事務の執行	計画どおり	91,337			【①昨年度の評価(成果や課題):適正な事務の執行】 ・保育所等への入所希望者に対して、状況に応じた入所相談等を実施したほか、教育・保育施設等に対する教育・保育給付を適正に行うなど、適正かつ効率的な事務を行った。 ・今後は、入所希望者に対するよりきめ細かな相談対応や、円滑な教育・保育給付事務処理など、保育サービスの向上に向けたより一層の効率的な事務執行体制を構築する必要がある。 【②今後の取組方針:制度の説明や入所手続きなどによる適正な事務の執行】 ・民間活力を活用した、電話問い合わせ対応や定型的な事務処理を担う「保育事務センター」の設置準備を着実に進めるとともに、デジタル技術を活用した、「施設型給付業務のクラウドシステム」の導入による給付事務の正確性・迅速性の向上に取り組むなど、更なる事務処理の効率化と市民の利便性向上を図っていく。	拡大
58	「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた試行的事業 (未就園児の定期的な預かりモデル事業)	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	未就園児を養育する家庭	・保護者の育児における負担軽減・不安解消 ・集団における児童の発達促進	計画どおり	2,497	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・こどもの成長や発達に対する効果(特に生活面や対人関係など、集団生活における成長・発達)や、保護者の負担軽減に対する効果(預かりによるレスパイト効果(短期的効果)、子育て相談による悩みの解消や育児スキルアップの効果(中長期的効果))が得られた。 ・要支援家庭の利用が少なかったことから、利用のハードルを下げ、全ての家庭にとって利用しやすい制度としていく必要がある。また、接し慣れていない児童の保育を行うため現場への負担が大きいことから、事業者の負担軽減を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:昨年度検証結果等を踏まえた事業の実施】 ・令和5年度の検証結果を踏まえ、減免制度を活用し、幅広い世帯の利用促進を図るとともに、実施時間を事業者提案型にするなど、事業者の負担軽減も図りながら、事業を実施していく。 ・また、令和6年度以降は「月10時間」の利用制限が設けられるなど、国の実施条件が一部変わるため、一時預かり保育と併用していくなど、望ましい利用時間数のあり方についても検証していく。	拡大
59	教育・保育の供給体制の確保	I－1 I－2	子育て支援の充実 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	利用者が利用したい時に利用できる環境の整備	・教育・保育施設等の入所児童とその保護者 ・在家庭の親子、事業者	・「利用定員の弾力化」を活用 ・保育士の確保 ・送迎保育事業 ・保育所等利用定員増員促進費補助金	計画どおり	45,376	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):年間を通した待機児童ゼロの実現】 ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き、既存施設における利用定員の弾力化の積極的な活用を図るとともに、局所的な保育ニーズに対応する送迎保育事業に取り組み、市内の保育需要に対して必要な供給量を確保した。 ・併せて、保育士確保のための事業推進や、事業者に対して助成事業の積極的な利用の働きかけを行い、保育の担い手である保育士の確保に努めたことにより、昨年度に引き続き、「年間を通した待機児童ゼロ実現」を達成した。 ・今後、少子化が急速に進行する中、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、保護者が安心して子どもを保育所等に預けられるよう、市内全体の保育の質の更なる向上を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:年間を通した待機児童ゼロ実現の継続的な達成、保育の質の確保に向けた取組】 ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画最終年度を迎えることから、最新のニーズ調査結果のほか、「こども未来戦略」等の国の動向や本市の人口動態、局所的な需要などを勘案し、令和7～11年度における教育・保育施設への入所や地域子ども・子育て支援事業に係る需要見込みと確保方策を位置付けた「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが必要な保育サービスを利用したい時に利用できる体制を維持していく。 ・また、少子化の進行に伴い、保育政策の重点が「量の拡大」から「質の確保」へ転換していく中、今後は、子どもの発達状況や保育所の利用有無などの世帯状況に関わらず、全ての子育て世帯が質の高い保育サービスを受けることができる体制の更なる充実・強化を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
60	子どもの家事業	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	留守家庭児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することによる、児童の健全育成	留守家庭児童	留守家庭児童への遊びや生活の場の提供	計画 どおり	1,013,117	S41		【①昨年度の評価:子どもの家の適正な運営・管理, 2期目の指定管理者選定に係る準備】 ・各子どもの家の適正な管理・運営ができるよう, 定期及び随時の訪問調査や指定管理者からの報告等により, 適宜運営状況を把握することで, 必要な支援・指導を実施した。 ・また, 令和5年度末で指定期間が満了する55施設の子どもの家については選定作業を適切に実施するとともに, 令和6年度末で指定期間が満了する12施設の子どもの家については, 指定管理者選定に向けた施設管理方針を策定し, 公募を開始した。 ・全ての子どもの家について, 持続的で安定した運営ができるよう, 利用児童の実態に応じた運営方法を整理する必要がある。 【②今後の取組方針:指定管理者の管理・指導, 2期目の指定管理者選定等】 ・今後も, 全ての子どもの家について, 持続的で安定した運営ができるよう, 定期及び随時の訪問調査やモニタリングの実施等により運営状況を把握するなど, 必要な支援・指導を実施していくとともに, 利用児童の実態に応じた運営方法を整理する。 ・また, 令和6年度末で指定期間が満了する子どもの家について, 指定期間の円滑な運営開始に向け, 指定管理者の選定事務及び新旧法人間の事務引継ぎの支援を行っていく。	
61	子育て支援事業	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	乳幼児とその保護者の子育て支援	乳幼児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の場の提供	計画 どおり	27,855	H6		【①昨年度の評価:子育て支援事業の育成機能の強化】 ・乳幼児とその保護者の交流の場を提供するとともに, 保護者の悩み等の相談に応じることにより, 利用者への支援及び地域の育成機能の強化を図った。 ・また, 利用者の公平性, 利便性の確保の観点から, 令和6年度からの子どもの家全67施設における週5日実施に向け, 必要な支援・指導を実施した。 ・全校での事業実施のため, 実施場所を確保していく必要がある。 【②今後の取組方針:子育て支援事業実施箇所の拡充】 ・今後も, 子育て支援事業の周知を図るとともに, 全校での事業実施に向け, 学校や関係課と連携を図りながら, 実施場所の確保に取り組んでいく。	
62	子どもの家建設・整備費	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	留守家庭児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することによる、児童の健全育成	留守家庭児童	子どもの家施設の整備及び改修, 設備等の新増設	計画 どおり	147,580	S41		【①昨年度の評価(成果や課題):受け入れ体制の確実な確保】 ・子どもの家の利用希望児童を確実に受け入れるため, 学校や地域と調整を図りながら, 新たに錦小の独立棟の建設を行った。 ・子どもの家を必要としている児童を確実に受け入れるため, 引き続き, 学校と連携しながら余裕教室の活用や独立棟の建設を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:計画的な施設整備】 ・今後も, 子どもの家利用児童数の推計等を把握しながら, 計画的な施設整備に取り組んでいく。	
63	子どもの居場所づくり事業	I－1	子ども・若者の健全育成環境の充実	SDGs 戦略事業	子どもが自由に利用することができ, 自主的な活動や交流の機会が提供される場の充実	子どもの居場所運営団体	子どもの居場所の開設・運営に係る財政的支援や相談支援等の実施	計画 どおり	7,989	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):子どもが身近な地域で気軽に利用できる居場所の提供】 ・子どもの健全育成に向け, より身近な地域で利用しやすい居場所の設置を促進するため, 市民や団体等への居場所づくり事業の周知や開設準備講座の開催, 開設・運営に係る経費の一部支援に加え, 新たに作成した「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し, 広く周知を行った。 (設置数 R4:27か所→R5:38か所) ・居場所の安定的な運営に向けて, 「宮っこの居場所登録団体ネットワーク会議」を通じた連携強化や研修会の開催, 専用の相談窓口を設置した。 ・官民連携の取組である「宮っこの居場所応援連絡会議」を活用しながら, 「居場所におけるニーズ」を企業等へ周知し, 寄附金や寄贈品を募ることにより, 居場所の活動を支援した。 ・身近な地域において, 子どもが気軽に居場所を利用できるよう, さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また, 既存の居場所について, 利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう, 運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。 【②今後の取組方針:「子どもの居場所」の設置促進と質の向上】 ・引き続き, 関連団体への周知や地域への出前講座の実施などにより, 市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに, 「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催, 相談窓口での支援などを通して, 居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において, 情報交換や研修等を行うことにより, 運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 また, 社会福祉協議会や大学と連携しながら, 居場所のボランティア確保等に努めることで, 運営体制の強化を図っていく。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
64	イノベーションmiyaユース会議の実施	I — 1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	「こども基本法」を踏 まえ、本市の将来を 担う全ての子どもや 若者が市政について 意見表明する機会を 充実させ、子どもが 意見表明する権利を 保障するとともに、本 市の子どもたちの行 政参画の促進を図る もの	子どもや若者(主に 小学生～大学生相 当まで幅広く対象と する。)	アンケート調査やイ ノベーションmiyaユース会 議、声を上げにくい子 ども達へのヒアリング等 を通して子ども・若者か らの意見を聴取し、本市 の市政に反映させる。	計画 どおり	512	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):より多くの子ども・若者が意見表明しやすい環境の構築】 ・より多くの子ども・若者の意見を聴取するため、新たにアンケートを実施したほか、「(仮称)子どもを守る都市宣言」をテーマとした会議を開催した。会議では、参加者から宣言に盛り込むべきキーワードについての提言がなされ、それらを宣言文や宣言の解説文に反映した「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定した。 ・今後、声を上げにくい子どもや若者も含め、より多くの子どもたちが意見を表明できるよう、意見聴取の分野や手法、事業の周知方法を検討するとともに、子どもたちが参加しやすく安心して意見を言いやすい環境を整える必要がある。 【②今後の取組方針:声を上げにくい子ども・若者からの意見聴取等の実施】 ・不登校やひきこもりなど学校・社会とのつながりが少なく、声を上げにくい状況にある子どもや若者からの意見(自身の考えや想い等)の聴取については、アンケート調査に加え、対面やオンラインなど、多様な手法を用いることにより、子どもが意見表明する機会の確保に努める。 ・イノベーションmiyaユース会議については、より多くの子どもや若者が参加できるよう、SNSをはじめとした多様な手段やルートで効果的な周知に取り組むとともに、会議内容の充実に向け、参加者の年齢等を考慮した適切なグループ分け(人数やメンバー構成)やファシリテーターの適正な配置について検討を行う。	拡大
65	宮っこフェスタの開催	I — 1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		子育て・子育てに係 る社会全体の機運醸 成	宮っこフェスタ実行 委員会	宮っこフェスタの開催に 係る費用の一部を交付	計画 どおり	3,300	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):活動発表機会の充実】 ・宮っこフェスタについて、対面とオンラインを併用した開催等によって、より多くの子どもや親、関係者に「同世代・異世代との交流の場や自分の考えを自由に表現する場」、「子育ての楽しさを実感できる場」を提供した。 ・障がい児も含め、より多くの子どもたちが安心して参加できるよう、インクルーシブ対応について検討する必要がある。 ・宮っこチャンネルは、SNSの活用によりイベント当日に限らず、子どもがいつでも活動を発表できる機会であるとともに、気軽に視聴できる手段であることから、より多くの子どもに活用してもらえるよう、事業の拡充や周知方法について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:体験活動機会の充実による子育て支援の更なる機運醸成】 ・障がい児も含めより多くの子どもたちが安心して参加でき、「子育てを社会全体で支える機運の醸成」につながるイベントとなるよう、障がい人に配慮したブースの出展や会場のレイアウトの工夫など、インクルーシブ対応について検討していく。 ・宮っこチャンネルについては、子どもたちが自分の考えや活動を自由に表現したものを、広く発表する機会となっていることから、周知の強化と併せ、より多くの青少年が「投稿したい」、「視聴したい」と思える事業とするため、優秀作品の表彰の創設などについて検討する。	改善
66	宇都宮市青少年育成市民会議の運営支援	I — 1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		市民総ぐるみによる 青少年健全育成活 動の推進	宇都宮市青少年育 成市民会議	青少年育成市民会議の 事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	5,026	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における市民総ぐるみでの青少年健全育成活動の推進】 ・青少年育成に関して各地区が抱えている現状や課題について情報共有、解決を図るため、グループディスカッション方式による「意見交換会」を実施したことなどにより、地区育成会の活動の活性化につなげることができた。 ・少子化が進む中であっても各育成会活動の更なる活性化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:活動の活性化に向けた支援策の検討】 ・引き続き、青少年健全育成に向け、各地域における活動事例等に係る意見交換会など開催するとともに、本市の都市間交流を活用した新たな事業についても検討しながら、各育成会の活性化を図っていく。	
67	チビッコ広場の運営支援	I — 1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	地域における児童の 健康増進や交流促 進	チビッコ広場の管理 自治会	チビッコ広場の修繕等に 要する経費の一部を補助	計画 どおり	735	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):安全安心な遊び場の確保】 ・各管理自治会に対して、広場の修繕や賠償保険に要する費用の一部を補助することにより、安全な広場の維持に寄与することができた。 また、安全安心なチビッコ広場の管理運営に向け、利用実態に合わせた補助制度の見直し(フェンス等の設置修繕を対象に追加)を行った。 ・街区公園等が十分に整備されている状況や地域での利用実態などを踏まえ、補助制度の運用を見直していく必要がある。 【②今後の取組方針:実態に即した制度の見直し検討】 ・これまで同様、補助制度の運用を継続する。また、地域によって利用実態に差があることから、地域へのヒアリングなどにより現状を把握し、地域の実情に応じた制度について検討していく。	

NO.	事業名	政策の柱 ー 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
68	職業体験「宮っコトライ」	Iー1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		小学生における体験 機会の創出や職業 観の醸成	市内在学・在住の 小学校4～6年生	店舗や工場などにおい て様々な仕事を実際に 体験する機会を提供	計画 どおり	10,626	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：円滑な事業運営の実施及び職業体験の場の確保】 ・これまで、宮っコフェスタの一環としてまちなかの商店街で実施していたが、令和5年度からは、通年かつ市内全域で開催することとした。開催にあたり、協力事業者の確保と併せて、職業体験できる店舗の検索や申込みを行う専用ホームページの作成、学校を通したチラシの配布等の周知に努めたことで、より多くの小学生の職業体験への参加を促すことができた。 ・より多くの小学生に様々な職業を体験してもらえるよう、協力事業者の更なる確保を図るとともに、参加する小学生の増加を図る必要がある。 【②今後の取組方針：対象者への事業の周知及び協力事業者の確保】 ・小学生における体験機会の創出や職業観の醸成に向け、市商工会議所などと連携しながら「宮っコトライ」協力事業者の更なる拡充を図るとともに、広報紙や市ホームページのほか、学校等の協力を得ながら「宮っコトライ」事業を広く周知し、より多くの参加者を募る。	改善
69	青少年自立支援対策事業	Iー1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	相談等(面談、関係 機関への繋ぎ等)、 による青少年の社会的 自立の促進	自立に困難を抱え る青少年及び家族	・電話・来所・訪問による 相談 ・個別支援計画による自 立の支援	計画 どおり	743	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもり未然防止・早期支援の取組の実施】 ・ひきこもり等自立に困難を抱える若者の家族を相談支援につなげるための家族講座の拡充に取り組むとともに、青少年心理アドバイザー(精神科医)のアセスメントの活用や、令和5年9月から「若者自立支援ステップアップ事業」を開始し、若者への伴走支援を強化したこと等により、延べ相談件数は前年比34%の増加となった。 ・進学先での不登校や中退により、教育機関のサポートから離れてしまった若者については自ら相談につながりにくく、支援がないまま長期化してしまうケースが懸念されるため、切れ目のない支援につながる仕組みを検討する必要がある。 ・近年、発達障がい等の相談が増加する中で、特性の把握に心理アセスメントを活用するなど、個々の状況に応じた更なる伴走支援の強化に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：効果的な周知及び個別支援の充実】 ・教育機関のサポートから離れた後、支援が必要な若者を早期につなげるため、通信制サポート校等の教育機関との効果的な連携のあり方を検討する。 ・ひきこもりの若者への伴走支援に向けては、国が策定を進めている支援マニュアルを踏まえるとともに、増加する発達障がい等の相談に対応し、心理アセスメントを行うなど、本人の特性への対応した支援や、家族支援の拡充策を検討する。	
70	ひきこもり本人・家族の居場所づくり支援事業(ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業補助金)	Iー1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	・ひきこもり本人・家族の社会的孤立防止・ひきこもり本人の社会参加と自立の促進	NPO法人KHJとちぎ ペリー会	ひきこもり本人・家族のための居場所を運営する当事者団体に対し、居場所づくり事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	920	R2		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもりの若者等の社会参加及び自立支援の充実】 ・居場所事業について、自治会回覧等により市民への周知を強化するとともに、開設日の拡大や居場所を活用したイベントの開催等により、延べ利用人数は前年度比約25%の増加となった。 ・今後も、ひきこもりの若者や家族の社会的孤立を防止し、定期的な外出や交流の機会につながるよう、引き続き、市民への周知拡大に取り組むとともに、様々な状況にある利用者のニーズに対応していく必要がある。 【②今後の取組方針：様々な状況にある利用者ニーズへの対応】 ・利用者が年々増加している中で、更なる利用者の拡大に向けて、運営主体である当事者団体と連携を図りながら、利用者ニーズを踏まえた運営の工夫等を検討していく。 ・また、国のひきこもり支援の動向や本市の重層的支援体制整備事業との調整を図りながら、本市の補助事業のあり方についても検討していく。	
71	若者自立支援ステップアップ事業	Iー1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	・ひきこもり本人の社会参加と自立の促進	自立に困難を抱える 青少年	・ひきこもり回復期にある若者への社会的自立に向けた体験活動プログラムの提供	計画 どおり	4,157	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもりの若者等の社会参加及び自立支援の充実】 ・令和5年9月から「若者自立支援ステップアップ事業」の開始以降、青少年自立支援センターの相談支援と連携しながら、本人の自信回復や社会復帰に向けた体験活動プログラムの提供することにより、利用者の多くが継続的な来所につながっており、センター全体の延べ相談支援件数は前年比34%の増加となった。 ・社会的自立に向けた支援を必要とする若者の利用拡大に向けて、引き続き本事業の効果的な周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針：様々な状況にある利用者ニーズへの対応】 ・教育機関のサポートから離れた後の早期支援に向けて、通信制サポート校等の教育機関との連携のあり方を検討する中で、「若者自立支援ステップアップ事業」の効果的な周知を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
72	青少年非行防止対策事業	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	巡回指導などによる、青少年の非行と犯罪被害の抑制及び地域等における非行防止の意識醸成の促進	・青少年 ・各学校PTA ・各地域育成会 ・団体等	・巡回指導 ・立入調査 ・非行防止講演会など	計画 どおり	8,171	S39		【①昨年度の評価(成果や課題):巡回指導活動の実施及び非行防止講演会等の実施】 ・青少年巡回指導員による巡回指導や栃木県青少年健全育成条例に基づく立入調査を県と連携し実施するとともに、保護者等を対象とした非行防止講演会等を実施することにより、非行の未然防止の意識醸成を図ることができた。 ・本市管内の非行少年の検挙・補導人員は、令和4年から増加に転じ、令和5年は、前年比約4割と大幅に増加し、SNSに起因した少年の家出や誘拐、福祉犯等の犯罪被害が散見される状況にあることから、引き続き被害の未然防止に向けて、重点的に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:巡回指導活動及び非行防止の意識醸成に繋がる取組の実施】 ・引き続き、青少年巡回指導員による巡回指導を定期的を実施するほか、非行防止講演会などの非行の未然防止にかかる啓発事業を実施していく。 ・SNSに起因する犯罪被害の未然防止に向けては、一日巡回指導体験や、ブロック研修会を始め、啓発イベント等を通じて市民への注意喚起を促し意識醸成を強化する。	
73	親と子どもの居場所づくり事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs 戦略事業	子どもの健全育成や子育て家庭への支援	子どもとその保護者	親への相談支援や、子どもへの学習・生活習慣の支援等、個々の状況に応じた包括的な支援を提供	計画 どおり	52,057	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭への支援サービスの提供】 ・子育て家庭の個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供することにより、親の子育て負担の軽減と子どもの前向きな力や生きる力を育むことにつながった。 ・親や子に対する支援の充実に向け、居場所の更なる質の向上や、居場所間での連携強化を図る必要がある。 ・親と子どもの居場所で提供する支援よりも手厚い支援を必要とする家庭の利用が徐々に増えており、対応を図る必要がある。 【②今後の取組方針:親と子どもの居場所における支援の質の向上】 ・「親と子どもの居場所定例会」や「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図っていく。 ・より専門的な支援が必要な家庭については、必要な支援に「つなぐ」ことができるよう、子ども家庭支援室などの関係機関と連携を図っていく。	改善
74	子どもの権利尊重の推進	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子どもの権利を尊重する意識づくりの推進	市民(家庭、学校、地域、企業等)	地域社会が一体となって、子どもを守り・育てる意識を醸成するため制定した「宮っこを守り・育てる都市宣言」を広く周知・啓発し、具体的な行動に繋げる。	計画 どおり	15,553	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定】 ・子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を令和6年2月に制定した。 ・宣言を周知するため、子どもや子育て家庭等を対象とした発表イベントを開催するとともに、宣言の趣旨に賛同する企業等を「こどもまんなか応援サポーター」として募集し、周知・啓発に取り組んだところであり、引き続き、賛同事業者の拡大を図る必要がある。 【②今後の取組方針:あらゆる機会や手段による周知・啓発の実施】 ・広報紙や市ホームページのほか、地域まちづくり協議会や校長会などを通して、家庭や学校、地域に対して広く宣言制定の趣旨等を周知するとともに、市商工会議所等と連携しながら、宣言に賛同する事業者等を確保するなど、地域全体で子どもを守り・育てる行動が実践できるよう促していく。	改善
75	ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	ひとり親家庭の父又は母	ファミリーサポートセンター事業利用料の補助	計画 どおり	544	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭の子育てと経済的負担の軽減の実施】 ・利用料の補助により、ひとり親家庭の実情に応じた子育て支援や経済的負担の軽減を図ることができた。 ・引き続き、制度の利用を必要とするひとり親家庭に着実な情報提供が図られるよう、事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:機会を捉えた周知】 ・ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、児童扶養手当現況届や離婚届受付など各種手続きの機会を活用し、更なる事業の周知に取り組んでいく。	
76	病児保育事業利用者負担額補助事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	ひとり親家庭の父又は母	病児保育事業利用者負担額の補助	計画 どおり	44	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭の子育てと経済的負担の軽減の実施】 ・利用料の補助により、ひとり親家庭の実情に応じた子育て支援や経済的負担の軽減を図ることができた。 ・引き続き、制度の利用を必要とするひとり親家庭に着実な情報提供が図られるよう、事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:機会を捉えた周知】 ・ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、児童扶養手当現況届や離婚届受付など各種手続きの機会を活用し、更なる事業の周知に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
77	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭の親又は子で、児童扶養手当支給所得水準であり、自立のために助成が必要と求められた者	・受講開始時給付金 高等学校卒業程度認定試験講座受講料の4割 ・受講修了時給付金 高等学校卒業程度認定試験講座受講料の1割 ・合格時給付金 受講料の1割	計画 どおり	50	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):制度に係る周知啓発の実施】 ・ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験の合格を目指す際、対策講座を受講しやすくなるよう、窓口での案内冊子配布や市ホームページへの掲載などにより、制度の案内を行った。 ・実際に講座を受ける方が少ない状況であるが、対象者に情報が届くよう周知広報に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:制度改正への対応と機会を捉えた周知】 ・国において、所得要件の撤廃など対象者要件が見直されることから、制度改正に確実に対応するとともに、自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内を行い、将来の進路につながる支援を行っていく。	改善
78	ひとり親家庭医療費助成(扶助費)	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	18歳到達後の年度末までの児童と、その児童を養育している者	医療費の助成	計画 どおり	105,144	S51		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の適正な実施】 ・医療費の助成を通じて、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康と福祉の増進を図ることができた。 ・引き続き、ひとり親に対する確実な制度周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針:医療費助成の円滑な実施と積極的な事業の周知】 ・今後とも、ひとり親家庭の医療費助成を適正に行うとともに、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に継続的に取り組んでいく。	
79	ひとり親家庭支援手当(扶助費)	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	市内に住所を有する義務教育終了前の児童を監護又は養育しているひとり親家庭	ひとり親家庭支援手当の支給	計画 どおり	52,043	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭に対する経済的な支援の実施】 ・ひとり親家庭に対する手当の支給を通じ、経済的支援を行うことができた。 ・ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、より効果的な施策について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:ひとり親家庭に対する給付制度の継続実施と新たな支援策の検討】 ・ひとり親家庭の就労による自立の促進と経済的な支援を図るため、引き続き支援手当の支給を適正に行っていく。 ・他市の事例も参考にしながら、ひとり親家庭のニーズを捉えた効果的な支援策を検討していく。	
80	母子・父子自立支援員による生活・就業等相談	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	母子家庭の母、父子家庭の父	母子・父子自立支援員による生活・就業等の相談	計画 どおり	－	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭への総合的な支援のための相談の実施】 ・ひとり親家庭の抱える悩みや必要とされる支援制度等の情報提供など寄り添い型の相談を行うことで、子育てと仕事の両立や進学資金の準備など、安心して子育てするための支援を行うことができた。 ・ひとり親家庭が求める支援の多様化や民間の支援制度の充実に伴い、情報収集や支援員のスキルアップに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:支援員の資質の向上による効果的な支援の実施】 ・日頃から国の制度改正や民間の取組、奨学金等に係る情報収集・共有を行うとともに、県等が実施する研修に参加するなど、資質の向上に努め、ひとり親に対しタイムリーで質の高い情報提供や支援を行っていく。	
81	企業との連携による就労支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	就業相談やスキルアップ研修、就職マッチングなど	計画 どおり	9,829	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):民間企業を活用した就労支援の実施】 ・民間ノウハウを活用し、就労カウンセリングや面接指導、就業マッチング、障がいのある者等への対応など、きめ細かな就労支援を行うことができた。 ・今後とも、就職活動に苦慮しているひとり親家庭に対し、ニーズを捉えたきめ細かな支援を提供していく必要がある。 【②今後の取組方針:個々の状況に応じた寄り添い型の支援の実施】 ・より良い雇用条件での就業や、収入の増加による自立の促進に向け、引き続き、企業の特性を活かしながら、ひとり親家庭の個々の状況に応じた寄り添い型の支援に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
82	母子父子家庭福祉対策事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	・就業・自立支援センター事業 ⇒就業支援及び法律相談等 ・日常生活支援事業 ⇒家庭生活支援員による家事支援等	計画どおり	7,260	S50		【①昨年度の評価(成果や課題):利用者のニーズに応じた適切な支援の実施】 ・ひとり親家庭に対し、就業相談や各種支援事業の案内など相談者の状況に応じた情報提供に取り組み、ひとり親家庭の自立を促すための支援を行うことができた。 ・求職中や転職を希望するひとり親に対し、積極的な事業の周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:積極的な事業の周知】 ・今後とも、ひとり親のニーズを捉えながら、就業支援講習会のメニューを増やすなどサービス内容の充足に努めるとともに、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な事業の案内・周知に取り組んでいく。	改善
83	養育費確保支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	20歳未満の児童を養育している者	・公正証書作成に係る費用の補助 ・養育費保証契約に要した費用の補助	計画どおり	551	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):養育費確保に係る支援の実施】 ・市民課と連携し、離婚届受付時に本事業の周知を実施したことなどにより、補助の利用促進につながり、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。 ・養育費の継続的な履行の確保によるひとり親家庭の経済的な安定のため、更なる事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:関係機関と連携した周知】 ・制度利用の促進に向け、引き続き、市ホームページへ掲載するとともに、市民課や公証役場等の関係機関と連携しながら事業の周知に取り組んでいく。	改善
84	ひとり親家庭自立支援給付費補助金	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給の所得水準であり、自立のために支給が必要と認められた者	・自立支援教育訓練給付金事業 ⇒受講した講座の受講料の一部を補助 ・高等職業訓練促進給付金事業 ⇒修業期間中の生活費を給付	計画どおり	26,895	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):資格取得に向けた支援の実施】 ・ひとり親に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援と経済的負担の軽減を図ることができた。 ・就労に必要な資格の習得や資格取得による労働収入の増加に意欲のあるひとり親に対し積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:制度改正への対応と積極的な周知】 ・国において、所得要件の撤廃など対象者要件が見直されることから、制度改正に確実に対応するとともに、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組んでいく。	拡大
85	母子福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	母子家庭の母及びその児童	修学資金等の貸付	計画どおり	30,067	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が、個々の状況に応じた学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権管理の適正化を図るため、民間事業者を活用した債権回収の強化に取り組んでいく。	
86	父子福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	父子家庭の父及びその児童	修学資金等の貸付	計画どおり	2,764	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が効果的な学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権管理の適正化を図るため、引き続き、民間事業者を活用した債権回収に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
87	寡婦福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済 的負担の軽減	寡婦及びその子	修学資金等の貸付	計画 どおり	1,095	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が効果的な学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権管理の適正化を図るため、引き続き、民間事業者を活用した債権回収に取り組んでいく。	
88	児童相談所の設置推進	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	好循環P 戦略事業	虐待や非行など、子どもに関する多様な相談に対し、子どものニーズや置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に最も効果的な支援や必要に応じた公権力を伴う介入を可能とするもの	市内の18歳未満の子ども及びその家族等	本市にふさわしい児童相談所の設置	計画 どおり	—	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):基本方針素案の作成】 ・児童相談所設置に係る県との連携推進会議や外部有識者会議等において、一時保護所の設置や人材の確保・育成に係る課題の共有など、児童相談所の設置に向けた具体的な意見交換を実施し、意見を反映しながら遅滞なく基本方針の素案を作成することができた。 ・基本方針について、議会等に対する丁寧な説明など、必要な手続き等を経たうえで、速やかに庁内での合意形成を図るとともに、基本計画について、令和8年2月の策定に向け、関係機関等との意見交換を行いながら、基本方針で掲げた検討事項に係る具体的な検討を進める必要がある。 【②今後の取組方針:基本計画の策定】 ・基本方針の内容を踏まえ、引き続き、庁内組織や県との連携推進会議、外部有識者会議、市議会等から広く意見を伺いながら、基本計画に盛り込む複合化機能の整理や建設候補地の選定、組織体制整備、人材の確保・育成計画の立案等について具体的な検討を進める。	拡大
89	身元保証人確保対策事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立 に向けた就労支援	母子生活支援施設に入所中又は退所した子どもや女性	就職等の際の身元保証人の確保	計画 どおり	0	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業実績なし】 ・母子生活支援施設入所者(または退所者)が、保証人の確保が困難なことが理由で就職や住居の賃借ができず社会的自立が停滞することが無いよう事業を実施する必要がある。(令和5年度は該当者なし) 【②今後の取組方針:制度の適正な実施と周知】 ・母子生活支援施設入所者(または退所者)が、保証人の確保が困難な理由で就職や住居の賃借ができず社会的自立が停滞することが無いよう、継続して事業に取り組んでいく。	
90	こども家庭センター事業 (児童福祉分野)	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs 戦略事業	家庭における養育力の 向上及び児童の 健全育成	・児童(18歳未満)とその保護者 ・地域住民等	家庭における養育や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	計画 どおり	26,204	S40		【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援体制の更なる充実】 ・保健師、保育士、心理士などの専門職の配置に加え、ヤングケアラーコーディネーターを1名増員し、国の基準を上回る23名体制で運営したところであり、ソーシャルワーク機能の強化や専門職による相談支援体制の充実を図ることができた。 ・相談等の対応件数が増加する中、複雑・深刻化する児童虐待問題に迅速かつ適切に対応するため、こども家庭センター(児童福祉分野)の更なる機能強化に取り組むとともに、児童相談所や警察などの関係機関や地域との連携強化を図りながら、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に資する取組の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:こども家庭センター(児童福祉分野)の充実・強化】 ・今後は、こども家庭センター(児童福祉分野)において、職員体制の更なる充実や専門性・対応力の強化を図り、個々の状況に応じた相談支援や専門機関へのつなぎを適切に行うことができるよう、児童福祉分野におけるサポートプランの作成や対応マニュアルの整備、室内での研修を充実させるほか、中央児童相談所が主催する事例検討などの研修等に参加していく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
91	虐待防止事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	児童虐待の未然防 止, 早期発見, 早期 対応	・児童(18歳未満)と その保護者 ・地域住民等	児童虐待の未然防止, 早期発見, 早期対応及 び再発防止を関係機関 と連携して対応を図る。	計画 どおり	667	H13		【①昨年度の評価(成果や課題): 児童虐待の未然防止, 早期発見, 早期対応の実施】 ・乳幼児健診や保育園, 幼稚園, 学校等からの情報に加え, 「満4歳未就園児全戸訪問事業」を実施するなど, 支援を必要とする子育て家庭の把握に努めることにより, 児童虐待の未然防止, 早期発見, 早期対応を図ることができた。 ・ネグレクトやヤングケアラー, 特定妊婦などへの支援を実施できるよう, 子育て世帯訪問支援事業を新たに構築し, 登録事業者の募集を開始することができた。 ・更なる支援を必要とする子育て家庭を把握し, 早期に支援を届けるために, 地域での見守り体制の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針: 児童虐待の防止対策の更なる強化】 ・「親と子どもの居場所」や「子どもの居場所」の運営団体や地域の主任児童委員等との意見交換などを通して, 虐待防止ネットワークによる地域での見守り支援の強化につなげる。 ・引き続きヤングケアラーコーディネーターの効果的な活用や関係機関に対する研修等を行うことにより, ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに, 家事支援などが必要な世帯に対しては子育て世帯訪問支援事業を導入するなど, 適切な支援に取り組んでいく。 ・改正児童福祉法を踏まえ, 児童虐待の防止や養育力向上に資する講座を実施し, 親子関係の構築支援に取り組んでいく。 ・地域社会全体で子どもを見守ることができるよう, 児童虐待防止推進月間を有効に活用するなど周知・啓発について効果的な実施手法を検討し, 取り組んでいく。	拡大
92	要支援児童健全育成事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	要支援児童に対する 基本的な生活習慣 の習得	養育放棄の状況に ある要支援児童(小 中学生)とその保護 者	基本的な生活習慣の習 得に向けた支援等を行 う運営団体に対して事務 を委託して実施	計画 どおり	26,000	H29		【①昨年度の評価(成果や課題): 個々の状況に応じた適切な支援の実施】 ・学校や施設と連携しながら, 子どもの状況に応じた適切な支援を行うことができた。 ・子どもの社会性を伸ばすために, 施設ごとの特色を生かした, 体験活動等を実施することができた。 【②今後の取組方針: 必要な支援の実施】 ・居場所を運営する事業者と意見交換を行いながら, 市との連携強化を図るとともに, 引き続き, 利用者の状況に応じた必要な支援を届けられるよう取り組んでいく。	
93	養育支援訪問事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	子育ての不安や過 重な負担の軽減	子育てに対して不安 や孤立感等を抱える 家庭, 又は虐待の恐れ やリスクを抱える家庭等	・養育に係る相談指導, 養育者の健康相談等の 「相談指導」 ・育児家事援助	計画 どおり	3,279	H22		【①昨年度の評価(成果や課題): 適切な養育支援の実施】 ・養育上の困難を抱える子育て家庭に対し, 訪問支援員等による相談支援や育児指導, 家事援助を着実にを行い, 適切な養育環境を確保することができた。 ・支援を必要とする子育て家庭に, 引き続き, 適切に養育支援を実施することが必要である。 【②今後の取組方針: より専門的な相談支援の実施】 ・改正児童福祉法を踏まえて新たに子育て世帯訪問支援事業を開始することから, 養育支援訪問事業については, 相談支援や育児指導に特化した内容とし, より専門的な相談対応に取り組んでいく。	改善
94	すこやか訪問事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	母子の心身の状況 や養育環境などの把握 及び適切な養育支援 による児童虐待予防	乳幼児健康診査未 受診児	個別家庭訪問により, 母 子の心身の状況及び家 庭状況等を把握し, 必要 な保健指導を実施	計画 どおり	46	H23		【①昨年度の評価(成果や課題): すべての未受診者の状況把握】 ・保健福祉事業との連携を図りながら, すこやか訪問支援員による訪問や, 職員による夜間訪問を実施し, それでも状況が把握できない乳幼児については, 要保護児童対策協議会における連携などにより状況を把握することができた。 ・健康診査未受診児が, 社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることのないよう, 引き続き, 保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握し, 適切な支援につなげる必要がある。 【②今後の取組方針: すこやか訪問の継続実施】 ・今後は, 健康診査未受診児は, 社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることから, 保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握し, 適切な支援につなげるため, 引き続き, 保健福祉事業との連携を図りながらすこやか訪問支援員による訪問や, 職員による夜間訪問を実施する。 ・また, 状況の把握が困難な児童については, 要保護児童対策協議会における連携や関係機関との連携を図りながら把握に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
95	ここ・ほっと交流事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	交流を通じた障がい 理解の普及啓発	かすが園, 若葉園, 西部保育園または 子育てサロン西部 に通う園児やその 保護者及び一般市 民	・季節に応じた行事カリ キュラム ・日常保育の中での交 流事業	計画 どおり	120	H19		【①昨年度の評価(成果や課題): 児童の交流促進】 ・行事カリキュラムや日常保育の中で、障がいのある児とない児が感染症対策を適切に講じながら交流を行い、目的に沿った事業を行うことができた。 ・ここ・ほっとまつりにおいて、催し内容等の充実を図るとともに、全保護者の参加に加え、近隣住民の方々にもご参加いただき、障がいのある児とない児が地域に根差した交流を行うことができた。 ・障がいのある児とない児の自然な交流のさらなる促進のため、事業の実施方法や地域住民への周知啓発など、地域におけるインクルージョンの推進を図る必要がある。 【②今後の取組方針: 自然な交流によるインクルージョンの更なる推進】 ・障がいのある児とない児の自然な交流のさらなる促進のため、事業内容の充実に加え、事業への参画・協力者の掘り起こし等について検討するとともに、引き続き、「ここ・ほっとまつり」やその他行事を通して地域におけるインクルージョンの推進に取り組む。	
96	子ども発達相談室事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	発達に不安を抱いて いる保護者等の不安 の軽減及び個々の 特性に応じた適切な 支援	発達に遅れ等があ る児童及びその保 護者等	・電話や面接による相談 対応 ・関係機関等とのコー ディネート	計画 どおり	1,865	H19		【①昨年度の評価(成果や課題): 子ども発達相談室の充実】 ・外部の心理士の相談枠を確保し対応することで、電話相談から面接相談までの期間を概ね2カ月以内で維持し、適切な時期に発達相談が受けられる体制を維持することができた。 ・困難ケースが増加する中、地区保健師や関係機関と連携し、相談の前後でケースの状況把握や支援の方向性などの情報を共有し支援体制の充実を図った。 ・引き続き、発達が気になる児童が適切な時期に発達相談を受けられるよう、体制を維持する必要がある。 ・多様な相談ケースが増えていることから、今後さらに地区保健師や関係機関等との連携強化を図りながら相談に対応していく必要がある。 【②今後の取組方針: 相談体制の充実】 ・外部の心理士の有効活用を図りながら、発達が気になる児童が適切な時期に発達相談を受けられる体制を維持していく。 ・心理職による専門的な相談体制の充実を図るため、確実な心理職の配置を確保しながら、人材の育成に取り組む。	
97	発達支援ネットワーク事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	関係機関との連携強 化 市民への障がい理 解の啓発	市民及び関係機 関・団体	・関係機関・団体との連 携による支援 ・研修会や啓発紙を活 用した啓発活動	計画 どおり	25	H20		【①昨年度の評価(成果や課題): 医療的ケア児を含む重症児や発達障がい児支援に向けた関係機関との連携】 ・「医療的ケア児に係る協議の場」として「発達支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関(保健・医療・教育機関、民間事業所)との連携強化について、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要であるとの意見をいただいた。また、障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会及び医療的ケア児支援者との意見交換会を開催し、重症児や近年増加している発達障がい等を要因とする不登校児への対応支援や医療的ケア児等コーディネーターへの支援についての意見もいただいた。 ・こうした意見を踏まえ、関係機関との連携を強化する必要がある。 【②今後の取組方針: 多様な障がい児への支援に向けた関係機関との連携強化】 ・ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、第6次障がい者福祉プランで示した新たな支援ツール「(仮称)つながるファイル」を作成する。 ・医療的ケア児の支援体制の強化を図るため、市内の医療的ケア児等コーディネーターを総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置を含めた、コーディネート機能の強化に取り組む。 ・事業所のさらなる支援の質の向上及び様々な障がい児の受け入れ促進のため、事業所間の横の連携強化を目的とする「障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会」を事業所を主体とした組織へとスムーズに移行できるよう支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 一 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
98	ここ・ほっと巡回相談事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	発達障がいの早期 発見・早期支援	発達の気になる児 童及び保育園等の 職員	・園訪問 ・専門職向け研修会の 開催 ・5歳児チェックリストの 運用 ・個別相談会の開催	計画 どおり	340	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):ここ・ほっと巡回相談事業の充実】 <園訪問> ・依頼のあった全ての園に対して訪問を実施した。 ・訪問後のフォローアップの充実を図るため、モデル園(5園)において、新たな手法としてオンラインによるフォローアップを実施した。オンラインにより、対象児の作品を実際に見せてもらうなど、児の成長を確認しながら助言を行えたことから、フォローアップの充実につながる新たな手法の一つであることを確認できた。 <5歳児チェックリスト> ・「5歳児チェックリスト」の回収率は97.8%と、経年的に高い回収率を維持しており、発達に係る「気づき」を促す機会になっている。 ・5歳児健診の実施に向けた検討に伴い、事業内容の見直しを図る必要がある。 <研修会> ・研修テーマについては、「きょうだい支援」や「発達障がいの理解」など、参加者の要望に応じたテーマであったことから、保育園や民間事業者等から多くの参加があった。 ・「発達の気になる児童」に対し、地域における合理的配慮の中で適切な支援が受けられるよう、各園の職員のさらなる対応力の向上を図る必要がある。 ・発達の気になる児童が、集団場面において適切にサポートを受けられるよう、園や民間事業所等の職員に対し、発達障がいに関する理解の促進を図るとともに、子ども発達センターの役割や利用できる制度等についても周知していく必要がある。 【②今後の取組方針:幼稚園・保育園等との連携強化】 <園訪問><5歳児チェックリスト> ・園訪問については、各園からの依頼内容に応じて従事体制を調整し効率的な訪問を実施するとともに、利用実績のない園に対しては、園訪問の利用を積極的に働きかけ、保育士等へのさらなる支援の強化を図る。 ・園訪問を実施した園のうち、必要な園に対して、非対面方式(電話やオンライン)を活用し、フォローアップの実施園を増やす。 ・5歳児健診の実施に向けた検討に伴い、医師会や関係機関等と連携を図りながら、事業内容について見直しを図る。 <研修会> ・研修会を通して発達障がいに対する理解を深めるだけでなく、発達センターの役割や相談の状況についても情報提供をするなど、研修内容の充実を図るとともに、より多くの人が参加できるようWeb研修等を取り入れていく。	
99	通園事業の運営	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	障がい児の社会生 活適応能力の向上	障がい児通所給付 の決定を受けた障 がい児	若葉園・かすが園への 通所による療育の提供 及び保護者支援	計画 どおり	33,492	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):障がい児通所療育の充実】 ・かすが園において、歩ける医療的ケア児やてんかん発作児などの受け入れ体制を整え、個々に応じて適切な支援を実施した。 ・職員のさらなる質の向上を図るため、小児科医や専門職による研修や感染症対策等に関する実技研修等を実施しながら安全安心な療育環境を整え、利用者に対して適切な支援を実施することができた。 ・地域の児童発達支援事業所等に対する支援として体験・見学研修を実施し、療育室の環境構成や具体的な支援方法、職員間の連携の大切さなどについて情報を共有した。研修実施後のアンケートから、専門職による個別療育の見学や、食事場面や個別課題に取り組む様子などについて見学したいとの要望が多くあったを踏まえ、研修内容を見直しながら、さらなる研修の充実を図る必要がある。 ・日中一時支援事業所への聞き取りや現地調査を実施し、令和6年4月より夕方の延長療育開始の体制を整えることができた。(令和6年4月、5名利用) 【②今後の取組方針:児童発達支援センターとしての役割・機能の強化及び更なる障がい児通所療育の充実】 ・特別支援学校や他の児童発達支援事業所等、児童に関わる支援者の連携を密にし情報の共有を図る。 ・かすが園における単独通園の促進及び親子活動や保護者学習会等の内容の充実を図るため、子育て支援に関する職員の対応力の更なる向上を図る。 ・専門職による個別療育の情報共有やクラス介入など、多職種の連携を基本としたチーム療育の充実を図る。 ・地域の児童発達支援事業所等の療育技術のさらなる充実強化を図るため、昨年度の体験・見学研修のアンケート結果を踏まえ、個別療育の見学や専門職による研修会等の取組を検討する。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
100	保育所等訪問支援事業	I — 1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	障がい児の集団生 活適応能力の向上	障がい児通所給付 の決定を受けた障 がい児	集団生活適応に向けた 療育の提供及び園への 助言指導	計画 どおり	—	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):保育所等訪問支援の充実】 ・利用者の状況や保護者の意向を担当保育士と共有し、対象児童に対して効果的に支援を行えたことから、障がいのない児童との集団生活への適応促進につながった。 ・子どもの訪問先での姿や、周りの子どもや職員と関わる様子について、保護者へ電子連絡帳を活用し効果的・効率的に報告を行った。 ・小学校の協力を得ながら、昨年度始めて、小学校への訪問支援を実施することができた。 ・「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」を実施し、事例検討や課題について支援の方向性などの意見交換を行い、担当者の支援の質の向上を図った。 【②今後の取組方針:事業の利用促進と質の向上】 ・インクルージョンの推進に向けて、事業内容の理解や利用促進のため園や学校等に対して、積極的な事業周知を図る。 ・利用者の状況等を正しく把握し、効果的に支援を実施するため、アセスメントの方法や評価シートの作成などについて検討する。 ・障がい児の特性や支援内容に合わせて、柔軟かつ円滑に支援が行えるよう、専門職と連携し支援の充実に努めていく。 ・様々な症例の児童や保護者に対応するため、訪問支援員のスキルアップを図るとともに、継続的事業実施のため、訪問支援員の育成を図る。 ・引き続き、市内の保育所等訪問支援事業所を対象とした情報交換会を実施し、事業実施における課題や支援内容等の共有を図り事業所間の連携を深め更なる支援の充実を図る。	
101	居宅訪問型児童発達支援事業	I — 1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	児童の心身の発達 促進や円滑な集団 生活への移行支援	病気や重度の障が いなどによって、障 がい児通所支援を 利用することが困 難な障がい児通所 給付決定を受けた 障がい児	日常生活における基本 動作の指導や遊びを通 して発達を促すための 療育の提供	計画 どおり	—	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):居宅訪問型児童発達支援事業の充実】 ・訪問を通して、利用児童の感情が豊かになり、身体動作の獲得につながるなど、訪問の効果を保護者と共有することができた。 ・利用者の体調を考慮し、利用形態をおおむね月2回程度としているが、保護者からの利用の需要は高く、週1回の訪問を実施した。 ・相談支援事業所や訪問看護ステーション等を訪問し事業の周知に努めたが、新規利用者の獲得には至らなかった。 ・相談支援員や医療的ケア児等コーディネーターから、事業内容や効果が分かりづらいとの意見があることから、事業の具体的な内容を適切に伝える必要がある。 【②今後の取組方針:円滑な療育支援の提供と事業の周知】 ・利用児童の成長段階を適宜評価し、利用児童に合った遊びや療育内容の充実を図る。 ・医療的ケアに対応できる職員の支援技術向上を目的とした養成研修の受講や、重症心身障がい児を預かっている事業所への体験(実践)研修を行う。 ・相談支援員や医療的ケア児等コーディネーター等の支援者に対して、事業の支援内容や効果をより理解いただくため、わかりやすいパンフレットの作成等、工夫した周知を行っていく。 ・病院から在宅に戻る時期が低年齢化していることから、利用者の対象年齢の引き下げについて検討を行う。 ・引き続き、関係機関と連携を図りながら、通所施設への支援内容の円滑な移行支援を行う。	
102	重症心身障がい児プール活動支援事業	I — 1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	心身のリラクゼーシ ョン、呼吸・循環器能 力を高めるなど身体 能力の維持・向上及 びQOLの向上	重い運動障がい のある重症心身障が い児	施設内にある温水プー ルを利用した、医師・理 学療法士、看護師等 による安全なプール活動	計画 どおり	626	H20	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心なプール活動の提供】 ・利用児童の成長や病状の変化に応じた活動・介助ができるよう、職員間での情報共有や安全策の確認を随時行うとともに、必要に応じて医療機関との連携を図りながら、安全にプール活動を実施することができた。 ・昨年度については、大学病院からの派遣などにより医師を確保し、安全・安心な重症児のプール活動の機会を提供することができた。 ・引き続き、安全・安心なプール活動の機会を提供できるよう、リスク管理の徹底に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:安全な活動の提供】 ・医学的なリスクの高い医療的ケア児や重度の肢体不自由児が安心して活動を継続できるよう、引き続き支援マニュアルに基づいた安全対策を講じながら、児童に関するより詳細な情報提供を行うとともに、主治医との連携を密にし、効果的な事業運営に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
103	専門療育事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	症状の軽減や日常生活動作の獲得など身近な地域における自立の促進	障がい児、またはその疑いのある児童	医師の指示のもと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による個々の特性に応じた専門療育の提供	計画 どおり	230	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):当該事業の役割の把握】 ・障がいのある児童に対し、医師と連携し、適切な時期に適切な療育を提供することができた。 ・子ども発達センターと民間の児童発達支援との役割の違い等に関するアンケート結果から、子ども発達センターの役割として期待されていることは、保護者の障がい理解の促進や対応力の向上など「保護者支援」であることが把握できた。 ・子どもの就学後の支援・相談先を把握しづらいことに不安を抱えている保護者が多いことから、誰もがわかりやすい情報提供の方策について検討していく必要がある。 ・民間の児童発達支援に移行する児童が引き続き安心して療育を受けられるよう、各事業所との情報交換及び連携強化を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:専門職の効果的な活用】 ・保護者に対し、適切な就学後の支援先に関する情報を提供できるよう、医療・福祉・教育等支援機関をわかりやすく説明するための案内紙を作成していく。 ・児童の発達特性理解、当該事業の目的、目標について、保護者説明を徹底していくとともに、療育の内容や目標等が確実に保護者に伝わり、保護者の理解につながるよう、個別の支援計画の活用の導入を検討していく。 ・当該事業についても児童発達支援事業所の体験見学の対象にするなど、更なる事業所の療育技術の充実につながるような支援を強化していく。	
104	診療検査事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	障がいの早期発見と効果的な療育の推進	障がい児、またはその疑いのある児童	小児科医師の診察による療育及び支援の方向性の決定	計画 どおり	12,854	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):発達特性や診断に対する理解促進】 ・医師が問診票を活用し保護者の希望に沿った診断告知を行うとともに、発達検査結果について、数値を明確に保護者に伝えるようにしたことにより、保護者の障がい受容促進を図ることができた。 ・医師の診療においては、大学病院や市医師会からの協力を得ながら医師の確保に努めるとともに、各医師が1日に対応する診療数の増を図り、診療待ちが生じないよう対応することができた。(延受診数R4:1,579人→R5:1,679人) ・児の発達特性に応じた適切な療育機会を提供できるよう、当センターの療育事業と民間の児童発達支援の役割の違いについて明確化していく必要がある。 【②今後の取組方針:個々の特性に応じた療育指示の強化】 ・引き続き、個々の特性に応じた適切な療育につなげていけるよう、大学病院や市医師会との連携を強化しながら医師の確保に努めていくとともに、診断や発達検査の結果などを保護者に分かりやすく伝えることにより、保護者の特性理解を促進していく。	
105	早期療育支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	児童の発達促進及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がいが疑われる児童及びその保護者	保育士による個々の状態に応じた個別・グループ指導及び保護者への助言指導	計画 どおり	155	H19	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):当該事業の役割の把握】 ・障がいの疑いのある児童に対し、医師をはじめとした専門職と連携し、適切な時期に適切な療育を行うことができた。 ・児童の発達促進とともに、保護者の障がい受容の促進や対応力の向上を図るため、できるだけ早い段階から療育内容の充実を図っていく必要がある。 ・民間の児童発達支援に移行していく児童が増えていることから、児童発達支援の療育技術の向上を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:早期療育の一層の充実】 ・保育士の療育に併せて専門職による療育を提供することで事業の専門性を高めていくとともに、指導の目的や目標など療育の内容について、保護者の正しい理解が得られるよう個別支援計画の導入を検討していく。 ・当該事業についても児童発達支援事業所の体験見学の対象にするなど、更なる事業所の療育技術の充実につながるような支援を強化していく。	
106	家族支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター内事業利用児童の保護者	親の養育技術を向上させるペアレント・トレーニング及び心理相談員による保護者カウンセリング(家族サポート)	計画 どおり	6	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):家族の精神的負担の軽減】 ・医師などと連携し、ペアレント・トレーニングやカウンセリングを通じて、家族の精神的負担の軽減や養育技術の向上を図ることができた。 ・ペアレント・トレーニングに参加した利用者からは「自分一人だけが悩んでいるのではないことがわかり気持ちが楽になった」などの声が寄せられるなど、一定の効果を得られた。 ・ペアレント・トレーニングにおいては、ピアサポート(仲間同士の共感)の効果が得られやすく家族の精神的負担の軽減につながることから、一人でも多くの保護者の参加を促していく必要がある。 【②今後の取組方針:ペアレント・トレーニングのさらなる充実強化】 ・一人でも多くの保護者が参加できるよう、医師や関係機関との連携を強化し、早い時期から対象者の確保に努めていくほか、事業効果がわかりやすく伝わるよう工夫した案内周知に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 ー 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
107	医療的ケア児在宅レスパイト事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	家族の負担軽減、 きょうだい児と過ごす 時間の創出	医療的ケアを必要 とする児童の家族	医療的ケア児の家族が 利用している訪問看護 ステーション等の看護師 が、対象者の自宅にお いて医療的ケアをともな う介護を提供	計画 どおり	1,048	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):医療的ケア児レスパイト事業の充実】 ・利用決定児童が昨年度より14人増加し22人となり、家族の休息時間等の確保につなげ ることができた。 ・事業者へのアンケートを実施し、訪問看護ステーション等事業者が事業を請け負う上 での課題を整理し、改善に向けた制度の見直しを行った。 ・更なる利用促進を図るため、委託事業者の確保や周知を図る必要がある。 【②今後の取組方針:事業の検証と適切な制度周知】 ・利用促進を図るため、新たな制度の周知を行うとともに、引き続き訪問看護ステーション 等へのアンケートなどによる事業の検証を行っていく。	
108	医療的ケア児等福祉手当	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	SDGs	本人及び家族の経 済的・精神的負担を 軽減することによる、 医療的ケア児等の療 養生活の質の維持 向上	医療的ケア児及び 小児慢性特定疾病 患者	対象者へ月額5,000円を支給	計画 どおり	21,543	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な支給に向けた関係課との連携】 ・認定・支払い事務を担当する子ども政策課と連携し、適切に事務を執行した。 ・手当申請から受給資格認定、登録、手当支払までの運用について、実務を通して検証し ながら必要な改善の検討を継続していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業の検証と適切な制度周知】 ・医療的ケア児台帳を登録方式に変更し、医療的ケアのみの児童を随時把握し、必要に 応じて地区保健師などの協力を得ながら申請漏れのないよう周知を図っていく。	
109	生活困窮世帯等への学習支援事業	Iー1	子どもを守り育てる支援 の充実	好循環P	子どもの将来の自立 促進と貧困連鎖の防 止	生活保護世帯を含 む生活困窮世帯の 中学生及び高校生	・学習支援教室の開催 ・通信添削の実施 ・高校進学に関する進路 相談の実施 ・中退防止のフォロー アップの実施(高校生)	計画 どおり	22,010	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):学習支援教室の開催及び通信添削の実施】 ・中学生については、高校等の進学を目標に個々の学力に応じたきめ細かな学習指導や 進路相談を行ったことにより、高校受験を希望した中学3年生全員(42人)が進学すること ができた。 ・高校生については、高校進学後も継続的な支援を行うため、中学生からの継続利用希 望者全員を受け入れ、事業を実施した。また、学校や家庭における生活相談、居場所づく りといった生活支援を行ったことにより、全員が中退することなく事業を実施することがで きた。 ・学習支援教室の通信環境を整備し、オンライン教材を活用した支援に取り組むことが出 来た。 ・貧困の連鎖を防止するため、一人でも多くの参加者を増やす方策や支援手法を検討す る必要がある。また、教室によって参加状況にばらつきがあることから、希望する生徒全 員が参加できるよう、開催方法を検討する必要がある。 【②今後の方針:社会情勢の変化に応じた継続的な支援の実施】 ・令和5年度に整備した通信環境を活用した、さらなる支援を検討していく。 ・過去に学習支援事業に参加していた生徒から体験談を話してもらった機会を設ける等、参 加生徒の学習意欲の向上につながる支援を検討していく。 ・参加を希望する生徒全員にきめ細かな支援が出来るよう、他課の支援事業の実施状況 を踏まえながら、対象世帯の居住地分布を調査するなど、教室の配置や定員数などを踏 まえ、開催方法について検討していく。	
110	学力向上推進事業	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の基礎的・ 基本的な知識・技能 や思考力・判断力・ 表現力等の育成	・小学校6年生と中 学校3年生の児童 生徒(学習内容定 着度調査) ・全児童生徒(学習 と生活についての アンケート) ・小学校5年生～中 学校3年生までの児 童生徒(習熟度別 学習)	実態を基に指導の工夫・ 改善を図るとともに、習 熟度別学習を実施し、児 童生徒に確かな学力を 身に付けさせる。	計画 どおり	21,177	H20		【①昨年度の評価(成果・課題):各学校の実態に応じた学力向上に向けた支援】 ・本市及び国、県が実施する学力調査の分析結果を活用し、各校の学習内容の定着の 状況を把握するとともに、各校における学力向上のための取組を支援するため助言・指 導を行った。 ・小中学校において、習熟度別学習等の少人数指導を行い、児童生徒一人ひとりの状況 に応じた指導を行った。 ・指導主事と小・中学校教員による「宮っ子学びのデザインチーム」を立ち上げ、授業実践 を実施するとともに、指導資料を作成し、全小・中学校学習指導主任等を対象とする実践 発表会において、成果や課題の共有を図った。 【②今後の取組方針:「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進】 ・児童生徒の更なる学力向上に向け、これまでの取組を継続するとともに、国のGIGAス クール構想に基づき、1人1台端末等を各教科等の授業において効果的に活用することが できるよう、学校訪問の機会を捉えて、新たに作成した指導資料の活用促進を図り、ICT を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。また、習 熟度別学習については、各学校の実施状況を把握した上で指導・助言を行い、児童生徒 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図る。 ・「宮っ子学びのデザインチーム」の活動を継続し、授業改善の事例を教員に対して紹介 する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
111	教科用図書採択協議会負担金	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		本市児童生徒に適した教科用図書の選定	河内採択地区教科用図書採択協議会	教科用図書の円滑な採択	計画どおり	73	—		【①昨年度の評価(成果・課題):公正性・透明性の高い教科用図書採択協議会の実施】 ・7月に協議会を開催し、小学校用教科用図書及び小中学校特別支援学級用教科用図書等の選定を行った。また、協議部分等を公開で行うことにより、採択の透明性保持に努めた。 【②今後の取組方針:教科書採択協議会における公正性・透明性の維持】 ・教科書採択協議会は、法令に基づき設置が必要であるとともに、保護者、学識経験者、教育研究会の代表等から幅広い意見を聴取することができる貴重な場であり、今後も教科用図書採択における公正性・透明性を維持しながら、協議会を運営していく。	
112	いきいき学校プラン推進事業 (宇都宮市学校教育推進計画)	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		うつのみや“いきいき学校”プラン(宇都宮市学校教育推進計画)の着実な推進	市立小・中学校	本市教育施策・事業の推進などを通した「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の具現化	計画どおり	4,979	H17	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果・課題):宇都宮市学校教育推進計画後期計画の実施】 ・本市が目指す「スーパースマートシティ」を見据え、その原動力である「人づくり」をより一層推進していくために策定した後期計画の冊子を教職員に配付するとともに、各種研修会等で活用するなどして、令和9年度の目標達成に向けた周知を図った。 ・後期計画を踏まえ、「スタンダードダイアリー」を「宮っ子ダイアリー」に改称し、全児童生徒へ配付した。 【②今後の取組方針:事業の着実な推進】 ・第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画に基づき、計画に位置付けられた施策を着実に進めるとともに、学校及び教職員等に対する周知を継続し、本市学校教育の一層の充実を図る。 ・「宮っ子ダイアリー」の全児童生徒への配付を継続し、家庭との連携を図る。	
113	キャリア教育推進事業	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の望ましい勤労観・職業観の形成	市立中学校2年生の生徒(宮っ子チャレンジウィーク)	社会体験学習運営の支援(事業所による生徒受け入れ・保険・交付金等)	計画どおり	5,063	H14		【①昨年度の評価(成果・課題):宮っ子チャレンジウィークの実施】 ・全中学校で5日間の社会体験学習を実施することができた。実施後に行ったアンケートでは、97.7%の生徒が、「充実した体験だった」と肯定的に回答するなど、事業の成果が見られた。コロナ禍で体験学習の受入れを控えていた事業所が受入れを再開するなど、協力事業所数も前年度から100事業所以上増加した。 【②今後の取組方針:宮・未来キャリア教育の推進】 ・小中学校の学びをつなぐ「宮・未来キャリア・パスポート」及び令和5年度に改訂した指導資料の活用を図り、「宮・未来キャリア教育」を推進していく。また、将来への夢や目標をもち、職業への関心を高めることができるよう、小学校高学年の児童を対象とした「宮っ子『夢』教室」の全校実施に向けて、協力事業所の拡大と各学校への取組例の紹介を行うなど、キャリア教育の一層の充実を図る。	
114	文化関係各種大会参加補助金	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		文化関係各種大会参加に対する必要経費の補助	全国大会及び関東大会に出場する市立小・中学校の文化関係活動団体	参加補助金(交通費及び宿泊費)の交付	計画どおり	722	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):文化活動の推進に向けた財政的支援】 ・関東合唱コンクール及び東日本吹奏楽コンクールなどへの参加必要経費の一部の補助を行った。 【②今後の取組方針:文化活動の一層の推進】 ・本取組を継続し、学校教育の一環としての文化活動の推進を図っていく。	
115	心の教育プロジェクト	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の豊かな心の育成	市立小・中学校の児童生徒	表彰制度等や指導事例集を活用した「宮っ子心の教育」の推進	計画どおり	99	H25		【①昨年度の評価(成果・課題):道徳科授業の充実に向けた本市独自の地域教材活用】 ・児童生徒の豊かな心の育成に向け、学校や地域学校園において道徳科の学習と体験活動を有機的に結びつけた「宮っ子心の教育」をより一層推進するため、「『宮っ子心の教育』指導事例集」を、たくましさの涵養に係る内容を加えるなどして改訂した。 【②今後の取組方針:心のたくましさの涵養】 ・これまで同様、「宮っ子心の教育」を着実に推進するとともに、学校行事等を通して、たくましさに係る挑戦する心やあきらめない心の育成に、一層積極的に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
116	外国語指導業務事業	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		英語の「話す・聞く」 学習活動の充実やコ ミュニケーション能力 等の育成	市内67の小学校 (小規模特認校を 除く全小学校)及び 市内中学校の児童 生徒	小学校の外国語活動・ 外国語及び中学校の英 語授業に外国語指導助 手を参加させ、英語によ るコミュニケーション能力 を育成する。	計画 どおり	644	H1		【①昨年度の評価(成果・課題) : ALTを活用した授業時間外の取組の実施】 ・小規模特認校2校を除く全小中学校の外国語活動や英語の授業にALTが参加するとともに、夏季休業期間に小学校5・6年生の児童及び中学生を対象としたイングリッシュキャンプを開催し、小学生対象実施日について1日増やすことで2日の開催となり、参加人数を拡充することができた。さらに、オンラインを活用した英会話活動を12月に実施した。 ・教員の指導力向上のため、ALTを活用した独自の研修を、小学校教員を対象に年4回、中学校教員を対象に年2回実施した。 ・小学校における朝や昼休みの絵本の読み聞かせ、放課後子ども教室における英会話教室、中学校における給食中の英語放送や絵本の読み聞かせ動画配信など、ALTを活用した授業時間外の取組の充実に努めた。 【②今後の取組方針 : ALTを活用した授業時間内外の取組の充実】 ・学習指導要領における小学校英語の教科化や、中学校英語の内容高度化等に対応し、本市児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を確実に育成するため、教員の指導力向上に努めるとともに、授業外においてもALTと触れ合う時間を設定するなど、ALTを活用した授業時間外の取組の充実を図る。また、イングリッシュキャンプについては、小学生対象の2日開催を継続するとともに、各日の募集人数を増やすことで、児童生徒の参加人数を増加させる。	
117	郷土への愛情を育む学習の推進 (「宇都宮学」の推進)	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		宇都宮市のよさに気 づき、これを愛し、誇 りに思う態度の育成	市立小学校3年生 ～6年生及び中学 校の児童生徒	宇都宮の伝統や文化、 産業などについて体系 的に学ぶことができる郷 土資料集を新たに作成 するとともに、指導計画 を作成及び教員対象の 研修を実施し、小学校3 学年～中学校3学年を 対象に「宇都宮学」を実 施する。	計画 どおり	2,419	H30	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果・課題) : 小・中学校版副読本の活用】 ・グローバル社会に主体的に向き合い、よりよい社会を創る担い手となるとともに、異なる文化をもつ人々とともにたくましく未来を生き抜く宮っ子を育むため、児童生徒が郷土宇都宮の歴史や伝統文化、産業、まちづくりなどについて理解し、郷土への愛情と誇りをもてるようにするため、小学校5年生と中学校1年生に『「宇都宮学」副読本』を配付し、総合的な学習の時間の授業で活用した。 【②今後の取組方針 : 各学校の取組の充実に向けた学校への周知】 ・「宇都宮学」の指導の充実を図るため、持続可能な社会の実現に向けた担い手を育む「SDGs宮っ子まちづくりプロジェクト」のモデル校を選定して実証事業を行う。 ・副読本作成から5年が経過し、宇都宮のまちの様子も変化していることから、内容を改訂し、最新情報を盛り込むとともに、今後のデジタル教科書の普及に合わせて副読本をデジタル化し、1人1台端末を活用した授業を実践する。	
118	スマートフォン等問題対策の推進	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		スマートフォン等の 使用に係る問題の未 然防止・早期発見・ 早期対応	市立小・中学校に 通う児童生徒を中 心とする市民	情報モラル教育の実施、 家庭のルール・チェッ クリスト作成等、ネットい じめ等パトロール事業の 実施	計画 どおり	3,432	H21		【①昨年度の評価(成果・課題) : 共同宣言に基づく取組の推進とネットいじめ等パトロールの実施】 ・児童生徒のスマートフォンの所持率や使用実態、ネットやSNSなどを介したいじめなどのトラブル増加等を踏まえ、市PTA連合会等の関係団体との協議を行いながら「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver.2」に基づき、児童生徒への情報モラル教育や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマートフォンの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進し、児童生徒におけるスマートフォン等の適切かつ安全な使用について、家庭の理解促進が図られた。 ・ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。また、児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施し、具体的な対策などを習得することでSNS等によるトラブルの未然防止につながった。 【②今後の取組方針 : スマホ等の所持を前提とした使用方法等の積極的な指導】 ・小・中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあり、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、引き続き、専門家を活用した講座を全小・中学校で実施する。 ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver.2」を有効活用し、児童生徒や保護者に対し、携帯電話等の危険性や適切な使い方などの更なる理解促進が図れるよう、周知啓発を強化するとともに、児童生徒による主体的なルール設定の取組などを推進する。	
119	学校訪問指導事業	Iー2	・新たな時代に必要となる 資質・能力の育成 ・児童生徒の学びと教職 員を支える学校教育環 境の充実		各学校の課題解決 に向けた取組の改 善・充実	市立小・中学校	指導主事等による各学 校への指導助言の実施	計画 どおり	-	H4		【①昨年度の評価(成果・課題) : 年間400回を上回る学校訪問の実施】 ・指導主事等が、年間で合計417回の学校訪問を実施した。授業後の研究会等に参加し、教員の指導力の向上や課題解決に向けた指導助言を行った。 【②今後の取組方針 : 各学校の課題に応じた指導助言の実施】 ・これまでの取組を継続し、各学校の課題に応じた指導助言を行うことにより、教員の指導力及び学校全体の教育力向上に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
120	教職員指導研修事務	I－2	・新たな時代に必要となる資質・能力の育成 ・児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		本市教職員の指導力の向上	・市立小・中学校の教職員 ・市立学校教育課指導主事	本市で開催される各種研究大会に補助金を交付する。また、指導主事の各種研修会等への参加を通して資質向上を図る。	計画 どおり	10	－		【①昨年度の評価(成果・課題)：研究大会への参加及び財政的支援等による教育動向把握】 ・指導主事が県外の研修会に参加し、研究授業の参観や研究発表を通して、指導主事としての資質向上に努めた。また、教育データの利活用やコミュニティ・スクールに係る先進自治体への視察を通し、本市の取組を推進する上で参考となる情報を得ることができた。 【②今後の取組方針：各種研修会等への参加を通した指導主事の資質向上】 ・研究大会への補助金等の支援を行うとともに、指導主事が先進的な研究に関する情報を得るために研修に参加することを通して、引き続き、本市の学校教育の充実に努める。	
121	「小中一貫教育・地域学校園」の推進	I－2	・新たな時代に必要となる資質・能力の育成 ・学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		本市全ての児童生徒の学校生活適応と学力保障 地域の教育力を十分に活用した学校教育活動の推進	市立小・中学校の児童・生徒及び教職員	小中一貫教育カリキュラムの実施や地域教育力を生かした学校教育活動支援	計画 どおり	30	H22	独自性	【①昨年度の評価(成果・課題)：本事業の見直しの実施】 ・令和3年度に実施した制度の検証結果を踏まえ、各取組の具体的な見直しを行うとともに、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」の策定にあたり、その基盤として位置付けた。令和5年度より見直し後の制度を推進することについて、校長会議や全校の担当教員を対象とした研修において周知することができた。 【②今後の取組方針：見直し後の本事業の推進】 ・見直しのポイントである、義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりの強化、1人1台端末などデジタルの有効活用等について各地域学校園の主体的な取組を推進するため、引き続き各種会議や研修、学校訪問における説明や指導助言に努める。 ・地域等との連携を図った学習活動や学校支援を行うとともに、地域学校園の活性化を図るため、地域の教育力を生かした教育活動を推進する。	
122	給食費滞納対策事業	I－2	新たな時代に必要となる資質・能力の育成		給食費滞納額ゼロの実現	給食費を滞納している市立小・中学校の保護者	各小・中学校の滞納対策本部を中心とした滞納対策の実施	計画 どおり	0	H19		【①昨年度の評価(成果や課題)：現年度収納率の現状維持】 ・各小・中学校の滞納対策本部を中心に、継続的な滞納対策を実施し、高い収納率を維持している。 【②今後の取組方針：事業の継続実施】 ・引き続き、現年度分滞納額ゼロ及び児童生徒在籍期間中の滞納額完納を目標に、滞納対策を実施する。滞納者に対しては、就学援助等公的制度的利用や児童手当等の給食費充当徴収の勧奨など、滞納対策本部を中心とした継続的な滞納対策を実施していく。	
123	給食施設整備計画策定	I－2	新たな時代に必要となる資質・能力の育成		安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進を図るため、本市にふさわしい給食施設整備のあり方等の整理	市立小・中学校の給食施設	・給食施設の現状分析及び課題の整理 ・給食施設提供のあり方及び整備内容等の整理 ・全給食施設における空調設備の導入	計画 どおり	252,402	R1		【①昨年度の評価(成果や課題)：給食施設整備の適切な推進】 ・給食施設の現状や課題等の整理及び視察等による他市事例調査を実施し、給食施設の整備のあり方等について検討を行った。 ・空調設備については、全給食施設において令和5年6月から供用を開始し、給食施設における衛生環境の向上を図ることができた。 【②今後の取組方針：給食施設整備のあり方検討】 ・引き続き、給食施設整備に係る調査を実施し、本市にとって最適な給食施設整備のあり方について検討を行っていく。	
124	「食」に関する指導の実施	I－2	新たな時代に必要となる資質・能力の育成		児童生徒の食を通じた自己管理能力と実践力の育成	市立小・中学校の児童生徒	学校教育における「食」に関する指導の実施	計画 どおり	0	H20	先駆的 トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題)：児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るための取組のを実施】 ・全小・中学校において、学校栄養士が、給食の時間や学級活動などの授業で、朝食の大切さや栄養バランスを考えた食事の大切さの意識付けを行ったことにより、「学校と生活についてのアンケート」において、3食きちんと食べることや、栄養バランスを考えて食べることは大切だと考える質問事項の結果は、概ね高い水準を維持している。 ・しかし、一部の児童生徒では、朝食の欠食(小6:5.8%, 中3:9.1%)や、好き嫌いによる食べ残し(小6:12.2%, 中3:15.0%)など、実践力を伴っていない傾向がみられることから、授業や学校給食のほか、家庭と連携し、日常生活の中でも実践力の向上に向けた取組をしていく必要がある。 【②今後の取組方針：給食の時間や授業における食の指導の充実】 ・望ましい食習慣の定着を図るため、食事マナーや地産地消の推進、宇都宮学と関連させた給食の提供、お弁当の日の実施などを、食に関する指導の全体指導計画等に位置付け、給食の時間や各教科等の食に関する授業において、学校全体で指導に取り組むとともに、日常生活においても実践できるよう、学校と家庭の双方向における指導の充実に努める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
125	「お弁当の日」の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の食に対する 関心の向上と感謝の心の育成	市立小・中学校の 児童生徒、保護者	「お弁当の日」の実施	計画 どおり	0	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):全小・中学校で「お弁当の日」の実施と学年に応じた指導の実施】 ・全小・中学校において、「お弁当の日」を年2回以上実施する目標は達成した。 ・「お弁当の日」の実施によって、食事について親子で共に考える機会を創出できた。 ・児童生徒が自分の健康を考え、望ましい食習慣の実践に繋げるためには、全教職員がその目的を再確認し、学校と家庭で「お弁当の日」のねらいや目標の共通理解を図り、双方が連携して児童生徒の食への関心を高めていく必要がある。 【②今後の取組方針:「お弁当の日」のねらい達成に向けた指導の強化】 ・引き続き、「お弁当の日」のねらいや発達段階ごとの目標などについて全教職員が共通理解を図るとともに、各地域学校園で共通テーマを決めて実施するなど、児童生徒、地域の実態に合わせた指導を行っていく。 ・1人1台端末等を活用し、自己評価や家庭での振り返りを行うなど、学校と家庭の双方向における指導の充実を図っていく。	
126	学校給食における米飯給食の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の米飯給食を通した日本人の食生活の再確認・習得	市立小・中学校の 児童生徒	米飯給食の実施	計画 どおり	0	S52		【①昨年度の評価(成果や課題):米飯給食の週4回提供】 ・全小・中学校において米飯給食を平均週4回実施した。 ・全児童生徒を対象としたアンケート結果では、「食事のマナーに気を付けて食べている」と回答した児童生徒の割合が90%前後と高水準ではあるが、箸の使い方や茶碗を持って食べることなど、食事の基本的なマナーを向上させることができるよう、米飯給食での食の指導を引き続き行っていく必要がある。 (令和5年度学習と生活についてのアンケート結果 小学校6年生:89.5%, 中学校3年生:92.3%) 【②今後の取組方針:米飯給食を通した食育の推進】 ・引き続き、自校炊飯設備を活用して、温かく美味しいご飯を提供することはもとより、炊き込みご飯などバラエティ豊かなご飯メニューを提供していくことで、児童生徒が日本人の伝統的な食生活の根幹である米飯を通じて、望ましい食習慣や食事マナーなどを身に付けられるよう、米飯給食を通した食育を推進していく。	
127	学校給食における地産地消の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の地域農業への理解促進と郷土愛の育成	市立小・中学校の 児童生徒	・学校給食における地場産物の使用 ・地産地消に係る食に関する指導	計画 どおり	0	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):学校における地場産物の使用割合の向上及び食の指導】 ・学校給食における地場産物活用割合は、関係機関との連携により向上したが、学校間で差がみられる。 (栃木県の学校給食関係調査結果 地場産物活用割合 R4:59.85%⇒R5:65.28%) ・包括連携協定を締結しているJAうつのみやと連携し、宇都宮市産トマトを使用した「トマト給食」を全小・中学校において提供開始した。また、「トマト給食」の実施に併せ、全小・中学校において、市教育委員会が作成・配布した動画の指導教材等を活用し、食に関する指導を行った。 ・児童生徒を対象とした「トマト料理コンクール」を初めて開催し、上位作品は、全小・中学校の学校給食で提供した。また、最優秀賞作品は、障がい者支援施設の協力を得て、弁当のおかずとして販売し、広く市民にPRを行った。 【②今後の取組方針:学校給食における地場産物の活用促進】 ・全小・中学校において、引き続き「トマト給食」を実施するほか、年間を通じたトマトの安定的な確保に向け、トマトの加工品の商品化を検討する。 ・トマト以外の宇都宮市産農産物の活用について、検討を進めるとともに、地場産物の使用割合の高い学校の取組事例を全小・中学校で共有することなどにより、学校給食における地場産物のより一層の活用に取り組む。	
128	学校給食における食物アレルギー対応の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		食物アレルギーを持つ児童生徒が心身ともに健康な学校生活を営めるような安全な給食の提供	市立小・中学校の 児童生徒	アレルギー対応の実施	計画 どおり	0	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):全小・中学校で食物アレルギー対応を実施】 ・本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、症状に応じた学校給食を提供した。 ・各学校に食物アレルギー対応委員会を設置し、全小・中学校が委員会及び校内研修を開催するなど、組織的に対応した。 【②今後の取組方針:食物アレルギーを持つ児童生徒への適切な対応の徹底】 ・本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた対応を徹底するよう、研修会等で教職員に周知し、指導・助言を行う。 ・食物アレルギーの事故及びヒヤリハットについて、市で把握した情報を全小・中学校に周知し、注意喚起するほか、各地域学校園の学校栄養士同士で、献立にアレルギー食材が含まれていないか、相互チェックをするなどにより、事故の未然防止の徹底を図る。	
129	小中学校体育活動の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の体力向上や健康の保持増進	市立小・中学校の 児童生徒	学校訪問による指導	計画 どおり	0	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):教科指導に関する教員の資質の向上】 ・教育課程、学習指導、その他保健体育に関する専門的事項の指導・助言を通し、教科指導に関する指導法など教員の資質向上に関する取組を計画的に行うことができた。 ・小学校において、体育の指導を苦手とする教員の資質向上に努める必要がある。 【②今後の取組方針:教員の資質向上に向けた取組の継続】 ・指導資料の有効活用など、具体的な指導方法について、体育を担当する教員へ助言を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
130	うつのみや元気っ子プロジェクトの推進	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の体力向上の推進	市立小・中学校の 児童生徒	・元気っ子健康体力 チェック(新体力テスト・ アンケート)の実施 ・うつのみや元気っ子 チャレンジの実施	計画 どおり	4,624	H18	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題): 全体的な運動能力の底上げ】 ・「元気っ子健康体力チェック」の結果, 新体力テストの総合評価における中学3年生の(A+B)-(D+E)率(%)は, 令和4年度と比較して, 男子は8.6ポイント増, 女子は6.4ポイント減であった。コロナ禍等の影響による体力低下から回復傾向にあるが, 柔軟性や走力など, 全国平均を下回る種目もあり, 引き続き, 体力向上に取り組む必要がある。 ・「うつのみや元気っ子チャレンジ」では, 学級やグループでの取組に加え, 休日や放課後に個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」を実施し, 約31,000人の児童生徒が参加した。 【②今後の取組方針: 体力チェックの分析結果の教科指導への活用の促進】 ・「元気っ子健康体力チェック」の結果を分析し, 本市及び各学校の体力向上の取組に生かしていく。 ・体育科・保健体育科の学習における活動時間の十分な確保や外遊びの奨励, 「うつのみや元気っ子チャレンジ」の実施などにより運動機会を創出していく。また, 個人で取り組むことができる「元気っ子チャレンジ特別版」や児童生徒が1人1台端末を活用して手軽に運動できるwebサイトを紹介するなど, デジタルを活用し, 家庭とも連携して体力向上に取り組んでいく。	
131	部活動指導員派遣事業	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		部活動の振興及び 環境整備	市立中学校の生徒	部活動加入の促進	計画 どおり	223 (指導員の 報酬は除く)	H21		【①昨年度の評価(成果や課題): 部活動指導員の委嘱】 ・大会の引率を含め, 部活動指導全般を担うことのできる「部活動指導員」を, 国・県の補助金を活用して13校に19名を委嘱し指導の充実を図ったが, 配置の拡充を目指し, 更なる人材の確保が必要である。 ・「宇都宮市部活動方針」に基づき, 各中学校において各学校の方針を策定し運用の徹底を図ってきたが, 引き続き, 保護者等に周知し, 運用の徹底を図る必要がある。 【②今後の取組方針: 部活動指導員の拡充及び人材確保】 ・部活動指導員については, 引き続き, 国・県の補助金を活用して配置を拡充するとともに, 学校や関係機関等と連携を図り, 人材の確保に努める。 ・学校訪問等により, 各学校の状況を把握し, 必要に応じて指導するなど, 方針の運用の徹底を図る。	
132	部活動地域指導者派遣事業	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		地域指導者を活用した部活動支援	市立中学校の生徒	部活動地域指導者派遣	計画 どおり	3,357	H15		【①昨年度の評価(成果や課題): 部活動地域指導者による指導の充実】 ・各中学校において, 顧問による専門的な技術指導が困難な学校に対し, 地域指導者を派遣して指導の充実を図った。 ・部活動の教育的意義が適切に発揮できるよう, 部活動の指導の在り方や事故防止等に関する研修を行った。 【②今後の取組方針: 地域指導者による指導の継続】 ・引き続き, 専門的な技術指導が可能な地域指導者を派遣し, 部活動の充実を図るとともに, 部活動中の事故防止に関する研修を行い, 事故の未然防止に努める。	
133	スケート教室	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		スケート体験活動を通じた運動に親しむ 態度の育成	市立小学校4年生	市スケートセンターでの スケート活動	計画 どおり	2,057	S44		【①昨年度の評価(成果や課題): スケート教室の実施】 ・運動に親しむ態度の育成を図るため, 全小学校4年生を対象とし, 冬の代表的なスポーツであるスケートを体験する活動を実施した。 ※インフルエンザによる学年休業措置のため1校中止 【②今後の取組方針: スケート教室の継続実施】 ・引き続き, 小学校4年生を対象としてスケートを体験する活動を実施し, シーズンスポーツに触れる機会を設け, 運動に親しむ態度を育成する。 ※令和6年度は, 市スケートセンター改修のため中止	縮小
134	学校保健の推進	Iー2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童・生徒の健康の 保持増進を図るための 関係機関との連携・協力体制の強化	市立小・中学校	医師会, 歯科医師会, 薬剤師会との打合せ	計画 どおり	375	S58		【①昨年度の評価(成果や課題): 三師会と連携した児童生徒の健康管理】 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会の協力の下, 児童・生徒の健康管理に専門的見地からの診断や助言等を得たほか, 学校における保健教育について連携を図ることができた。 ・医療関係の最新の状況等を把握し, 継続して三師会と連携を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針: 三師会と連携した保健教育の推進】 ・引き続き, 三師会と連携を図り, 児童生徒の健康管理に努めるとともに, 医師による出前講座の実施など, 保健教育の充実を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
135	歯の健康教室	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		子どもの歯・口腔の 健康づくりに取り組 める能力・態度の育 成	市立小学校3年生	・学校歯科医による講話 ・歯科衛生士による歯の ブラッシング指導	計画 どおり	3,262	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):学校歯科医による「歯の健康教室」の実施】 ・全小学校3年生を対象として、学校歯科医による講話と歯科衛生士によるブラッシング指導を行う「歯の健康教室」を実施し、正しい歯磨きの習得やむし歯予防の正しい知識の定着を図った。 ・中学校においても、歯科保健の充実が図られるよう、学校に対して指導する必要がある。 【②今後の取組方針:歯科医師会との連携による事業の継続】 ・引き続き、「歯の健康教室」を実施し、正しい歯磨きの習得やむし歯予防の正しい知識の定着を図る。 ・市歯科医師会等と協力して作成した中学校歯科保健資料(DVD)について、養護教諭研修会等で活用を促し、学校での歯科保健の充実を図る。	
136	性教育サポート事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		生徒の妊娠中絶のリス ク回避を選択できる 意識の醸成	市立中学校3年生	性教育講演会の実施	計画 どおり	790	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):産婦人科医による「性に関する指導」の実施】 ・全中学校3年生を対象とし、産婦人科医による性に関する講話等を行い、「性に関する指導」を実施した。 ・講師によって講話内容が大幅に異ならないよう、産婦人科医と事業のねらい等について、事前に共通理解を図る必要がある。 【②今後の取組方針:産婦人科医との連携による事業の継続】 ・性に関する諸問題に適切に対応できるよう、引き続き、産婦人科医と連携を図り、継続して実施する。	
137	通学路の交通安全対策	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の登下校 時における交通安全 の確保及び交通安 全対策の推進	・市立・小中学校の 児童生徒 ・市立小・中学校の 通学路	・交通安全教室の実施 ・通学路交通安全プロ グラムに基づく交通安全 対策	計画 どおり	0		独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):安全教育・安全対策の実施】 ・各学校における交通安全教室の実施等を通して、児童生徒へ交通ルールの徹底や交通マナーの遵守などを指導し、安全教育を実施した。 ・「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・警察・道路管理者等による通学路の合同点検を実施し、注意喚起看板の設置や路面標示の設置、青信号の時間延長など、通学路の交通安全確保に努めた。 ・通学路の安全対策については、引き続き、交通安全はもとより、防犯や防災の視点も踏まえ、検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:関係機関と連携した事業の継続】 ・引き続き、学校における交通安全教育や関係機関等と連携した通学路の交通安全対策により、児童生徒の安全確保を図る。	
138	事故災害共済費	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		学校管理下における 児童生徒の災害共 済給付	市立小・中学校の 児童生徒及び保護 者	小・中学校児童生徒の 保険加入の推進	計画 どおり	35.929	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の周知及び加入促進】 ・学校管理下の児童生徒の災害について、保護者に対し災害共済給付制度についての周知及び加入促進に努め、学校安全の普及充実等を図った。 【②今後の取組方針:制度の周知及び加入促進の継続】 ・引き続き、周知及び加入促進に努め、災害共済給付を継続して実施する。	
139	宇都宮小学校体育連盟補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		小学校体育連盟運 営費の補助	宇都宮市小学校体 育連盟	宇都宮市小学校体育連 盟主催大会の運営補助	計画 どおり	2,500	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):運営経費の一部補助の実施】 ・小学校体育連盟に対し、大会運営に係る補助を行い、児童の体力向上や健全育成を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、補助を継続し、小学校体育連盟が主催する大会等を通して、児童の体力向上や健全育成を図る。	
140	宇都宮・河内地区中学校体育連盟補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		中学校体育連盟運 営費の補助	宇都宮・河内地区 中学校体育連盟	宇都宮・河内地区中 学校体育連盟主催大会 の運営補助	計画 どおり	2,286	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):運営経費の一部補助の実施】 ・中学校体育連盟に対し、大会運営に係る補助を行い、生徒の体力向上や健全育成を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、補助を継続し、中学校体育連盟が主催する大会等を通して、生徒の体力向上や健全育成を図る。	
141	関東全国中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		関東・全国大会参加 生徒の宿泊費補助	市立中学校運動部 員	関東全国中学校体育大 会参加者宿泊費の補助	計画 どおり	1,954	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):大会参加者の宿泊費への補助の実施】 ・中学生の関東・全国大会参加者に対して、宿泊費を補助し、参加者の経費負担軽減を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、関東・全国大会参加者に対して、宿泊費を補助し、参加者の経費負担軽減を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
142	栃木県中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金	I－2	新たな時代に必要となる資質・能力の育成		地区・県大会参加生徒交通費の補助	市立中学校運動部員	栃木県中学校体育大会及び宇都宮河内地区中学校体育大会への交通費補助	計画 どおり	8,175	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):大会参加者への交通費の補助の実施】 ・中学校体育連盟主催の地区・県大会に参加する生徒に対して、交通費を補助し、保護者の交通費負担軽減を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、中学校体育連盟主催の地区・県大会に参加する生徒に対して、交通費を補助し、保護者の交通費負担軽減を図る。	
143	教育情報ネットワーク事業	I－2	新たな時代に必要となる資質・能力の育成		教育情報ネットワーク(教育センターサーバ・ネットワーク・校務用パソコン等)の整備と活用推進	市内小・中学校の児童生徒及び教職員	・教育情報ネットワークの運用整備 ・授業におけるICTの活用 ・情報教育研修の実施	計画 どおり	615,441	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):情報活用能力の育成とICTの効果的な活用の推進】 ・ICT支援員配置事業を継続し、1人1台端末の適切な利用環境を整え、校内研修等で教職員のスキルアップを図ることができた。また、宇都宮市学校デジタル化推進基本計画に基づき、将来的なフルクラウド環境の構築について検討を進め、将来的なフルクラウド環境の構築について検討し、計画的に整備することとした。また、宇都宮市情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画の改定を行ったため、今後は、児童生徒一人一人が自律的な情報の使い手となるよう計画的な指導を進める必要がある。 【②今後の取組方針:ネットワーク環境の改善と児童生徒のデジタル・シティズンシップ育成】 ・デジタル教科書やCBT(コンピュータを用いた試験)に対応し、校務系のネットワーク逼迫を解消できるよう、校務系と学習系を統合したインターネット環境を構築し、ネットワークの増速を行う。また、各学校に宇都宮市情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画を周知し指導の充実を図るとともに、教材を集めたサイトや児童生徒が自主的に学ぶことができるコンテンツ集の充実に努める。	
144	外国人児童生徒等への日本語指導の充実	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育環境の推進		外国人児童生徒等の日本語習得と学校生活への適応	市立小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒	日本語の習得状況に応じた日本語指導	計画 どおり	11,852	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):日本語の習得状況に応じた段階的指導の実施】 ・日本語の習得状況に応じた指導体制に基づき、日常生活で最低限必要な会話から、授業中の説明や教科書の言葉などを理解するまでの日本語指導が段階的に行われた。今後も、本事業を継続し、外国人児童生徒等への日本語指導の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:日本語の習得状況に応じた段階的指導の推進と多言語化への対応】 ・引き続き、外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況に応じた段階的な日本語指導を推進していく。また、近年、国籍や地域の違いによる言語の多言語化が進んでいることから、必要とされる母語指導者の確保に努め、個に応じた指導の充実を図る。	
145	児童生徒指導の推進	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育環境の推進		児童生徒一人一人の社会的な自立と自己指導能力の育成	市立小・中学校の児童生徒及び教職員	・「第2次宇都宮市学校教育推進計画」等に基づく児童生徒指導の推進 ・児童生徒指導強化連絡会等の開催による指導の充実	計画 どおり	-	-		【①昨年度の評価(成果・課題):背景・要因分析に基づく総合的な児童生徒指導の実施】 ・暴力行為やいじめなどの問題行動、不登校、スマホ等の所持・使用に関する問題などに対して、背景・要因分析に基づいた総合的な児童生徒指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用により、家庭や関係機関等と連携強化を図りながら、問題行動等の対策に取り組んだことにより、改善が図られるなどの成果があった。 【②今後の取組方針:個々の状況に即した総合的な児童生徒指導の充実】 ・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、引き続き、問題行動や不登校などの背景・要因分析に基づき、児童生徒の個々の状況に即した児童生徒指導の充実を図る。特に、いじめによる重大事態(不登校)や、スマホ等によるトラブル、犯罪被害の未然防止について重点的に取り組む。また、複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等について、関係機関等と連携し適切に対応していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
146	いじめゼロ運動の推進	Iー2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育環境の推進		いじめの根絶	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	・いじめゼロリボンの配布 ・いじめ根絶集会の実施 ・いじめゼロポスターコンクールの実施・表彰、受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画どおり	175	H20		【①昨年度の評価(成果・課題):「いじめゼロ運動」の推進と教職員の対応力の強化】 ・道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うことで、受容的・共感的人間関係の育成につながった。 ・学校ホームページや学校だより等において、学校におけるいじめ対策の取組や、「学校いじめ防止基本方針」等を周知するとともに、保護者会や「魅力ある学校づくり地域協議会」等において、保護者等に直接説明を行うことで、より一層の理解促進を図った。 ・教職員の校内研修の実施を促進することで、いじめに対する感度や指導力の向上が図られた。 【②今後の取組方針:学校と教委連携による重大事態への対応】 ・引き続き、教職員の、いじめに対する感度や指導力を向上させるよう、校内研修の実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会や家庭、地域と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。	
147	特別支援教育事業	Iー2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	特別な支援を必要とする児童生徒及び、市立小・中学校の教職員	・学校訪問相談の実施 ・かがやきルームでの指導の充実 ・特別支援教育に係る教職員研修の実施	計画どおり	245,665	H16	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導の充実】 ・児童生徒の発達段階や特性等に応じた支援の充実については、学校生活適応アドバイザーによる学校訪問の要請が48校あり、特別な教育的ニーズをもつ児童生徒に応じた指導法などについて助言を行うことで、校内支援体制の構築や学級経営力の向上を図った。また、通級指導教室担当者を対象とした「通級による指導の充実に向けた自立活動の授業研究(宇大との連携事業)」の実施により、通級指導教室と在籍校の情報の共有による支援方法や自立に向けた指導の充実を図った。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上や生活上の困難の改善・克服を図るためには、引き続き、すべての教職員が、特別支援教育や障がいに関する理解や認識を深めるとともに、児童生徒の的確な実態把握と適切な目標の設定により、個別指導の内容を集団で生かせるよう、連携した指導を強化していくことが必要である。 【②今後の取組方針:特別支援教育における個に応じた支援の充実】 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、かがやきルームや通級指導教室において、より適切に支援が受けられるよう、かがやきルーム担当を地域学校園内での運用形態とし、校内支援体制の強化を図る。さらに、通級による指導においては、送迎等の理由により、通級による指導を利用できなかった児童生徒が、より近くの学校で指導を受けられるよう、実施形態を地区別拠点校方式から地区内サテライト方式とする。 ・また、ICT等を活用して児童生徒一人一人の支援情報を教職員間で共有することで、一貫した指導と安心感を高める支援の充実を図る。	
148	教育支援事業	Iー2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定	市立小・中学校に入学予定の幼児・児童・生徒・保護者	・教育センターにおける就学相談の実施 ・就学時知能検査の実施 ・教育支援委員会の開催	計画どおり	1,094	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):教育的ニーズに応じた就学先の決定】 ・就学相談業務においては、様々な悩みや不安を抱えている保護者に寄り添いながら、適切な就学先について検討していくことができるよう、児童生徒の障がいの状態や、本人及び保護者の考えを把握したり、教育支援委員会に専門的な意見を求めたりすることで、適切な教育内容や教育方法を明らかにして就学先の決定を行うことができた。 ・一方、就学相談内容が多様化・複雑化してきていることで、相談状況全体の把握が必要なことから、ICTを活用して相談ケースを一括管理することにより、相談業務の効率化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:就学相談の効率的・効果的な実施】 ・今年度、新たに配置された主任技師(心理)を中心に、ICTを活用して就学相談状況を一括管理しながら、相談ケースごとに必要なコーディネートを行うことにより、就学相談の効果的な実施と質の向上を図る。また、共同編集機能による報告文書等を作成することで、事務作業の効率化を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
149	教育相談事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		子どもの教育や心理に関する不安の解消	市内の幼児(年長児)、小・中学生、その保護者及び教職員等	教育センター相談員、指導主事等による教育相談の実施	計画どおり	6,795	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):相談者に寄り添ったきめ細かな対応】 ・相談者一人一人の不安や悩みに寄り添いながら、きめ細かな相談対応を行っている。相談ニーズに応じて相談の頻度や回数を見直しを行うとともに、相談ケースをデータベース化したりするなど、効率的な相談室運営に取り組んだ。併せて、保護者が初回相談を申し込む際に24時間対応できるようデジタルを活用した予約フォームの導入や、「AI自動応答サービス教えてミヤリー」の活用により、登録アプリから教育センターHPにアクセスできるようにするなど、市民サービスの向上を図った。引き続き、相談状況を把握し、より多くの相談者に対応できるようにする必要がある。 【②今後の取組方針:効率的な相談室運営と相談状況の把握・迅速な対応】 ・相談員の業務を整理し明確にすることで、面談の記録や心理検査の分析にあたる時間を確保し、効率的な相談室運営を進める。また、相談室の利用状況をデータ上で共有化したり、相談記録を共同編集機能により同時処理・即時処理したりするなど、事務作業の効率化を図る。また、多様化、複雑化している事案が増加していることから、今年度新たに配置された主任技師(心理)を中心に、専門的な見地からの対応を強化することで、相談業務の更なる質の向上を図る。	改善
150	スクールカウンセラー派遣事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		学校支援体制の確立と教師の指導力向上、児童生徒の健全育成	市立小・中学校の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールカウンセラーの派遣	計画どおり	8,290	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):問題行動への早期対応】 ・市内の小・中学校において、不登校や集団不応等、スクールカウンセラーの分析を踏まえながら支援策の検討を行い、早期に対応を行っている。引き続き、初期段階からの組織的な対応が行えるよう、教職員の資質向上と校内支援体制の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:教職員の資質向上】 ・スクールカウンセラーが児童生徒の背景や状態を分析し、教職員へのコンサルテーションを行ったり、事例検討会や研修会等において指導助言したりすることで、教職員の資質向上を図る。引き続き、スクールカウンセリングマネージャー連絡会等において、スクールカウンセラーを活用した校内研修や教育プログラムの実施を促すなど、積極的な周知を図る。	
151	児童生徒基礎調査事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		いじめ・不登校等の問題の兆候の早期把握	市立小・中学校の児童生徒及び教職員等	学校生活についての調査の実施	計画どおり	4,909	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):本調査の活用推進】 ・研修や要請訪問、指導資料等において、児童生徒基礎調査の積極的な活用を推進してきたことにより、教職員アンケートにおいて、「個別の回答にしっかりと目を向け、迅速な対応を行っている」の肯定的回答が9割を超えている。しかし、中学校の不登校数が1,000名を超えた現状があることから、中学校においては、課題の早期発見・早期対応に努める必要があり、調査結果を即時に活かし、個別指導や学級経営の改善につなげるなど、児童生徒基礎調査活用の更なる充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:本調査の活用充実】 ・いじめや不登校・学級崩壊の早期発見・早期対応を行うという調査目的を改めて確認するとともに、集計表を用いた事例検討会の実施や児童生徒一人一人の状態の丁寧な把握、調査結果を生かした個別の支援や学級経営等について、研修や要請訪問、指導資料等において周知を図るなど、本調査の積極的な活用を引き続き推進する。また、不登校数が急増している中学校において、1人1台端末を活用して回答する「WEBQU」を全学年で年2回実施し、PDCAサイクルで早期に対応することにより、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。	拡大
152	適応支援教室事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立	市立小・中学校の児童生徒	学校復帰や社会的自立に向けた支援等の実施	計画どおり	5,920	H6	先駆的 独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):社会的自立に向けた支援の充実】 ・指導員が1人1人の状態に合わせてきめ細かに関わり、個別活動や小集団活動を行うことで、不登校児童生徒の情緒の安定、生活習慣の改善、集団生活への適応等が図られ、学校復帰や適応支援教室での滞在時間の増加等の成果をあげており、不登校児童生徒の自信回復・対人関係力育成等のための支援を行うことができた。 ・「U@りんくす」では、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が、オンラインでの学習支援や相談、体験活動等を通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育むことができた。しかし、不登校生徒数は増加していることから、引き続き、通級生個々の状態に応じた支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:個々の状態に応じた支援の充実】 ・適応支援教室において、デジタルを活用した申込フォームの導入により、通級生の出席及び取組状況をリアルタイムで確認できるようにすることに加え、入級に係る手続きをオンラインで行うことにより、学校と連携しながら、より早期に支援を開始できるようにする。また、オンラインで支援を行う「U@りんくす」と通級型の「とらいあんぐる」「まちかどの学校」との事業連携や情報共有を積極的に行うことで、通級生の個々の状態に応じた支援の充実を図る。併せて、適応支援教室の利用について、引き続き、関係機関から適切な情報提供を行うとともに、教職員研修等において、各適応支援教室の情報発信を積極的に行うことで、必要な人に必要な情報が伝わるよう体制の充実を図る。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
153	校舎長寿命化改修事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	戦略事業	経年により発生する学校建物の損耗・機能低下に対する復旧措置及び建物の長寿命化	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA, 地域住民等	【改修工事】 ・星が丘中学校 ・西小学校 【実施設計】 ・上河内中学校	計画 どおり	1,073,932	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):校舎長寿命化改修事業の実施】 ・星が丘中学校校舎の長寿命化改修工事の継続に加え, 西小学校校舎についても工事に着手した。 また, 上河内中学校校舎の長寿命化改修工事実施設計を完了した。 【②今後の取組方針:円滑な改修工事の実施】 ・工事による学校生活への影響が少なくなるよう, 実施時期等について, 学校などと綿密な連携・調整を図りながら, 円滑な工事を実施していく。	拡大
154	体育館長寿命化改修事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	戦略事業	経年により発生する学校建物の損耗・機能低下に対する復旧措置及び建物の長寿命化	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA, 地域住民等	【改修工事】 ・西原小学校 ・清原南小学校 【実施設計】 ・城東小学校 【改築工事実施設計】 ・横川中央小学校	計画 どおり	448,280	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):校舎長寿命化改修事業の実施】 ・西原小学校及び清原南小学校体育館の長寿命化改修工事のほか, 城東小学校の長寿命化改修工事実施設計及び横川中央小学校の改築工事実施設計を完了した。 【②今後の取組方針:円滑な改修工事の実施】 ・工事による学校生活への影響が少なくなるよう, 実施時期等について, 学校などと綿密な連携・調整を図りながら, 円滑な工事を実施していく。	拡大
155	リフレッシュスクール事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		ゆとりと潤いのある学習環境の確保	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA, 地域住民等	・エアコンのリース・保守管理 ・エアコンの更新・整備 ・トイレの洋式化	計画 どおり	455,934	—		【①昨年度の評価(成果や課題):空調設備の維持管理や校舎等トイレの洋式化】 ・既存の空調設備の適正な維持管理や校舎空調設備の更新・整備に向けた事業手法の検討が完了したほか, 校舎及び体育館トイレの洋式化を実施した。 【②今後の取組方針:普通教室の空調設備の更新・整備や校舎及び体育館トイレの洋式化の計画的な実施】 ・今年度から実施予定の空調設備の更新・整備を円滑に実施していくとともに, 引き続き, 校舎及び体育館トイレの洋式化を計画的に実施していく。	拡大
156	施設改修事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		施設の安全性・機能性の確保	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA, 地域住民等	老朽, 劣化した学校施設の更新・改良	計画 どおり	813,588	—		【①昨年度の評価(成果や課題):施設改修の実施】 ・適正な教育環境を確保するうえで, 学校施設の安全性, 機能性の確保は必要不可欠であり, 施設の長寿命化の観点からも適時の対応が必要であることから, 各学校の状況に応じ必要な改修工事を行った。 【②今後の取組方針:施設改修の着実な実施】 ・引き続き, 効率的・効果的な学校施設の更新, 改良に取り組んでいく。	
157	バリアフリー化事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		障がいのある児童生徒の安全確保	・市内小・中学校の身体に障がいのある児童生徒 ・PTA, 地域住民等	多目的トイレ, 階段手摺, スロープの設置 など	計画 どおり	15,239	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー化の実施】 ・「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」及び「ハートビル法」に基づき, 身体に障がいのある児童生徒が, 安全・快適な教育環境の下, 学校生活を送れるよう施設整備を行った。 【②今後の取組方針:大規模な改修や改築に併せたバリアフリー化の促進】 ・引き続き, 特別支援教育との関係などを考慮しながら, 主に大規模な改修や改築に併せて, バリアフリー化の整備を進めていく。	
158	教育用パソコン整備事業	Iー2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	SDGs	学校のデジタル機器(パソコン等)の整備	市内小・中学校の児童生徒及び教職員	教育用パソコン, 関連機器の更新・保守管理, 児童生徒1人1台端末の管理及び校内ネットワークの追加整備	計画 どおり	679,801	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):GIGAスクール構想の推進】 ・国のGIGAスクール構想に基づき, 令和2年度に児童生徒1人1台の端末, 及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が完了したが, 学級増による教室や, 特別教室, 職員室などで新たに通信環境が必要となった場所(245教室)に無線アクセスポイントの追加整備を行った。また, 学級担任以外で授業を行う教員向けの端末や, 故障補充用の予備機の追加配備も行った。 ・今後, 段階的に導入されるデジタル教科書やCBT(コンピュータによる試験)にも円滑に対応できるよう, ネットワークの増強を行う必要がある。 【②今後の取組方針:1人1台端末の活用状況に合わせた環境整備の充実】 ・国の第2期GIGAスクール構想に伴い, 令和7年度末に耐用年数(5年)を迎える児童生徒1人1台端末の更新について, 国の事業スキームである県域での共同調達の検討状況も踏まえながら, 今後の端末利活用の拡大を見据えた機器の選定や更新計画の策定, 必要な通信ネットワークの増強等, 教育上のニーズを捉え, さらなるデジタル活用環境の充実を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
159	学校支援アドバイザー事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		専門的見地からの助言による学校支援	市立小・中学校の教職員	・弁護士・医師・臨床心理士からなる学校支援アドバイザーの設置 ・緊急対応カウンセラーの派遣	計画どおり	134	H21		【①昨年度の評価(成果・課題):アドバイザーを活用した学校支援の実施】 ・学校だけでは解決が困難な問題や法的トラブル、事件事故等が発生した際、迅速かつ的確に対応するため、弁護士、医師、臨床心理士を「学校支援アドバイザー」として委嘱し、専門的見地から指導助言を受けている。また、平成23年度から、緊急事案に対して児童生徒や保護者等のケアに対応するため、学校等に「緊急対応カウンセラー」を派遣している。 【②今後の取組方針:アドバイザーを活用した迅速・的確な学校支援の継続】 ・学校だけでは解決が困難な案件が発生した際に、弁護士による法的見解や、臨床心理士によるカウンセリング等、専門的な知識や助言等を得ることは大変有効であることから、引き続き、本事業を活用しながら学校を支援していく。	
160	授業力向上プロジェクト	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		教員一人一人の授業力向上	市立小・中学校の教員	・研究学校への学校訪問による指導・助言 ・研究発表会の開催 ・「宮っ子学びのデザインチーム」だよりの発行	計画どおり	866	H21		【①昨年度の評価(成果・課題):各学校における「一人一授業公開」の推進と優れた教育実践の全市での共有】 ・教職員の授業力向上を図るため、各学校における「一人一授業公開」等の取組を推進するとともに、「主体的に学ぶ児童生徒の学びの質を一層高める取組」をテーマとして、単元を通した指導の工夫についての事例を掲載した「宮っ子学びのデザインチーム」だよりを作成し、全校に配付した。 【②今後の取組方針:若手教員の授業力向上と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の促進】 ・「分かる授業」の基盤となる指導法等についての研修や各学校の授業研究会における指導・助言を一層推進するとともに、各学校が行う授業力向上に向けた共通実践教育を促進するため、学習指導主任研修会等において効果的な実践の在り方についての情報提供を行う。 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを効果的に活用するなど、「宇都宮モデル」を踏まえた授業改善を促進する。 ・「宮っ子学びのデザインチーム」の活動を継続し、授業改善の事例を紹介する。	
161	「宇都宮市教職員表彰」	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		授業等の教育活動において高い指導力や専門性を発揮している者及び学校運営や地域連携等に貢献している者を表彰することにより、教職員の一層の資質・能力と勤務意欲の向上に資する。	市立小・中学校の教職員	模範として推奨すべき教職員の顕彰の実施	計画どおり	-	H28		【①昨年度の評価(成果・課題):表彰制度の活用】 ・本制度の趣旨等について教職員への周知が図られるとともに、教諭だけでなく多様な職種の職員の推薦が寄せられており、資質・能力の向上につながっている。 ・引き続き、表彰の趣旨を踏まえながら、受賞者の専門性等の積極的な活用を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:表彰制度の実施による教職員の資質能力及び勤務意欲の向上】 ・引き続き、本事業を実施することで、教職員の資質・能力及び勤務意欲の向上を図っていく。	
162	教職員研修事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		教職員の資質・能力の向上	市立小・中学校の教職員	・教職員研修の実施 ・ベテラン教員による中堅教員へのOJTの在実施 ・次世代の学校運営を推進するリーダー教員を育成する研修の実施 ・ベテラン教員による2～4年目教員、事務職員へのOJTの実施	計画どおり	5,346	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):キャリア段階に応じた適切な研修の実施による資質・能力の向上】 ・研修後に実践を踏まえた振り返りをさせたことにより、理論(研修)と実践の往還を意識させることができた。 ・ベテラン教員などが、次に自分に必要な学びについて意識することができた。 ・理論(研修)と実践の往還をより意識するため、振り返りを次に自分に必要な学びに生かす必要がある。 ・教職員の主体性を向上させるための手立てが必要である。 【②今後の取組方針:「令和の日本型学校教育」を担う教職員が、自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを行えるような研修の実施】 ・国において「新たな教師の学びの姿」が示される中、教職員の資質向上のための環境づくりの重要性が指摘されている。そのため、受講前の課題及び振り返りなどに基づく、演習・協議の充実や喫緊の今日的課題(不登校児童生徒及び特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応等)への対応力の向上のほか、ICTを効果的に活用する力の向上の視点を取り入れ、研修に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
163	通学区域の見直し	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		通学区域や学校規模の現状・課題を把握し、課題解決に向けての方策に取り組み、学校規模の適正化を図ることによる、児童生徒の教育環境の充実	・大規模や小規模となる学校とその地域 ・土地区画整理事業施行地区等の学校とその地域	・複式学級校や将来的に教室数の不足が見込まれる学校(増設困難)への対応の検討 ・通学区域変更の対応の検討	計画 どおり	14	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):公共交通を利用した通学区域弾力化制度の実施】 ・公共交通を利用した通学区域弾力化制度の実施にあたり、広報紙や市HPの掲載のほか、ライトライン沿線校の就学時健康診断での説明や土曜授業に合わせて入学相談会を開催するなど積極的な広報活動を行い、複式学級校の児童数の増加を図った。 ・一方で、複式学級の解消には至っていないことから、今後もより多くの児童の確保に努める必要がある。 ・通学区域の変更については、市街地部のマンション建設に際し、学校や地域の意向を確認しながら、住民等への支障がないよう円滑に実施した。 【②今後の取組方針:複式学級校等への通学区域弾力化制度の効果的な周知の実施】 ・複式学級校等への通学区域弾力化制度を利用した入学児童の増加に向けて、対象者が十分な検討期間を確保できるよう募集開始前の早期からの制度周知を実施していく。	
164	幼稚園運営費補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs	幼児教育の振興充実	私立幼稚園・認定こども園	私立幼稚園・認定こども園が実施する園児の健康診断や預かり保育に係る事業費の一部を補助	計画 どおり	6,010	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):県と連携し、補助の継続実施】 ・県と連携し、各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、幼児教育の振興充実に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:県と連携した、補助の適切な実施】 ・県との連携・補完により実施している補助金であることから、県の動向を踏まえ、適切に事業を実施していく。	
165	子育てランド事業補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs 戦略事業	家庭や地域と連携した子育ての支援	未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園	未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園に対し、事業費の一部を補助	計画 どおり	2,060	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):幼稚園の地域子育て支援活動への継続支援】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、未就園児を対象とした子育て支援の推進を図った。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:幼稚園の地域子育て支援活動への継続支援に向けた補助の適切な実施】 ・幼稚園等の子育て支援機能を活用した、家庭や地域と連携した子育て支援活動の推進を図る事業であることから、継続して実施していく。	
166	学校マネジメントシステムの充実	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		学校評価の推進と結果の公表	・市立小・中学校の教職員 ・魅力ある学校づくり地域協議会委員	学校評価の実施、結果の公表等	計画 どおり	1,980	H20		【①昨年度の評価(成果・課題):保護者への一層の周知、質問項目の見直し】 ・「宇都宮市学校教育推進計画後期計画」に基づく質問項目を設定し、市の施策と学校経営の評価を一体的に行うことができた。 ・本システムによるWeb回答を推進するため、デジタル連絡ツールを活用した保護者へ周知を図った。 【②今後の取組方針:マネジメントシステムを活用した学校経営改善の一層の推進】 ・本システムのWebによる回答を積極的に活用しながら、保護者と地域住民からの回答率を向上できるよう、地域住民へのマネジメントアンケートへのより一層の協力を依頼するとともに、保護者がWebで回答しやすくなるための方法について検討を行う。 ・また、評価に基づき、学校経営の改善に取り組む。	
167	学校協力者「街の先生」活動事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「街の先生」登録者の活用による、地域の教育力を生かした教育活動の推進	市立小・中学校	学校協力者「街の先生」を活用した教育活動の実施	計画 どおり	4	H15		【①昨年度の評価(成果・課題):各学校における積極的な活用】 ・環境整備、安全確保、教科指導の補助等に、地域の交通指導員や読み聞かせボランティアなど、小・中学校60校が「街の先生」を活用した。 【②今後の取組方針:街の先生を活用した教育活動の一層の充実】 ・地域の教育力を生かした様々な教育活動を充実させるために、「街の先生」への登録を促進するとともに、その活用を推進する。	
168	幼保小連携推進事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		就学前教育・保育と小学校との連携推進	幼稚園・保育所と市立小学校の幼児、児童、教職員等及び保護者	各小学校区における幼稚園、保育所、小学校での幼児と児童の交流活動、教職員等による相互保育・授業参観	計画 どおり	－	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):全小学校における近隣幼稚園・保育園と交流活動の実施】 ・85.5%の小学校において、近隣の幼稚園・保育所の幼児と児童の交流活動を行うとともに、全ての小学校において双方の教職員同士が、相互授業参観や情報交換等を実施した。 ・幼児教育の充実を図るため、8月に「宇都宮市幼小連携合同研修会」を実施し、小学校と幼児教育機関との関係者が意見交換を行った。 【②今後の取組方針:幼稚園・保育所・小学校の教職員等が、相互理解を深めるための活動の一層の推進】 ・幼稚園・保育所の幼児と小学生児童の交流活動を継続し、互いの教育実践の理解や幼小接続期カリキュラムの検討などを通して就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、児童の思いやりの心などの育成に努める。さらに、「宇都宮市幼小連携合同研修会」を活用し、幼保小等の教職員と情報交換ができるようにする。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
169	小規模特認校事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		平成17年度に小規模特認校となった清原北小、城山西小について、制度の円滑な運営の支援	・清原北小学校 ・城山西小学校	・小規模特認校制度による児童募集の実施 ・特色ある教育活動の支援	計画 どおり	7,941	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):特色ある教育活動の実施による複式学級の解消】 ・学校と地域が連携しながら、地域特性を活かした特色ある教育活動を実践するなど、魅力ある学校づくりが行われたことにより、学区外からの入学児童を一定数確保し、複式学級の解消が図られている。引き続き、教育環境を維持していくためには、当該制度の活用により学校を存続していく必要があることから、学校・地域・行政の連携体制を維持していく必要がある。 【②今後の取組方針:小規模特認校制度における取組の充実】 ・今後も、制度導入の2校については、学区外からの入学児童数を確保するため小規模特認校制度を継続し、学校と地域の連携による特色ある教育活動を充実させていく。また、地域学校協議会への参加や学校行事の見学等を通じて、学校と地域の取組状況等の把握に努めていく。	
170	二十歳を祝う成人のつどいの開催	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	好循環P	二十歳となる成人に対する地域社会の一員としての自覚や地域に育てられたことへの感謝の気持ちの醸成	二十歳となる成人	二十歳を祝う成人のつどいの開催	計画 どおり	21,502	S23		【①昨年度の評価(成果や課題):地域と成人(二十歳)が連携した事業の実施】 ・地域住民と二十歳となる成人により各中学校区実施委員会を組織し、地域交流事業の企画や式典の運営を行った。参加した成人(二十歳)へのアンケート調査の結果において、式典については「大人になったことを自覚でき、意義のあるものだった」という意見が出た。また、地域交流事業については「地域とのつながりや感謝の気持ちを持つことができた」という回答が89.0%となり、成人(二十歳)が地域住民から学び、改めてつなげるとともに、地域社会の一員としての自覚を育むことができた。また、ライトキューブで9中学校区同時に開催したことにより会場の混雑を招いたため、導線確保等の運営を見直す必要がある。 【②今後の取組方針:地域と成人(二十歳)が連携した事業の継続】 ・今後も、地域住民と成人(二十歳)で構成する実施委員会による二十歳を祝う成人のつどい運営を継続し、地域と交流できる事業や、主役である成人(二十歳)の門出を祝えるような式典の実施を支援していくほか、20歳の成人の受付電子化による受付時間の短縮や導線の確保など、運営方法の見直しを図る。	
171	魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		学校教育の充実と家庭・地域の教育力の向上	魅力ある学校づくり地域協議会	各協議会の活動支援(活力ある学校づくりへの参画、地域の教育力を生かした学校教育の充実、地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保、学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上)	計画 どおり	32,138	H18	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):協議会活動と学習支援モデル事業の実施】 ・感染症の拡大防止等のため、事業の中止や規模縮小などの影響を受けた地域も見られたが、実施手法などの工夫により地域ぐるみの子育てや地域の教育力による協議会活動を行うことができた。 ・放課後等の学習支援(地域未来塾)の推進については、大学生等に学習支援員の登録を呼びかけるとともに、事業の周知強化及び学習支援員登録者の活動機会の創出のため、学習支援モデル事業を2地域で実施することができた。また、実施地域の3地域に学習支援員を派遣し、支援することができた。 ・地域の子どもたちを心豊かでたくましく育むためには、地域の特色を生かした多様な活動を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:協議会の活動支援と学習支援事業の推進】 ・地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」と地域の教育力を生かした「学校教育の充実」に向け、引き続き、「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援する。特に、放課後等の学習支援(地域未来塾)の市内全地域での実施に向け、地域の実情に応じた支援に取り組む。 ・「魅力ある学校づくり地域協議会」における学校運営参画機能の更なる改善や「地域とともにある学校づくり」のより一層の推進を図るため、国のCSの有効性・必要性の検証を行うCSモデル事業の実施に向け取り組む。	
172	家庭の教育力向上事業の推進	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	戦略事業	学校・家庭・地域・企業等と連携した家庭教育支援の充実	主に保護者、家庭教育支援活動者及び団体、企業	親学出前講座の実施及び企業等との連携、うつのみや版親学と子どもの情報誌「こどもるつくる」の発行、家庭教育支援活動者の育成、関係課と連携したアウトリーチ型家庭教育支援の実施	計画 どおり	2,163	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):家庭教育支援の充実】 ・保護者会や就学時健康診断などの機会を生かした親学出前講座の実施、情報誌やSNSを活用した事業等の周知、地域においてきめ細かな家庭教育支援を行う人材育成のための研修会の実施、庁内関係課と連携したアウトリーチ型家庭教育支援事業の周知や相談事業の実施などに取り組む、家庭教育支援の充実が図られた。 ・保護者に寄り添った家庭教育の支援のため、引き続き、親学の推進やアウトリーチ型家庭教育支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:家庭教育支援事業の推進】 ・家庭の教育力向上に向け、学校との連携による「親学」の更なる充実を図るとともに、図書館と連携した読み聞かせなど家庭での読書習慣を育む取組や、講座などに参加が困難な保護者に対して、きめ細かな家庭教育支援が図れるよう、庁内関係課との連携等による「アウトリーチ型支援」に継続して取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
173	子育て世代対象事業	Iー2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	好循環P 戦略事業	子育て世代の家庭教育に対する意識の高揚や家庭教育支援の充実	市内に住んでいる乳児～高校生とその保護者	「幼児と親の家庭教育子育て広場」、「親子チャレンジ教室」などの各種家庭教育講座等の開催	計画 どおり	2,044	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て世代の交流や育児支援の充実】 ・家庭や親の役割, 子どもとの関わり方などの講座を実施し, 保護者の子育てに関する気づきを促した。また, リトミックなどのレクリエーションなど, 参加型の講座を通して親子のスキンシップや子育て世代の親同士が交流し, 子育ての悩みや楽しさを分かち合うとともに, 安心して育児を行える環境を支援するための事業の実施に取り組んだ。 【②今後の取組方針:安定した子育て支援につなげる事業の実施】 ・デジタル技術を活用し, 育児で忙しい子育て世代がより参加しやすい学習環境を整備するほか, 父親向けの家庭教育講座などを積極的に取り入れ, 夫婦で子育てがしやすい環境を支援していく。また, レクリエーションや保健師のミニ講話の実施など, 孤立しがちな子育て世代の仲間づくりや悩み解決を促進し, 楽しく安定した子育ての支援につなげる事業の実施に取り組んでいく。	
174	放課後子ども教室推進事業	Iー2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	好循環P 戦略事業	全ての児童に放課後等に交流活動の場を確保するとともに, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	市民(児童及び地域住民)	放課後子ども教室の実施	計画 どおり	79,943	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):地域との連携による放課後子ども教室の実施】 ・地域と連携のもと新たに2校での放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに, 既に実施している学校においても, 企業の視点(専門体験)を取り入れながら, 様々な活動を通して児童の自主性や社会性の向上に取り組んだ。 ・地域によっては, 担い手の不足や高齢化により, 事業の企画立案の負担が大きいため, 活動アドバイザーリストの活用などにより, 負担軽減を推進し, 子どもたちの体験の場の更なる充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:実施校の拡大及び事業内容の充実】 ・未実施校へ積極的に足を運びながら学校や魅力ある地域協議会, 宮っ子ステーション推進委員会等への働きかけを行うとともに, 実施校区に対しては, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け, 活動アドバイザーリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。	
175	地域の教育力向上事業の推進	Iー2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	地域の大人	地域の大人による教育活動を促す啓発や活動支援	計画 どおり	28	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):体験活動指導者の育成】 ・宇都宮市子ども会連合会とともに, 例年実施している地域教育活動支援者研修(ラジオ体操講習会)を実施したことにより, 子どもと関わる地域活動における体験活動指導者の育成が図られた。 ・今後とも, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくりのため, 地域の大人による教育活動を促す啓発や活動支援を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:子どもを育む活動を促進する講習会等の実施】 ・地域教育活動支援者研修(ラジオ体操講習会)を実施することにより, 引き続き, 地域ぐるみの子育てや活動に関わる大人同士の交流を促進する。 ・地域教育活動支援者研修及び子どもの体験活動サポーター講座を統合して実施することにより, 事業の効率化を図っていく。	
176	宇都宮市PTA連合会補助金	Iー2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「宇都宮市PTA連合会」の事業実施の支援及び連携促進	宇都宮市PTA連合会	事業の経費に対する補助金の交付	計画 どおり	917	S32		【①昨年度の評価(成果や課題):団体の取組の充実に向けた補助金の交付】 ・いじめ, 不登校等の問題を取り上げた各種研修会や勉強会を開催し, 会員が見識を深め家庭・地域の教育力の向上を図ることができた。また, 会長・事務局との意見交換会を開催し, 入退会に関して市民から教育委員会に寄せられている様々な意見を連合会側に伝えるとともに, PTAの立場からの率直な意見をいただき, 今後の連合会の取組について, 議論を深めることができた。 ・また, 市PTA連合会は, 市内の公立小中学校のPTA連合組織として, 地域ぐるみで子どもを育む取組の推進強化を図るうえで欠かせない社会教育団体であるため, 引き続き支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業支援の継続及び行政と連携した取組の充実】 ・補助金の交付を継続するとともに, 必要に応じて助言等を行うなど, 引き続き市PTA連合会の取組の充実に向けて支援していくほか, 親学出前講座の実施など, 連携した事業の実施についても引き続き取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 一 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
177	宇都宮市子ども会連合会補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「宇都宮市子ども会連合会」の事業実施の支援及び連携促進	宇都宮市子ども会連合会	事業の経費に対する補助金の交付	計画どおり	1,062	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):団体の取組の充実に向けた補助金の交付】 ・子ども会指導者・育成者向けの研修会開催や関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会への参加などにより、指導者・育成者としての資質を高め、家庭・地域の教育力の向上を図ることができた。また、会長・事務局との意見交換会を開催し、まちづくり懇談会で出された話題や意見を連合会側に伝えるとともに、子ども会連合会からの率直な意見をいただき、今後の連合会の取組について議論を深めることができた。 ・市子ども会連合会は、市内全地区の子ども会の連絡組織として、地域ぐるみで子どもを育む取組の推進強化を図るうえで欠かせない社会教育団体であるため、引き続き支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業支援の継続及び行政と連携した取組の充実】 ・補助金の交付を継続するとともに、必要に応じて助言等を行うなど、引き続き市子ども会連合会の取組の充実について支援していくほか、指導者研修の共同開催など、連携した事業の実施についても引き続き取り組んでいく。	
178	宇都宮大学教育学部連携事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市教育委員会と宇都宮大学教育学部の連携・協力による、効果的な教育行政や大学運営の推進	・宇都宮大学教員・教育学部学生 ・市内小・中学校教員 ・市職員	・連携協議会や分科会の開催	計画どおり	4	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):連携事業の実施】 ・連携協議会においては、「第2次学校教育推進計画後期計画」に新たに位置付けた取組や学生の教育実習等についての意見交換を実施した。各分科会においては、GIGAスクール構想の推進などに関するテーマについて検討会を実施するなど、教育委員会と宇都宮大学がそれぞれの特性を生かした連携事業を実施した。 ・今後は、本市の重点的な取組の一つである不登校対策の推進に向け、さらなる対策の強化を図るため、連携体制の構築について検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:不登校対策に係る分科会の設置に向けた調整】 ・新たな不登校児童生徒の増加を抑制するため、持続的な宇都宮大学との連携の枠組みを構築し、多様な取組を検討していけるよう、分科会の設置に向けて調整していく。	
179	奨学金貸付事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進	好循環P	経済的理由により高校・大学等に修学できない状況の解消	経済的理由により高校・大学等への修学が困難な者及び入学予定者の保護者	・奨学金の貸付 ・入学一時金の貸付 ・返還免除型育英修学資金の貸付	計画どおり	149,590	S43	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):奨学金制度の見直し】 ・本市の奨学金を必要とする若者へ支援(貸付)を行うことができた。 ・また、返還免除型奨学金の利用者を対象にアンケート調査を実施し、本制度の免除要件(卒業後、本市に5年間の継続居住)が就職先や居住地を選ぶきっかけ・動機づけになったとの回答が8割を超えており、教育費の負担軽減と若年層の定住促進に効果があることを把握した。 ・国における低所得世帯等への奨学金制度拡充の動向やアンケート分析結果等を踏まえながら、本市奨学金制度の拡充に向け、検討を進める必要がある。 【②今後の取組方針:奨学金新制度の構築】 ・教育の機会均等と教育費に係る経済的負担の軽減に向け、全ての世帯に必要な支援を行うことができるよう、所得制限の撤廃など、奨学金制度の拡充を着実に進めていく。 ・返還免除型奨学金制度についても、若者の定住を促進できるよう、対象学年(大学2年生、3年生)の拡大に向け、検討を進めていく。 ・また、奨学金返済者の更なる負担軽減が図れるよう、国が実施している、月々の返還額を減らす「減額返還制度」などを参考としながら、検討を行っていく。	拡大
180	人づくり推進事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		家庭や地域、学校、企業、行政が連携・協力のもと、宮っく未来ビジョンに掲げる「人間力の高い心豊かでたくましい人づくり」の実現	市民	・大人の行動規範『子どもの手本となる50の言葉』の周知啓発 ・うつのみや人づくりフォーラムの開催 ・教育委員会だよりの発行	計画どおり	2,788	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりに対する人づくりへの機運醸成】 ・大人の行動規範となる『子どもの手本となる50の言葉』について、宮っ子ダイアリーへの掲載やパネル展示等による周知啓発を行った。 ・人づくりフォーラムについては、4年振りに体験型事業とステージイベント等を一体的に開催し、幅広い世代の参加により、市民一人ひとりの人づくりへの意識啓発の機会となった。 ・「うつのみや人づくり推進委員会交付金」により実施する人づくりフォーラムについては、所期目的の達成に向けて、社会全体で人づくりを推進していくため、今後も充実した内容で安定的に実施していけるよう、より多くの団体や企業の賛同を得ていく必要がある。 【②今後の取組方針:社会総ぐるみによる人づくりの一層の推進】 ・人づくりフォーラムについては、様々な企業等から協力・参加を得られるよう周知に努め、より多くの市民が人づくりの重要性の再認識と自発的・継続的な行動を起こすきっかけとなるよう、イベント内容の充実を図り、家庭や地域、学校、企業、行政が連携協力した社会総ぐるみによる人づくりを推進する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
181	あすなる青年教室事業交付金	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市立中学校特別支援学級等の卒業生を対象とした学習機会の充実	あすなる青年教室実施委員会	事業の経費に対する補助金の交付	計画どおり	306	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):体験を通じた学習機会の提供】 ・青少年教育として30歳以下の中学校特別支援学級等の卒業生を対象にした「あすなる青年教室」事業, 成人教育として30歳を超えるあすなる青年教室の修了生を対象とした「ひのきクラブ」事業について, それぞれ年3回実施し, 体験を通じた学習機会を提供することができた。 ・新たな卒業生を含め, 障がい者の生涯学習の機会や場を確保するとともに, 受講者のニーズに応えられるよう, 事業を継続する必要がある。 【②今後の取組方針:学習機会提供の継続実施】 ・障がい者の生涯学習を推進するため, 引き続き, 受講者アンケートの結果等を踏まえ内容の充実を図りながら, 学習機会の提供を行っていく。	
182	人材かがやきセンター事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		育成事業や調査研究, 学習プログラムの開発・提供の充実	市民	各種講座の開催, 関係職員等研修の実施, 学習相談の実施等	計画どおり	520	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):人材育成事業や講座の実施による地域教育の推進】 ・人づくりの拠点である「人材かがやきセンター」において, 学校・家庭・地域など活動する場所や活動レベルに合わせた人材育成事業や今日的課題に対応した先駆的な講座などを実施することにより, 地域教育の推進を図ることができた。 ・現代の社会情勢や課題を的確に捉えながら講座を企画・運営することにより, 生涯学習を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:地域に貢献できる人材の育成・魅力的な学習機会の提供】 ・引き続き, 「講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座」などの学んだ成果を生かして地域に貢献できる人材育成事業の充実を図るとともに, 戦争の悲惨さや平和の尊さ, 日常生活で困難を覚える学習障がいなど今日的課題にも対応した講座を開催することにより, 魅力的な学習機会の提供を図る。	
183	市民大学運営協議会交付金	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市民の学ぶ意欲を高め, 生活に潤いや生きがいを与える学習機会の充実	市民大学運営協議会	事業の経費に対する補助金の交付	計画どおり	1,811	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):新規を含めた受講者数の増加】 ・専門講座では, 定員の増員などにより前年度よりも受講者数が増え, より多くの市民に学習機会を提供することができた。 ・また, 学習効果の高いワークショップや館外学習などの様々な体験学習を積極的に取り入れるとともに, 宇都宮メディア・アーツ専門学校と連携して「録画配信コース」を導入した講座では, これまでの参集型の講座では受講できなかった市民にも学習機会を提供することができた。 ・公開講座では, 令和5年を代表する講師の起用により, 幅広い年代層から多数の申込みがあり, 新規受講者の獲得や市民大学の周知につなげることができた。 ・幅広い市民に向け学習機会を提供するためには, 体験学習を取り入れた講座内容の充実や実施方法の工夫により, 多様な学習機会の確保を図る必要がある。 【②今後の取組方針:市民の学習意欲に応える学習機会の充実】 ・市民の学習意欲に応えるため, 引き続き, 定員の増員とともに体験学習の導入などにより, 学習機会の充実を図る。	
184	成人対象事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進	好循環P	市民の主体的な学習活動の支援と個人の自立に向けた学習の促進	概ね18歳以上の市民	各種教養講座, 高齢者教室などの開催	計画どおり	3,400	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):社会情勢や市民ニーズに対応した多様な講座の実施】 ・令和5年度途中から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い, 集合・対面形式の講座スタイルを復活させることが可能になり, コロナ前の人数規模で各事業を開催することができたため, 参加人数の増加につながった。また, 地域住民が抱える課題解決に資するために, 地域や企業等と積極的に連携し, 防災, 健康づくりなどの従来からの人気講座に加え, スマートフォン操作の基礎講座やZOOMを活用して気軽に参加できる講座を実施するなど, デジタル社会に対応した幅広い分野の学習機会を提供した。 【②今後の取組方針:学習機会のさらなる充実と学んだ成果を活動につなげる取組の推進】 ・宇都宮市に立地する大学・企業等と連携し, 地域住民が抱える様々な課題解決や社会情勢に対応した講座を企画し, 魅力的な学習機会を提供することで, 市民の主体的な学習意欲を向上させていく。また, 開催日時の工夫やデジタル技術の活用など, 時間や場所を問わずに自由に講座に参加できる環境づくりを行い, これまで学ぶ機会が少なかった市民が学習し, 受講者同士がにつながる機会を充実させるなど, 学習の成果を地域社会に還元する仕組みづくりを図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
185	生涯学習センター文化祭負担金	Iー2	生涯にわたる学習活動 の促進		市民の文化活動を通 じた交流促進	中央・東・西・南・北 生涯学習センター 利用団体が開催す る文化祭	中央・東・西・南・北生涯 学習センター文化祭実 行委員会の負担金の交 付	計画 どおり	445	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):学習活動者の成果発表や地域住民の交流機会の提 供】 ・新型コロナウイルス感染症を経て、サークル団体等が動画配信や作品発表のノウハウ を蓄積したことにより、これまでにない多様な形式で活動成果の発表をできるようになっ た。特に、各地域で活動するサークル団体等が日頃の活動の成果を発表する「生涯学習 センター文化祭」においては、一部のセンターではあるが4年ぶりにステージ発表を再開 し、参加団体による活発な活動が実現した。その他のセンターにおいても、作品展示の期 間を長期化するなどの工夫により、地域住民同士の交流を図ることができた。しかし、来 場者数は新型コロナウイルス感染症の発生前の56%程度であり、サークル団体のモチ ベーションアップや地域住民の交流機会創出のためにも、来場者数が新型コロナウイルス 感染症の発生前の水準になるように取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:地域住民の交流促進や生涯学習の推進にむけた事業実施】 ・地域住民が自由に参加するとともに、少しでも多くのサークル団体等が活動の成果を発 表できるよう、地域団体や学校などと連携し、参加団体や来場者数を増やす取り組みを 検討する。また、発表会や体験コーナーの充実など、地域住民等と交流することができる 文化祭の実施に努めていく。	
186	図書館情報システムの整備	Iー2	生涯にわたる学習活動 の促進		円滑な図書館サービ スの提供と利用者 サービスの向上	図書館情報システ ム利用者	図書館資料の検索や予 約、貸出などの図書館コ ンピューターシステムの 整備	計画 どおり	240,099	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):図書館情報システム及び機器の円滑な更新】 ・旧システムにおける課題の整理や、新システムの機能構築に係る検討、新サービス運 用の整理を進め、広報紙等で市民への事前周知を行ったうえで、令和6年1月から新図書 館情報システムの運用を開始した。 【②今後の取組方針:新機能の利用促進とシステムの運用管理】 ・機会を捉え、マイページ機能などの新機能やオンライン利用者登録などの新サービスの 広報に努めるとともに、市民がより利用しやすいよう委託業者と密に連絡を取りながら 適切に運用管理を行っていく。 ・図書館のHPを活用した魅力ある読書情報の発信に取り組む。	
187	市立図書館館外貸出	Iー2	生涯にわたる学習活動 の促進		地域住民への情報 提供や、市民の読書 活動支援	・市内に居住又は 通勤通学している 人 ・学校・幼稚園・保 育園・地域文庫・子 どもの家・老人ホー ムなど、図書を団体 活動に活用する 市内の団体	・センター図書室等の利 用者への貸出 ・図書を団体活動に利活 用する市内の団体への 貸出	計画 どおり	5,779	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):センター図書室の図書の入れ替えと図書室の支援】 ・センター図書室での視聴覚資料の返却の取り扱いを開始し、利便性の向上を図ったほ か、国本生涯学習センターの図書室において、蔵書の約1割に当たる一般書と児童書を 合わせて約1,000冊の入れ替え作業を行い、利用者へのサービス向上につなげることが できた。また、図書室の工事に伴い、平石・姿川生涯学習センターにおいては、書架再構 成の支援や閉架業務の協力を行った。新たに若者まちなか活動・交流センターへ、若 年層向けの閲覧用資料の団体貸出を行い、若者が本に触れる機会の拡充を図った。 ・センター図書室については、ニーズに合わせた蔵書構成の検討が必要である。また、団 体貸出については、出版年の新しい資料も貸出に対応できるよう運用の見直しが必要で ある。 【②今後の取組方針:センター図書室支援強化と地域性やニーズに沿った資料選定】 ・引き続き、センター事業との連携や地域性、利用者ニーズに沿った資料選定に取り組 む。 ・また、横川生涯学習センター図書室において、蔵書の刷新(入れ替え)を実施するほか、 団体貸出についても開架資料の活用も見据えた貸出の運用等の見直しを行っていく。	
188	市図書館と学校図書館のネット ワークの整備	Iー2	生涯にわたる学習活動 の促進		小・中学生の読書活 動、学習活動の支援 及び教職員の教育 活動の充実	児童生徒及び教職 員	市内の小中学校に対し 図書の巡回貸出、学校 図書館司書への研修の 実施	計画 どおり	4,660	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):学校巡回図書サービスの利用促進】 ・感染症対策の緩和や、学校司書との連携などにより、学校希望図書の利用が、校数・件 数ともに増加した。今後も、各学校のニーズに応じた蔵書や支援を図っていく必要があ る。 【②今後の取組方針:小中学生の読書活動・学習活動の支援】 ・引き続き、図書館と学校図書館との連携を深め、児童生徒の読書・学習活動を支援して いく。すべての学校が積極的に希望図書を利用できるよう、ニーズに応じた蔵書や機会を 捉えた周知、働きかけに取り組むとともに、学校図書館関係者へのきめ細かな支援を 行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
189	図書館障がい者サービス	Iー2	生涯にわたる学習活動の促進		図書館来館が困難な市民に対する読書の機会の提供	市内に居住または通勤通学している障がい者。特に活字の変換サービスが不可欠な視覚障がい者。身体障害がい者、要支援・要介護認定者	・図書館に来館できない障がい者に対する、送料図書館負担による郵送貸出 ・視覚障がい者に対する、点訳・音訳図書を作成・貸出及び郵送貸出 ・点訳・音訳作業を行う奉仕員育成のための研修の実施	計画どおり	2,870	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):着実な事業実施と読書バリアフリー法を捉えた取組】 ・音訳・点訳資料の作成など、障がい者サービスを着実に実施するとともに、音訳・点訳奉仕員の研修会を開催し、人材育成を図ることができた。また、読書バリアフリー法に基づき読書困難者の環境整備のため、視覚障がい者等にとってアクセシブルな資料を集めたコーナーの新設(「りんごの棚」)や、文字拡大、読み上げ機能などを備えたデジタル図書である「マルチメディアデジイ」を導入した。来館困難者や読書機会の少ない子ども等へのアウトリーチサービスについては、相手方の実情に即して実施した。 ・利用の推進に向け、当事者への周知や資料の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:障がい者サービスの充実と読書バリアフリー法に基づいた取組】 ・アクセシブルな資料の充実を図るとともに、新たに導入した多様な機能を備えた「マルチメディアデジイ」の効果的な利活用や、関係課や関係団体等と連携した当事者への周知方法を検討し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書に親しめる環境づくりを推進する。また、障がい者の就労支援についてもビジネス支援の一環として取り込んでいく。	
190	親子読書促進事業	Iー2	生涯にわたる学習活動の促進		家庭での読書活動のきっかけづくり	市内に居住する乳幼児とその保護者	乳幼児と保護者を対象として、生涯学習センター等でのおはなし会と読み聞かせの講座の実施	計画どおり	174	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業実施及び図書室の利用促進】 ・講義を主とした内容から、気軽に参加できる読み聞かせの体験を主とした内容に変えて「ちっちゃなおはなし会」として実施した。また、前年度の参加人数等の結果を踏まえ、11か所の生涯学習センターを対象とし、予定通り実施ができた。開催回数は減ったが、図書館のおはなし会にも参加する親子も見受けられ、家庭での読書活動のきっかけづくりやセンター図書室の利用促進につながった。なお、会場により参加申し込み状況に差があったことから、身近であるセンターでより気軽に参加してもらえるよう、機会を捉えて周知啓発を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:着実な事業実施】 ・引き続き、家庭での読書活動を支援するため、身近なセンターにおいて親子で気軽に参加でき、センター図書室の利用促進にもつながるよう、周知方法の工夫をしていく。また、この事業を支援するボランティアについては、新型コロナウイルス感染症による影響で活動を休止しているが、活動内容の見直し等を行い、再開の準備を進めていく。	
191	図書館整備事業	Iー2	生涯にわたる学習活動の促進		図書館の読書環境の整備	図書館利用者	図書館の機能保持及び安全確保のための整備	計画どおり	115,401	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な施設整備】 ・中央図書館や東図書館のLED化工事のほか昨年度繰り越したとなった東図書館のエレベーター改修工事などを順調に実施した。 【②今後の取組方針:計画的な施設整備】 ・施設設備の計画的な更新により、読書環境の整備に努める。 ・また、南図書館の照明設備LED化工事など4件の工事を実施し、図書館利用者への快適な利用環境を提供していく。	
192	図書館館内資料の収集提供	Iー2	生涯にわたる学習活動の促進		市民ニーズに対応した読書活動の推進	市内に居住又は通勤通学している人及び宇都宮市図書館の利用者	資料の収集、整理、貸出、調査相談等の事業	計画どおり	108,552	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):地域資料デジタル化の推進と電子書籍貸出サービスの円滑な運用】 ・劣化の著しい地域資料81点のデジタル化に取り組み、関連講座にあわせて「宇都宮市図書館デジタルアーカイブ」の市民周知を行った。また、市民や地域の課題解決を支援する資料の着実な収集・提供を行ったほか、姉妹都市の齊齊哈爾(チチハル)市から寄贈があった児童書を図書館資料として受入れし、市民に供した。 ・令和5年4月から本格的に導入した「宇都宮市電子図書館」について、電子書籍の収集方針や学校図書館との連携など、活用範囲や運用方針の検討を進めるとともに、市民への周知を図った。 ・「宇都宮市電子図書館」については、引き続き、電子書籍の収集方針や学校図書館との連携について整理を進めるとともに、利用機会の拡大を図る必要がある。 【②今後の取組方針:地域資料デジタル化の推進と電子書籍貸出サービスの利用促進】 ・劣化の著しい地域資料のデジタル化及びデジタル化資料のHP公開に取り組むとともに、市民の課題解決を支援するため、レファレンス事例のHP公開やパスファインダー(調べ方の道しるべ)作成など、レファレンスサービスの利用促進に係る取組のほか、ビジネス支援、家庭生活支援などの取組を進め、図書館資源の利用機会の拡大を図っていく。 ・電子書籍貸出サービスについては、引き続き、電子書籍の収集方針や学校図書館との連携について整理していくとともに、「宇都宮市電子図書館」を活用した読書機会の充実を図るため、子どもや障がい者などの多様な市民に向けた、より効果的な取組や周知方法を検討していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
193	図書館読書推進事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		講座やイベントを通じた、読書に親しむ機会の提供	市内に居住又は通勤通学している人及び宇都宮市図書館の利用者	講座、講演会、おはなし会など読書や各図書館の特色と関わりのある事業の実施	計画どおり	1,318	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業実施】 ・新型コロナウイルス感染症の対策に伴う制限が落ち着いたことから、「図書館祭り」を大きな規模で再開するなど、前年と比べ、事業全体の実施回数や参加者数を増やすことができた。また、コロナ禍でも続行していた高校生の取組による「MIYATEEN」の編集、「うつのみやこども賞事業」など本市図書館独自の事業についても着実に実施したほか、デジタルを活用した取組として、SNSでの情報発信や、新たにビジネス支援講座の動画配信を行うなど、市民の読書活動の推進を図ることができた。 【②今後の取組方針:着実な事業の実施】 市民の読書活動をより一層推進するため、各図書館の特色に合わせた事業等を、必要に応じて関係機関との連携・協力を図りながら進める。また、うつのみやこども賞40周年記念事業についても、子どもを中心に読書活動を啓発するため着実に実施する。	
194	青少年対象事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進	好循環P	体験活動等を通じた青少年の規範意識や道徳心の醸成	市内小・中学生、高校生及び市内に住んでいるか勤めている18歳から30歳までの市民	少年教室、中・高校生地域活動講座、青年教室などの講座の開催	計画どおり	743	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):地域や地元企業等と連携した体験学習等の実施】 ・地域住民や地元企業の連携のもと、外国人や学区の違う児童同士が交流しながら、伝統工芸品などのものづくり体験やプログラミング学習などといった日常生活では体験できない学習プログラムを実施した。新型コロナウイルス感染症前の従来通りの環境での講座実施に努め、講座数および参加者数が増加した。また、多様化する青少年のライフスタイルや学習ニーズに対応した講座を実施することで、青少年の規範意識や道徳心の習得、地域理解の醸成に取り組んだ。 【②今後の取組方針:青少年のライフスタイルに対応した講座の実施】 ・積極的に地域や企業と連携し、学校や家庭では経験できない体験活動や異年齢との交流等、多様化する青少年のライフスタイルや学習ニーズに対応した講座を実施していく。プログラミングの内容の刷新や、デジタル技術の活用など、新たな方式でより多くの青少年が参加できる学習環境を整え、道徳心や規範意識等の醸成を引き続き図っていく。	
195	生涯学習情報提供事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		学習情報提供及び学習支援の充実と、学んだ成果と活動をつなげる仕組みづくり	市民	生涯学習情報提供システム(マナビス)による情報提供、学習相談窓口の開設	計画どおり	95	H3		【①昨年度の評価(成果や課題):市民の主体的な生涯学習活動の支援】 ・インターネット上での生涯学習情報の提供や各生涯学習センター等での学習相談において、講座・イベントや団体・サーク等の多様な学習情報を提供したことにより、市民の主体的な生涯学習活動の支援をすることができた。また、マナビスについては、令和8年度のシステム更新に向け、掲載・収集する情報を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:マナビスの周知、最新情報への定期的更新】 ・市民の主体的な学習活動を支援するため、マナビスの周知に継続して取り組むとともに、登録情報について定期的に更新を行い、最新の情報の掲載に努めるほか、貸館システムである公共施設予約システムと連携し、生涯学習団体を適切に管理する手法の検討に取り組む。また、令和8年度にシステム更新を迎えるにあたり、令和7年度に機能要件や仕様などの事項を検討することになるため、必要な調整を行う。	
196	視聴覚ライブラリー運営事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		学校や社会教育施設等に対して、視聴覚機材・教材等の貸出しや講座、映画会の開催を通して視聴覚に関する学習機会を提供し、視聴覚教育の振興を図る	学校・社会教育団体及び市民	・映画会・パソコン講座の開催 ・視聴覚機器の操作研修 ・視聴覚機材・教材・施設の貸出 ・団体の事業・制作支援	計画どおり	911	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):教材・機材・施設の利用、パソコン室の通信環境改善と取り組みの充実等】 ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に伴い、施設の利用制限を緩和したこと等により、施設や機材の利用件数は増加した。 ・映画会においても「スタジオミニシアター」などの新規事業を実施したことから参加者数は増加した。 ・経年劣化により利用に支障が生じていたパソコン室のパソコンのリース更新を行い、Wi-Fi環境の再構築を行い通信環境の改善を図った。また、指定管理者による自主事業として「小学生向けプログラミング教室」を3回実施し、視聴覚に関する学習機会の充実に図った。 【②今後の取組方針:視聴覚に関する学習機会の充実及び視聴覚教育の振興】 ・指定管理者のノウハウを活用し、視聴覚に関する学習機会の充実及び広報活動に取り組むとともに、利用者アンケートを調査し新たなニーズを把握しながら視聴覚教育の振興を引き続き図っていく。本年度中にあり方、機能の整理を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
197	ニューススポーツの普及促進	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		子どもから高齢者まで、様々な世代が、気軽に取り組めるスポーツ活動のきっかけづくり	市民	・ニューススポーツ用具の貸出 ・ニューススポーツ大会の開催	計画 どおり	746	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):幅広い世代へのニューススポーツの普及】 ・ニューススポーツ大会を開催するとともに、市民や市内に拠点を置く事業所等に対し、ペタンクやグラウンドゴルフなどのニューススポーツの用具の無料貸出を行うことで、幅広い世代が気軽にスポーツに取り組めるきっかけづくりを行い、昨年度よりも貸出件数が増加した。 ・スポーツ活動のきっかけづくりとして、更なる用具の活用や、ニューススポーツ大会への参加者の増加に向けた周知啓発を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:メディア等の媒体の活用や関係団体との連携】 ・引き続き、市ホームページや広報紙でニューススポーツの無料貸出の情報を掲載するとともに、ニューススポーツの良さをさらに伝えられるよう周知啓発を行っていく。 ・様々な世代の市民が身近に楽しむことができるよう、スポーツ推進委員会や地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、ニューススポーツ大会や地域スポーツクラブフェスタを開催するなど、ニューススポーツの普及・促進に努める。開催にあたっては関係機関と十分な協議を行い、魅力ある内容へと充実を図り実施していく。	
198	スポーツ広場整備補助金	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・子どもから高齢者までが、スポーツに親しめる場の整備促進 ・身近な地域でスポーツに親しめる場の整備促進	市民(自治会、地区スポーツ会等の公共的な団体)	市民・地域主体によるスポーツ広場の設置・整備費用に係る補助	計画 どおり	0	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の周知】 ・補助制度の活用について、適宜、自治会などからの相談に対応したものの、令和4年度に引き続き申請がなかった。 ・令和3年度まではほぼ毎年申請があったことから、申請されない理由を検証した上で、補助制度の見直しを検討する必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の周知継続】 ・引き続き、制度の周知を図りながら、すでに補助を受けている自治会等のスポーツ広場の再整備に対する補助は継続するとともに、新たな整備に対する補助については見直しを検討するなど、身近な場所で気軽にスポーツに親しむ場の充実に取り組んでいく。	
199	地域スポーツクラブ活動支援事業	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		子どもから高齢者までが、身近にスポーツに親しめる場の確保	市民	市内全域をカバーできるよう、地域スポーツクラブの設立、運営の支援	計画 どおり	9,224	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):既存クラブの活動の活性化・地域スポーツクラブ未設置地域の機運醸成】 ・既存クラブの紹介動画を作成し、宇都宮ケーブルテレビで放映するとともに地域スポーツクラブフェスタを行うなど、周知啓発を行った。 ・地域スポーツクラブの設立にあたっては、発起人会・設立準備委員会の設置など、地域内の合意形成が必要不可欠であることから、クラブの設立に興味のある地区で、スポーツ推進委員や地区団体をはじめ、まちづくり協議会や連合自治会への説明会等を行うなど、積極的な支援を実施することができた。 ・令和5年度から新たに創設した「地区追加補助金」の活用をクラブや地域に促進し、令和6年度に1地区が追加見込となった。 ・宇都宮市スポーツ振興財団による新たな既存クラブへの支援策について、各クラブとの話し合いをしながら検討を行い、支援策のひとつとして12月にクラブへの財団によるスポーツ教室の出前講座を試験的に実施することができた。 ・民間のスポーツクラブの増加や、個人で身近に行えるスポーツへの関心の高まりなどもあり、カバー率は近年までほぼ横ばいが続いているため、引き続き、更なるカバー地区の拡大に向けた取組が必要である。 【②今後の取組方針:新規クラブ設立及び既存クラブの運営支援】 ・既存クラブの活性化を図るとともに、新規クラブの立ち上げに向けて、地域住民の機運が醸成されるよう、継続的に各種団体などに働きかけや、課題解決に向けた助言・支援を行う。特に、北西部地域体育施設の整備を契機として、篠井、富屋、国本地区のクラブ設立に向けた機運を高めていく。 ・地域スポーツクラブがカバー地区を拡大した場合の運営を支援する「地区追加補助金」を活用促進し、全市域カバーをより一層推進する。 ・令和5年度に試験的に行ったスポーツ振興財団による既存クラブへの支援策について、今年度から本格的に実施し、クラブ運営安定化への支援強化を図る。	
200	スポーツ教室の開催	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・子どものスポーツ活動の機会創出 ・各種ニーズに対応した地域のスポーツ活動の充実	市民	市内各地(施設)でのスポーツ教室の開催	計画 どおり	・スポーツ振興財団運営費補助金 ・指定管理者による自主事業	—		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズに対応した様々な教室の開催】 ・スポーツ振興財団などの指定管理者と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した様々な教室を開催し、スポーツ活動機会の提供に取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症により参加人数が減少しており、現在増加傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染症の流行前の人数には届いていない。 【②今後の取組方針:ニーズに応じたスポーツ教室の開催】 引き続き、スポーツ振興財団などの指定管理者と連携しながら、超高齢社会における健康寿命の延伸や子どものスポーツ活動の苦手意識の解消、新型コロナウイルスの影響による市民のスポーツ離れや体力低下など、社会情勢やライフスタイルに応じたスポーツ教室を開催する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
201	スポーツ指導デリバリー事業	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		身近な場でスポーツに取り組む機会の提供	・市民 ・地域団体 等	市内各所に出向いたスポーツ指導の実施	計画 どおり	・スポーツ振興財団運営費補助金 ・指定管理者による自主事業	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズに対応した様々なスポーツ指導の実施】 ・地域団体や企業等からの申し込みに応じ、スポーツ振興財団において参加者の身近な場所でスポーツ指導を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症により講座の実施回数が減少しており、現在増加傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染症の流行前の回数には届いていない。 【②今後の取組方針:ニーズに合わせたスポーツ指導の実施】 引き続き、地域におけるスポーツ振興の機運を醸成し、更なるスポーツ人口の拡大を図るため、スポーツ振興財団と連携しながら、開催場所や内容などのニーズに柔軟に対応しながらスポーツ活動の機会を提供していく。	
202	スポーツ大会出場補助金	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技力の向上や郷土意識の醸成、スポーツを支える活動への参加促進	・市内スポーツ団体 ・市内学校の応援団 等	県外で開催される全国大会出場者や応援団への費用の一部を補助	計画 どおり	2,973	出場補助:H17 応援補助:H21		【①昨年度の評価(成果や課題):市民のスポーツ活動環境の支援】 ・新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限等が無くなったことから、補助件数は昨年度より増加した。 ・補助内容が交通費のみであるため、今後のニーズを踏まえ補助内容の見直しを検討する必要がある。 【②今後の取組方針:補助の継続と更なる周知】 全国大会への出場や応援遠征は、競技力の向上や郷土意識の醸成、スポーツを支える活動への参加促進など、本市のスポーツ振興に寄与することから、制度の周知を図りながら引き続き事業を継続していく。	
203	市民スポーツ大会の開催	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技スポーツ活動の奨励	市民	12競技による宇都宮市民スポーツ大会の開催	計画 どおり	614	S38		【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した開催】 市スポーツ協会や各競技団体と連携し、野球やサッカーなど12競技の大会を円滑に開催し、各地区の競技スポーツの活性化を図ったが、大会の参加者や参加地区が減少傾向にある。 【②今後の取組方針:競技スポーツの参画機会の拡大】 多くの市民が競技スポーツに参加できるよう、参加者の拡大に努めることを前提としながら、開催内容については、関係機関と十分な協議を行いながら、実施していく。	
204	マラソン大会の開催	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		スポーツ活動への参加促進	市民等	清原工業団地周辺道路を会場としたマラソン大会の開催	計画 どおり	5,578	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):参加者の更なる安全確保と快適なコース運営】 ・ライトライン開業記念大会として、今大会は4年ぶりとなる新型コロナウイルス感染症の状況下以前の規模での開催であったが、大きな混乱や怪我人等もなく、安全安心な大会開催ができた。 ・今後もライトラインと連携しながら、魅力ある大会として開催していく必要がある。 【②今後の取組方針:マラソン大会の魅力発信】 ・昨年度以上の参加者を目指し、周知方法や実施内容等を検討し、地域・関係団体の協力のもと、宇都宮マラソン大会を開催する。	
205	プロ野球公式戦の開催誘致	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	市民	プロ野球公式戦の開催	計画 どおり	21 (開催費についてはスポーツ振興財団運営費補助金)	—		【①昨年度の評価(成果や課題):プロ野球公式戦の開催】 ・市長による読売新聞本社へのトップセールスを行い、令和7年度開催に向けた球団との協議等を行った。 ・定期的な開催に向け、ライトラインとの連携向上などを図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:プロ野球公式戦の開催誘致の強化】 プロスポーツの観戦機会の提供により、スポーツをより身近に感じてもらうことが生涯スポーツの普及促進にもつながることから、引き続き、スポーツ振興財団などの関係機関と連携し、複数の球団に働きかけを行うなど、より積極的にプロ野球の開催誘致に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
206	スポーツ施設等の整備	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・誰もが利用しやすいスポーツ活動環境の整備 ・市民のスポーツ活動を支える環境の充実	市民等	計画的かつ効率的・効率的な施設整備	計画どおり	1,802,400	—		【①昨年度の評価(成果や課題):第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に基づく施設整備の推進】 ・第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に基づき、北西部地域体育施設整備については、基本設計及び事業地の地質調査を実施するとともに、宮原運動公園再整備においては、野球場の改築工事を完了させた。 ・引き続き、市民のスポーツ活動を支える環境の充実を図るため、着実に事業を推進していく必要がある。 ・スポーツ施設等の利用環境の向上を図るため、屋板運動場の夜間照明改修工事や、みずほの中央公園・錦中央公園等のトイレ洋式化工事を実施するとともに、明保野体育館の空調設置工事、ドリームプールかわちの吊天井等改修工事に着手するなど、スポーツ活動環境の充実に取り組んだ。 ・引き続き、施設の老朽化や利用者ニーズを把握し整備の優先順位を見極めながら、照明のLED化や空調設備の設置、トイレ洋式化など利用環境の向上に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:市民ニーズや施設の老朽化等の状況を的確に捉えた施設整備】 ・北西部地域体育施設整備については、事業者の募集・選定を行い基本設計に基づきながら、実施設設計に着手するなど着実な整備に取り組むとともに、河内体育館の空調設備設置等工事やスケートセンター吊天井改修工事など、効率的・計画的な整備に取り組む。 ・また、宮原運動公園の再整備として駐車場や3X3コート整備、河内総合運動公園多目的運動場の照明改修工事に取り組むなど、スポーツ活動環境の充実やスポーツ施設の機能向上を図る。	拡大
207	スポーツ推進委員の育成	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		地域のスポーツ活動の中心的役割を担う人材の育成	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員の任命、研修会の実施	計画どおり	5,209	S38		【①昨年度の評価(成果や課題):研修会の増加】 ・一部の研修をオンラインで行うなど、工夫をしながら研修等を実施した。 ・今後もより多くの委員が研修に参加できるよう、日程や研修内容等の見直しを随時行いながら、スポーツ推進委員の資質向上を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:委員の更なる資質向上】 引き続き、オンライン研修などを活用しながら、スポーツに関する知識・技能向上につながる研修会を開催していく。	
208	少年スポーツ指導員の育成	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		少年スポーツ指導者の人材育成・資質向上	少年スポーツ指導員	少年スポーツ指導員の依頼・研修会の開催	計画どおり	3,820	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):研修会の増加】 ・一部の研修をオンラインで行うなど、工夫をしながら研修等を実施した。 ・今後もより多くの委員が研修に参加できるよう、日程や研修内容等の見直しを随時行いながら、スポーツ推進委員の資質向上を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:委員の更なる資質向上】 引き続き、オンライン研修などを活用しながら、スポーツに関する知識・技能向上につながる研修会を開催していく。	
209	スポーツ協会育成補助金	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技スポーツの普及・強化や地域のスポーツ活動の推進	宇都宮市スポーツ協会	加盟競技団体、地区スポーツ協会、スポーツ少年団への支援	計画どおり	19,984	S23		【①昨年度の評価(成果や課題):市スポーツ協会の支援を通したスポーツの振興】 ・市スポーツ協会に対し、運営費の一部を補助することにより、各地区スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団の活性化を図り、市のスポーツ人口の拡大及び競技力の向上を図った。 ・今後は、新たに地域スポーツと競技スポーツの振興や指導者の確保・支援などを一体的に担える組織となるようあり方を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:市スポーツ協会の育成】 ・引き続き、競技スポーツの普及や地域スポーツの更なる振興を図るため、市スポーツ協会への支援を継続する。 ・事業内容や、職員定数など将来のあり方についてスポーツ協会や関係課と協議していく。	
210	宇都宮市スポーツ振興財団運営補助	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		市民のスポーツ振興に寄与する団体の支援、連携強化	宇都宮市スポーツ振興財団	宇都宮市スポーツ振興財団の運営費の補助	計画どおり	179,681	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):市スポーツ協会の支援を通したスポーツの振興】 ・市スポーツ協会に対し、運営費の一部を補助することにより、各地区スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団の活性化を図り、市のスポーツ人口の拡大及び競技力の向上を図った。 ・今後は、新たに地域スポーツと競技スポーツの振興や指導者の確保・支援などを一体的に担える組織となるようあり方を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:市スポーツ協会の育成】 ・引き続き、競技スポーツの普及や地域スポーツの更なる振興を図るため、市スポーツ協会への支援を継続する。 ・事業内容や、職員定数など将来のあり方についてスポーツ協会や関係課と協議していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R5 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
211	プロスポーツチームの支援・連携	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		市民のスポーツ振興に寄与する団体の支援、連携強化	・栃木SC ・宇都宮ブレックス ・宇都宮ブリッツェン	試合会場・練習場所の環境整備・優先提供	計画どおり	—	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):市スポーツ協会の支援を通じたスポーツの振興】 ・市スポーツ協会に対し、運営費の一部を補助することにより、各地区スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団の活性化を図り、市のスポーツ人口の拡大及び競技力の向上を図った。 ・今後は、新たに地域スポーツと競技スポーツの振興や指導者の確保・支援などを一体的に担える組織となるようあり方を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:市スポーツ協会の育成】 ・引き続き、競技スポーツの普及や地域スポーツの更なる振興を図るため、市スポーツ協会への支援を継続する。 ・事業内容や、職員定数など将来のあり方についてスポーツ協会や関係課と協議していく。	